

競争力強化のための投資環境整備に関する日越共同イニシアティブ

報告書

2003年12月4日

日本とベトナムが外交関係を樹立したのは1973年9月21日のことであった。しかし、70年代及び80年代のこの地域における国際関係に起因する様々な理由により、実際に日本とベトナムとの二国間関係が急速に発展を始めたのは概ねこの10年のことではない。日本はこの10年で様々な分野、就中経済協力、貿易、投資の三つの分野で大きな貢献を果たし、ベトナムの社会経済発展、就中ベトナムの工業及び農業の発展やインフラ開発などの分野で特に大きな役割を果たしてきた。

しかし、我々が住んでいるこの地域では、新世紀を迎え、この地域の来るべき時代の経済発展のあり方を規定する新しいパラダイムを希求する流れが加速している。AFTAは、様々な紆余曲折を経ながら、まだ駆け出しながらもその輪郭を明らかにしつつある。ASEANの国々は、自らの経済利益を確保する独自の動きを見せつつも、他方、日本のような非加盟国とのFTAの設立など、様々な分野でASEAN全体として努力を傾注している点は賞賛に値する。

このような東アジア全体を覆う大きな動きの中で、ベトナムは、他のASEAN諸国においても共通の成長のエンジンの一つである外国投資をできるだけ多く呼び込むことを通じて競争力強化を果たすことが求められている。

2003年4月に日本の小泉総理大臣とベトナムのファン・ヴァン・カイ首相が会談し、日越共同イニシアティブを立ち上げた。このイニシアティブは政策決定の中枢を握る政府関係者と産業界が集まっているという点、また、ハイレベルの指導者がイニシアティブを発揮して様々な課題をすくい上げ、ベトナムが飛躍的に投資環境を改善しているという姿を内外に示すという意味において画期的である。

投資環境の改善はベトナムの開発に携わる全ての関係者の利益になるのみならず、ベトナム自身が最大の受益者である。このイニシアティブの結果として取りまとめられた行動計画は、日本の投資家のみならず他の外国投資家及び地場の投資家にも同様の利益を与えるものである。

ベトナムと日本はこの共同イニシアティブに対して集中的に取り組み、最終的に両国の英知と努力の結集とも言えるこの報告書を完成させた。この報告書は、東京で開催される日ASEAN特別首脳会合の折りの2003年12月10日に開催される予定の日越首脳会談の際に両国首脳に提出される予定である。

ベトナム政府と日本政府は、この行動計画の実施に向けた強力な決定と意欲を宣言する。

2003年12月4日 ベトナム、ハノイにて署名

競争力強化のための投資環境整備に関する日越共同イニシアティブ
合同委員会メンバー

ベトナム側 (共同議長) 計画投資大臣	日本側 駐ベトナム日本国特命全権大使
ヴォー・ホン・フック 次期駐日大使	服部 則夫 日本経済団体連合会副会長 日本経済団体連合会日越経済委員会委員長
チュー・トアン・カップ (その他委員) 商業次官	宮原 賢次 外務省技術協力課長
マイ・ヴァン・ゾー 財政次官	沼田 幹夫 外務省南東アジア第一課長
レ・ティ・バン・タム 科学技術次官	山野内 勘二 財務省開発機関課長
ブイ・マイン・ハイ 交通運輸次官	石井 菜穂子 財務省財政総合政策研究所 国際交流室長
チャン・ドアン・トー 工業次官	佐藤 正之 経済産業省アジア大洋州課長
グエン・スアン・チュアン 郵電次官	杉田 定大 経済産業省技術協力課長
ダン・ディン・ラム 首相府	根井 寿規 在ベトナム日本国大使館公使
グエン・クオック・フン	北野 充

国際協力機構アジア第一部長

佐藤 幹治

国際協力銀行 企業金融部長

中村 誠一

国際協力銀行 開発第二部長

橋本 和司

日本貿易振興機構 市場開拓部長

石渡 健次郎

国際協力機構 ハノイ駐在員事務所長

菊地 文夫

国際協力銀行 ハノイ駐在員事務所
首席駐在員

鈴木 博

日本貿易振興機構 ハノイ駐在員事務所長

山田 康博

日本貿易振興機構 ハノイ駐在員事務所長

中野 節

日本経済団体連合会 国際経済本部長

角田 博

ベトナム日本商工会会長
同日越経済会議委員会委員長

三瀬 惇

ホーチミン日本商工会会長

会川 精二

行動計画

1. 日越共同イニシアティブの意義・目的

2003年4月7日、ベトナム社会主義共和国のファン・ヴァン・カイ首相と日本国小泉純一郎内閣総理大臣は「競争力強化のための投資環境改善に関する日越共同イニシアティブ」（以下「日越共同イニシアティブ」）を立ち上げることに合意し決定した。

このイニシアティブは、ベトナムの競争力を強化するためのベトナムへの外国直接投資の促進を目的とする。特に、日越両国政府のオーナーシップとコミットメントを十分に引き出すとの考え方の下、ベトナムが今後一層の経済成長を実現するために優先的に取り組むべき具体的な方策を日越のハイレベル指導者を巻き込んだ双方向の集中的な政策対話を通じて両国間で共有し実現に移していくことを最大の目的としている。その際、ベトナムがアジア大の大競争を勝ち抜いていくために求められる競争力の強化とそのための不可欠の要素である外国投資誘致の二点に焦点を絞り具体的な行動計画（アクション・プラン）を取りまとめ、強力に実施を促進していくことが最大の特徴である。すなわち、本イニシアティブにおいては、ベトナム経済成長の各要素のうち、特に民間経済の発展を支える投資環境の飛躍的改善を集中的に図るために方策を検討し、これを行動計画に取りまとめ実施に移していく。

2. 対越投資を巡る現状

ベトナムは、1986年末のドイモイ政策採択以降、計画経済から市場経済への移行（いわゆる「市場経済化」）に努めてきた。また経済セクターとしては、従来は国有企業、合作社等の公的セクター一本であったところを1990年代以降、外資導入を図るとともに非国営部門、すなわち民間セクターの育成を指向してきた結果、外国投資や地場民間セクターなどの成長を中核として1992年以降には他のASEAN周辺諸国に比べれば高い経済成長を持続することに成功してきた。ベトナムブームと言われた1990年代半ばには10%近い成長を記録した後、1998年及び1999年にはアジア通貨危機の影響等もあり一時的に落ち込んだが、企業法成立をきっかけとした地場民間セクターの成長、外国直接投資の回復等により、2000年は6.7%、2001年は6.8%、2002年は7.0%と再び上昇に転じつつある。

翻って日系企業の動向を見ると、日本の対ベトナム投資額は、他のASEAN諸国への投資額と比較すると極めて小さい。また、日本からの投資額は絶対額で減少しているだけでなく、他の東アジア諸国との比較においても減少している。経済危機後、東アジア諸国の多くはFDI、特にアジアの主要投資国である日本からの投資を誘致するため、積極的な促進

策を実行した。日本からの投資の誘致競争は激化し、ベトナムは厳しい立場に置かれている。今後ベトナムの産業競争力を強化し成長を促進していくに当たっては、現存するベトナムの優位性を最大限に生かすための以下のような政策的対応を重視し、A F T A 統合に伴い ASEAN 域内で進展することが見込まれる経済的相互依存関係（サプライ・チェーンなど）の中で固有の生産拠点としての位置づけを確保することが求められる。

- ・ 投資環境の飛躍的改善を図ることを通じたベトナムの競争力の源泉となる分野に対するより一層の外国投資促進
- ・ 民間セクター・中小企業に対して経営・技術・資金等の面から集中的な強化策
- ・ 外国投資促進、民間セクター・中小企業促進を効率的に進めるうえで、両者に共通する戦略的な産業政策の構築
- ・ レッドテープ、腐敗等、ガバナンスに伴う問題点の改善

このような状況の中、今後、ベトナムが外国投資を再び呼び込み、国造りに活用していくためには、政府が投資環境を飛躍的に改善させるための効果ある政策をいかに迅速に打ち出し、かつ、実行できるかに掛かっていると言える。

3 . 対越投資促進のための基本的課題

ベトナムへの対外投資を飛躍的に増大させるためには、潜在的投資家をベトナムに着目させるに十分な有利で魅力的な投資条件を提示できるかという（１）「投資促進戦略」に関わる部分と投資家が実際に事業を実施するに当たり問題となる数々の障壁を以下に除去していくかという（２）「投資環境の改善」に関わる部分とに分けられる。

投資促進戦略の観点からは、中国及び周辺 ASEAN 諸国と競争しうる投資環境を整備することが大切である。投資環境の改善については、企業の障壁となっている投資関連規制の見直し、企業が日常の事業を実施していく上での基盤の不備の是正である。また個別産業毎の政策の改善が急務となっている。以上を踏まえれば、外国投資促進の課題は次のように整理される。

（１）投資関連規制の見直し

（２）実施機関の能力向上（税関、税務署、知的財産権関連機関）

（３）投資関連・ソフトインフラの整備（法体系・司法制度・法曹人材、工業標準化・計量制度、経済統計）

（４）経済インフラの整備（都市交通・都市機能の問題、運輸流通の効率化、電力分野、国際通信環境の改善、排水処理・産業廃棄物処理問題、経済インフラへの JBIC 国際金融の積極活用）

さらに、今後ベトナムへの投資を増加させていくためには、既存投資家のベトナムの投資

環境への満足度を引き上げていくことが重要である。存在的な投資家は既に進出している企業の動向を見ている。

4．対越投資のための具体的対応策

21世紀はアジアの時代と言われて久しい。政治的・歴史的・文化的に多様性が高いことから、経済面での本格的な統合は難しいとされてきたアジア諸国も、グローバル化の潮流に押される形でAFTAの深化、更には東アジア全域を見渡した自由貿易圏の設立に動き出そうとしており、国境を越えた経済関係の深化・再編成が急速に始まっている。ベトナムは、地理的にこのようなダイナミックな変動の中心に位置しており、現在、そのような経済的ダイナミズムをベトナムの経済発展に活用する途上にある。ASEANの昇竜と言われ、ASEAN統合の一層の深化の鍵を握るベトナムは、このようなダイナミズムを活用するための投資環境整備を十分に行えていない。言うまでもなく、ベトナムが経済成長を維持し他のより発展した周辺諸国に追いついていけるか否かは、アジア各国の成長の柱である外国投資をいかにスピーディに誘致していけるかにかかっている。

上記において対越投資促進のための課題を概観し、根幹となる問題意識に触れた。当地の日系企業からは、かかる問題意識に沿った、極めて数多くの具体的かつ機知に富んだ解決策が提示されている。このような措置は必ずしも実現が容易なものではなく、むしろ、実施に当たっては国内に一定の軋轢を産む可能性があることから、ベトナム政府にとって実施に際しては相当の決意を要する項目も含まれる。

このような点を念頭に置き、ベトナム政府と日本政府は、この行動計画の実施に向けた強力な決定と意欲を宣言する。

第1部 外国投資促進戦略の構築及び実施

(1) 裾野産業の育成・誘致・活用

1. 裾野産業の育成

ベトナム政府は、裾野産業育成のための以下の措置を速やかに講ずる。【MPI】

- (1) 裾野産業育成マスタープランの策定
- (2) 経営・技術訓練センター及び技術支援センターの創設
- (3) 地場裾野企業のデータベース化
- (4) 裾野産業工業団地の設置
- (5) 裾野産業への恩典措置（資金調達支援、人材育成訓練支援、技術情報提供、見本市への参加）

日本政府は、以下の支援を検討する。

- (1) 裾野産業育成政策立案支援（裾野産業マスター・プランの策定等）
- (2) 技術指導の実施（技術支援センターの創設、巡回型技術指導等）
- (3) 経営指導の実施
- (4) 中小企業間交流（見本市・商談会、日越の中小企業交流等）
- (5) 裾野産業関連情報提供（地場企業の掘り起こし、技術・ビジネス情報の提供（業種別セミナー開催等）、日系企業とのマッチング（逆見本市の開催等））

また日本政府は、ベトナム政府が指定した裾野産業工業団地への日本の裾野産業の投資を円滑化するための支援を行うことを検討する。

2. 裾野産業の誘致

ベトナム政府は、外資系裾野産業に対する税制上の優遇措置を強化するため改正法人税法施行細則政令の制定を通じて特定の裾野産業に対する税制上のインセンティブを強化する。ベトナム政府は、可及的速やかに改正法人税法施行細則政令を制定する。【MPI、MOF：WT7】

3. 外資系裾野産業の活用

- (1) EPZ・EPE 企業販売分の現地調達率算入：ベトナム政府は、組立企業が EPZ・EPE 企業から部品・原材料を調達する場合であっても、当該組立企業が EPZ・EPE 企業からの調達分を現地調達率に算入することを認める。また、ベトナム政府は、この場合の現調率算定のガイダンスを 2004 年中に出す。【MPI、MOF：WT9】
- (2) EPZ・EPE 企業の国内販売手続きの簡素化：ベトナム政府は、EPZ・EPE 企業が国内市場向け組立企業へ製品を販売するとき、日本を始めとする諸外国の例にない、保税区域間における物品取引と類似の簡便な手続きを採用する。（半年目途以内）【MPI、MOF：WT9】
- (3) EPZ・EPE 企業が国内販売する際に適用される関税：ベトナム政府は、EPZ・EPE 企業の国内販売に関して、当該製品が CEPT 適用条件を満たす限り CEPT/AFTA 税率を適用するための規則を制定する。【MOF：WT9】

(2) 外資系企業向けの法人税優遇措置の明確化

1. 外資法に基づく優遇税制維持

ベトナム政府は、今回の法人税法改正は、別途外資法に規定されている外資系企業に対する法人税の優遇措置（10%、15%、20%の優遇税制）には、投資ライセンスの形態が変更されない限り何ら影響を与えないことを確認する【即座に実施】。また、今後公布される改正法人税法の施行細則政令においてその旨明記する。【2003年未までのできるだけ早いタイミング】【MOF:WT7】

2. 既進出企業の既往インセンティブの確保

ベトナム政府は、今回の法人税法改正は、既に進出している企業が既に得ているインセンティブには何ら影響を与えないことを確認する【即座に実施】。また、今後公布される改正法人税法の施行細則政令においてその旨明記する。【2003年未までのできるだけ早いタイミング】【MOF:WT7】

(3) 個人所得税の改善

ベトナム政府は、基幹税としての個人所得税の役割を重視し、課税最低限引き下げや課税ベースの拡大と同時に以下の点を実施する。

1. 最高税率の引き下げ

ベトナム政府は、2004年に国会に個人所得税法令の改正を提案する。その中で、周辺諸国との競争力を担保するため個人所得税の最高税率の引き下げに関する提案も含める。【2004年の次期個人所得税法令改正時】【MOF:WT7】

2. 所得控除制度の導入

ベトナム政府は、2006年中に新個人所得税法を制定することを国会に提案する。また、この新個人所得税法においてベトナムに適した所得控除制度を盛り込むことを国会に提案する。【2006年の個人所得税法制定時】【MOF:WT7】

日本政府は、上記に対して支援の可能性を検討する。

(4) 外国投資促進活動の拡大（ワンストップ・サービスなど）

新しく設置された FDI 関連機関と局の機能強化の観点からベトナム政府は以下を実施する。

1. ベトナム政府は、関係省庁及び地方政府の予算から投資促進活動のために必要な予算を年間の経常予算として確保する。【MPI：WT1】財政省は2001年8月28日の議決に規定されたこの規則の実施の責任を有する。
2. ベトナム政府は、外国投資に関連する各種許認可発行やトラブルシューティングに関して矛盾が生じた場合、コンタクト・ポイントとしての計画投資省が、関係省庁と連携し、外国投資法や国際約束に整合的な法的措置又は実体上の措置が講じられることを保証する。【MPI：WT1】

日本政府は、ベトナムにおける外国投資促進活動の支援を以下のとおり強化することを検討する。

1. MPI と協力してベトナムへの定期的な投資ミッション派遣。
2. 越側が外国投資促進のためのセミナーを業種別（特に裾野産業に重点）で日本において開催することを支援。
3. MPI の外国投資促進活動とワンストップサービス機能の向上（外国投資局及び北部、中部、南部三カ所の外国投資促進センター）
4. 日越投資協定他の国際的コミットメントを遵守するための外国投資関連法制度の整備支援。
5. 日本における投資促進サービス・オフィスの設置に対する越側への支援（JETRO スキームを想定）

（５）主要産業の発展戦略とM/Pの策定

1. ベトナム政府は、「産業発展戦略」、「M/P」の策定過程において、外資系企業の意見を十分に聴取する場を必ず設けることを約束する【即座に実施】。
2. ベトナム政府は、関税政策、税制などの関連政策と整合性をもった主要産業の発展戦略、M/Pを早期に策定する。

日本政府は、かかる取り組みに対して支援を検討する。【MPI：WT1】

（６）短期滞在ビザ免除の導入

ベトナム政府は、日本人に対する短期ビザ免除（商用含む予定）を2004年の出来るだけ早期に供与する。【MOFA】

第2部 投資環境の飛躍的改善に向けた個別具体的方策

1) 投資関連規制の見直し

(7) 市場参入スケジュールの遵守(日越投資協定)及び外資系商社への市場開放

1. ベトナム政府は、日越投資協定の発効後はこれに定められたスケジュールに従い製造業分野と製造業の完成品輸入販売を含む輸入・流通分野、金融・保険分野、通信分野、広告分野などの各種分野の外資参入制限を緩和する。また、輸入・流通分野の開放に関するガイドラインを日越投資協定発効後可及的速やかに発出する。【MPI: WT1】
(日本側提案注「金融その他サービス産業」への優遇税制の付与については、当該税制がOECDにいう「有害な税制」に該当することとならないよう特段の留意が払わなければならない。)
2. ベトナム政府は、日本の「総合商社」の支店機能を拡大する。このためベトナム政府は、地域・国際経済への統合スケジュールに沿った輸出入商品の品目拡大、輸出入バランス規制の緩和等を行うための商業法改正を行うよう国会に提案する。【2005年の出来るだけ早期に国会へ提案】。【MPI、MOT: WT1】

(8) 不当な投資ルールの廃止

ベトナム政府は、日越投資協定の発効時に即座に80%輸出義務規定(一部品目除く)及び取締役会全会一致ルールを廃止するとともに、同協定に定められたスケジュールに沿って現地調達要求規制及び二重価格制を撤廃する。【MPI: WT1】

(9) 100%外資が認められる分野の明確化

ベトナム政府は、以下の措置を講ずる。【MPI: WT1】

1. 外資法施行細則政令上のネガティブリストに記載されている分野以外の全ての分野で100%外資の参入を認める旨を法律に規定することを次期外資法改正時に国会に提案する。

2. 次期外資法改正に伴う施行細則政令（政令27）改正によって、より詳細なネガティブリストを定める。

（10）労働法

1. 無期限労働契約

1. ベトナム政府は、2004年以降、引き続き労働訴訟の事例情報を外資系企業に対してもっと積極的に開示するとともに、労使関係を更に良好なものにすることを目的とした中央政府レベルのセミナーを投資家の参画を得て開催する。【MOLISA：WT6】
2. ベトナム政府は、次回の労働法改正時に、労働コストの上昇度、企業の意見聴取、他国の制度との比較を通じて、強制的な無期限契約に関する制約をなくすかどうかにつき検討する。【MOLISA：WT6】

2. 年次有給休暇の残業代

ベトナム政府は、次回労働法改正時に、有給休暇における勤務を残業代の対象とすることの是非について検討し国会に提案する。【MOLISA：WT6】

（11）土地法

ベトナム政府は、土地法の改正案を2003年下期国会において通過させ、以下の事項を実現した。【MONRE：WT4】

1. 全ての外資系企業に対して一括払いによる土地使用权の取得を認める。
2. 一括払いで取得した土地使用权及び付着する資産（建物等）に関してリース、出資、ベトナムで活動が認められている金融機関からの借入れ抵当権の設定を認める。
3. 分割払いでリースを受けている、土地に付着する資産（建物等）に関して譲渡、上記抵当権の設定を認める。
4. 土地利用期間が50年（70年）である場合は更に50年（70年）の更新を認める。

（12）部品・原材料等の輸入計画申請制度の廃止

ベトナム政府は、部品・原材料等の輸入計画申請制度を廃止する【2年以内に実施】。【MOT : WT9】

(13) 技術移転の促進

1. ベトナム政府は、現在検討中の技術移転に関する施行細則政令（政令45）の改正により民間企業に関してはロイヤリティ金額の上限を廃止する（1年以内に実施）。また国营企業の資本参加を得ている企業に関してはロイヤリティ金額の上限廃止に向けた緩和を行う。【MOST : WT5】
2. ベトナム政府は、次期民法改正時に技術移転契約期間規制の廃止に向けた緩和のため改正提案を国会に行う。【MOST : WT5】
3. 技術・ノウハウ等知的価値とその対価に関する越関係者への啓蒙活動を実施する。【MOST : WT5】
日越関係者は共同して、政府職員とベトナム人経営者の参加を得て2004年7月頃に技術移転・知的財産権に関するセミナーを主要都市数箇所で開催する。
日本政府は、かかる取り組みに対する支援の可能性を検討する。
4. 技術移転にかかわる税額控除
ベトナム政府は、技術移転を促進するため、政令45の改正時に時限措置として優遇税制の導入を検討する。【MOF、MOST : WT5、WT7】

(14) 広告宣伝費等のキャップ制度の廃止

1. ベトナム政府は、国際経済への統合のコミットメントを実施するロードマップに沿って、次回法人税法改訂の作業の中で上限額の廃止を含めて検討する。【MOF : WT7】
2. ベトナム政府は、2004年以内に、法人税法施行細則政令で14種類の損金算入項目について定義を明確化する。【MOF : WT7】

(15) 30%以上出資の合併企業の入札方式義務付けの廃止

ベトナム政府は、可及的速やかに、越側出資が 30%以上の合弁企業の設備、建築物等の発注に際しての入札方式義務付けを撤廃するために、入札法令の改正案の作成を関係省庁に指示し、国会常務委員会に提出する。【MPI：WT1】

(16) 金融機関の資金・資産の海外運用規制の廃止

ベトナム政府は、国際約束に沿って可及的速やかに外銀支店及び保険会社の資金・資産の海外運用規制を撤廃する。【SBV：WT8】

(17) 資本規制の廃止

1. 現行法では減資は厳しく制約されているが、ベトナム政府は、外資系企業の事業に一層の柔軟性を持たせるために、次期外資法改正時に一定の条件の下に減資を認める法改正を行うよう国会に提案する。【MPI：WT1】
2. ベトナム政府は、総投資額に占める法定資本金の下限規制（現行 30%）につき、次期外資法改正時に緩和することを国会に提案する。【MPI：WT1】

(18) 固定資産輸入に関連して起こる総投資資本の定義の問題

ベトナム政府は、固定資産輸入枠の計算時に減価償却累計額を考慮すべきことを明確化するための法文書を制定する。【半年以内に実施】。【MOT：WT9】

2) 実施機関の能力向上

(19) 税関実務の透明性・信頼性・調和化・迅速化・簡素化等

ベトナム政府は、以下の措置を講ずる。【MOF：WT9】

- 1．改正京都規約の早期批准
- 2．新制度の円滑な執行
- 3．適正通関の徹底
- 4．不正取引に対する取締制度・検査手法の整備
- 5．行政機関相互の連携・協力体制の促進
- 6．税関職員の質的向上
- 7．税関手続き関連情報の公開
- 8．GATT・WTO に沿った関税評価定義の段階的確立（最低価格制の段階的削減）
- 9．通関時の知的財産権の保護に関する税関手続き関連規則の研究・制定
- 10．事前教示制度の実施

日本政府は、以上の項目の実施に関する支援を検討する。

（20）税務行政の適正な執行

- 1．ベトナム政府は、税務実務の改善（効率化、徴税システムの強化・適正化、地場企業と外資系企業に対する徴税におけるレベル・プレイング・フィールド等）を実現するための継続的努力を行う。また日本の ODA の専門家の参画を得て、トラブルシューティングのケーススタディーを行う。【MOF：WT7】
- 2．ベトナム政府は、ODA の VAT 還付問題などの観点から、可及的速やかに中央政府の中にこれらの問題を解決するための「公開相談窓口」を設置する。【MOF：WT7】

日本側は、税務行政近代化（税関職員と税窓口の能力強化、税務調査等）に対する支援を検討する。

（21）知的財産権業務改善

- 1．ベトナム政府は、知的財産権業務手続きの簡素化を引き続き進める。また、インターネットで企業に対して知的財産権関連情報を提供するためのデータ検索・管理システムを構築する（2年以内）。さらに、ベトナム政府は、新規、既存の投資家からの知的財産に関するあらゆる問い合わせに迅速に対応できるコンタクト・ポイントとしての知的財産権庁の機能を強化する【半年以内に実施】。【MOST、MPI：WT5】 日本政府は、インターネットを通じた知的財産権の検索・管理システムの構築に対して支援を検討する。
- 2．ベトナム政府は、商標業務を知的財産権庁（NOIP）に戻すべく、政令 54/2003/ND-CP

の改正を実施する。(即座に実施)【MOST:WT5】

3. ベトナム政府は、WTO (TRIPS 協定) 他の国際約束との優先度を見つつ、マドリッド協定議定書へ早期加盟する。【MOST:WT5】日本政府は、マドリッド協定議定書の早期加盟に対して支援を検討する。

(22) 知的財産権権利執行の強化

1. ベトナム政府は、模倣品を輸入・製造・流通(市場)の3段階で食い止めるべく、摘発・取締り体制を強化する。具体的には、全ての知的財産権権利執行活動を指導・監視し、投資家からの要請に基づき侵害事例(疑わしい事例含む)に対する調査結果を提供する機能を持つよう127委員会の機能強化を含めた具体策を講ずる。【G0:WT5】日本政府は、摘発・取り締まり体制の強化(知的財産権侵害に関する知識・技能普及を含む)に対する支援を検討する。
2. ベトナム政府は、2004年に国家的な模倣品取り締まりキャンペーンを実施する。また、1999年3月6日付の工業財産分野の行政違反制裁に関する政令第12/1999/ND-CPの罰則規定を改正し、知的財産権侵害による罰則が、少なくともそれによって得られる利益を基本的に上回るように改定する【可及的速やかに実施】。【G0、MOST:WT5】日本政府は、国家的な模倣品取り締まりキャンペーン及び違反事例の罰則規定強化のための政令改正に対する支援を検討する。

(23) 汚職撲滅

ベトナム政府は、以下の取り組みを行う。

1. 汚職防止のためのアクションプラン及び具体的措置を引き続き強力に実施する。【G0】
2. ビジネスセクターと政府とのホットラインの機能を強化する。【G0】
3. 税や税関その他の行政制度面での公平、中立、透明性、説明責任及び行政手続の簡素化を進めるための努力を継続する。【G0】

(24) 不正輸入の規制

ベトナム政府は、板ガラスを含む全ての商品の不正輸入に対応するための効果的な措置の導入を続けるとともに、取り締まり窓口の調整機能を強化する<1年以内>。【G0】

3) 投資関連ソフトインフラの整備

(25) 法規範の適正化

1. ベトナム政府は、法規範文書制定法の改正法の施行案内を早期に公布する。また、外国企業に関連する法規範の制定過程においては、外国企業の意見を聴取する。【MOJ：WT2】
2. ベトナム政府は、今次司法省内に新たに設立された法規範をチェックする専門局（法規範検査局及び国際法局）の人員、機能を強化する【1年以内に実施】。【MOJ：WT2】日本政府は、司法省内の法規範をチェックする専門局の機能強化の支援を検討する。

(26) 法執行の適正化

1. ベトナム政府は、速やかに効率的かつ十分な民事判決執行を確保するための適切な措置を取る。【MOJ：WT2】
2. ベトナム政府は、新しい商業仲裁法令に基づき外資系企業がベトナム国内で起こす仲裁事案に外国人を仲裁員として任命することが可能であることを保証する。またベトナム政府は、外国要素のある仲裁事案に適用される外国法令の選択に際して、「ベトナム法の基本原則に反しない」という判断は国際的な慣行に則って行われることを保証する【MOJ：WT2】
3. ベトナム政府は、法規範に対する問い合わせに対する回答を確実かつ迅速に行い、それを公表する企業向け司法相談窓口を各省庁、地方人民委員会、政府機関等に設置する。【1年以内に実施】【MOJ、MPI：WT2】
4. ベトナム政府は、以下の点に関する共通のルールを定めるとともにその趣旨を関係行政機関に徹底する。【MOJ、MPI：WT2】
 - (ア) 審査基準及び標準処理期間の設定・公表
 - (イ) 審査状況に関する情報提供
 - (ウ) 遅滞無い審査開始。
5. 日本の法整備支援プロジェクト（フェーズ2）の一環として、全国法制データベース（National Legal Database）が構築され、司法省をセンターとして地方省23省を結ぶ法規範情報のネットワークが構築された。これを全地方省、さらに上記相談窓口と地方人民委員会にも拡張し、地方においても法規範の最新情報が入手できるようにする。【MOJ：WT2】日本政府は、司法省と協力しつつ、法規範文書制定法の実効性確保に対する支援を検討する。

(27) 法曹人材育成

ベトナム政府は、「法体系開発戦略」を早急に制定し、同戦略と「Legal Needs Assessment」に定められたアクションプランに従って裁判所の能力向上、法曹人材の育成を進めていく。日本政府は、かかるアクションプランの妥当性をレビューする。【MOJ】
日本政府は、法曹人材育成に対する支援を検討する。

(28) 競争法整備

ベトナム政府は、競争法の早期制定を実現するための関連機関の強化を行う（2004年内）。【MOT：WT2】
日本政府は、上記に対する支援を検討する。

(29) 国際会計基準への移行

1. ベトナム政府は、2005年までに会計基準、監査基準をすべて公表し、国際会計基準への統合を図るものとする。【MOF：WT7】
2. ベトナム政府は、2004年から会計法にもとづく企業会計の普及実施を実行する。【MOF：WT7】

(30) 手形・小切手決済制度の整備

ベトナム政府は、政令30の改正も踏まえ、手形・小切手を含む現金決済に代わる決済制度全般に関する研究チームを発足させる（1年以内に実施）。【SBV：WT8】
日本政府は、日本の知見の普及等の支援を検討する。

(3 1) 工業標準・計量制度の整備

- 1 . ベトナム政府は、マスタープランに沿って、標準の近代化、ISO 規格との整合化等を中心とする工業標準化・計量制度の整備に一層努める。【MOST : WT5】
- 2 . ベトナム政府は、認証制度、試験・検査設備の民間への提供等を含む企業向けサービス改善の具体策を提示する【1年以内に実施】。【MOST : WT5】

日本政府は、標準の近代化、ISO 規格との整合化等を中心とする工業標準化・計量制度の整備に対する支援を検討する。

(3 2) 人材育成 (IT 人材、職業訓練等)

ベトナム政府は、職業訓練及び IT 人材養成に一層注力する。【MPI】

日本政府は、IT 人材養成、職業訓練に対する支援を検討する。

(3 3) 経済統計の整備

ベトナム政府は、新統計法の制定を機に統計総局の機能強化を図り、特に統計利用者向けサービスを充実させる。また計画投資省と連携して、投資家からの要求に応じて統計データを速やかに提供できるよう便宜を図る。【GDS】

日本政府は、上記措置に対する支援を検討する。

4) 経済インフラの整備

(34) 都市交通・都市機能

1. ベトナム政府は、ハノイ及びホーチミンにおいて、開発調査の結果に沿って都市交通の整備を着実に進めるとともに都市交通管理(特に主要都市の交通管理と駐車場整備)改善を進める。【MOTC】
2. ベトナム政府は、都市機能の分散を中長期的に実施していく。その際、中央レベルで都市開発の受け皿となる行政機関の明確化を行う。【GO】
3. ベトナム政府は、交通ルールの遵守、交通マナーの普及啓蒙、交通違反の取り締まりの強化等からなる具体的な対策を引き続き強力に講ずる。【MOTC】

日本政府は、上記に対する支援の可能性を検討する。

(35) 運輸の効率化

1. ベトナム政府は、運輸分野への外資系企業の一層の参入(50%以上の出資)を認めることを検討する。【MOTC、MPI】
2. ベトナム政府は、南部及び北部での港湾機能の強化、港湾と都市間の道路整備を着実に進める。【MOTC】

日本政府は、上記に対する支援の可能性を検討する。

(36) 電力分野

1. ベトナム政府は、電力分野における外資参入割合規制(20%)を適用せず、電力法にも規定しないことを確認する【即座に実施】【MOI】
2. ベトナム政府は、産業用電力料金を周辺国と遜色のないレベルにすることの重要性を念頭に置き、徐々に産業用から他の消費家への内部補助を減らすことを目的とした電力料金政策を引き続き実施していく。【MOI】

3. ベトナム政府は、2004年末までに電力料金の二重価格制を廃止する。【MOI：WT3】
4. ベトナム政府は、電力多消費の需要家も含め、確実かつ質の高い（電圧変動の少ない）電力供給を行うよう引き続き努力する。【MOI】
5. ベトナム政府は、電力開発マスタープランに沿って基幹発電所の整備をスケジュール通り進める。【MOI】

日本政府は、円借款、国際金融等を活用して、ロングリスト掲載の発電所を中心にその整備に対する支援の可能性を検討する。

（37）通信環境の改善

1. ベトナム政府は、周辺地域の通信料金の平均を維持するという努力を引き続き進める。製品の効率性向上、供給者のコスト削減等を通じて引き続き国際通信料金（国際通話料金と国際専用線料金を含む）の削減を行う。【MPT：WT3】
2. ベトナム政府は、メンテナンス、安全性、効率性の観点からインターネット事業者の能力が向上されることを支援する。

このような目的のため、ベトナム政府は、外資参入のスケジュールを早める。【MPT、MPI：WT1】

日本政府は、上記のための支援の可能性を検討する。

（38）排水処理・産業廃棄物処理

1. ベトナム政府は、産業廃棄物についての実態調査を行い、適切なりサイクル及び処理・処分ができる体制、制度を探るマスタープラン計画の策定に着手する【1年以内】。また、産業廃棄物の処理・処分の受け皿でもある処理公社の体制改善を実施する。【MONRE】
2. ベトナム政府は、環境基準の適用遵守、取り締まり、処罰実施を全ての企業に平等に適用することを保証する。【MONRE】

日本政府は、廃棄物処理メカニズム適正化のためのM/P構築支援を検討する。

(3 9) 経済インフラへの JBIC 国際金融の積極活用

- 1 . ベトナム政府は、日本の関連機関と協力しつつ国際金融資金についての認識を高めるよう知識の普及宣伝を図るとともに ASEAN 各国の国際金融資金利用状況について調査を行うなどして、その利点や利用法等について研究し実際のインフラ案件、プラント案件への導入を進める【MPI】。日本政府は、知識普及セミナーの実施等の支援を検討する。
- 2 . ベトナム政府は、大型の経済インフラ、プラント案件に対して、政府の保証枠を柔軟に割り当てていく。【MOF】

5) 既存投資家への支援措置

(40) 四輪産業育成

1. 産業発展政策及び税システム（主に乗用車）

1. ベトナム政府は、自動車および部品産業の発展計画の策定に関し、外資系メーカーの意見を聴取する。日本政府は、各方面からの技術専門家の派遣などの種々のスキームにより四輪産業 M/P の策定を支援することを検討する。【MOI】
2. 日本側は、「*ベトナム政府は、法律施行により自動車市場に対する深刻な影響が見られる場合には、国会に対して特別消費税法の見直しを検討するよう提案する。この影響については、2004年4月以降定期的に自動車メーカーとベトナム政府の関連機関から構成されるワーキング・グループにより評価される。*ベトナム政府は、2007年までCKD部品輸入関税を現状に据え置く。*ベトナム政府は2004年1月からのCKD1輸入の廃止を当面見送る。(モデルトライアルとしてのCKD1は不可欠。)(MOF)」と記述することを提案した。
これに対してベトナム側は、これらの諸点の削除を要求した。
両者は、協議を継続し、「評価・促進委員会」を通じて議論の結果を両首脳に報告することを決定した。
3. ベトナム政府は、現地調達比率については、日越投資協定の Annex に定められた計算方式及び控除項目を統一的に用いるものとする。また、国産化義務付けの期間については、越政府のWTO加盟もしくは、2006年末いずれか早期に到達した時点までとし、義務付けられる国産化比率は5%を上限とする。【MOI、MPI】

2. 中古トラック

1. ベトナム政府は、現在、生産後の経過年数による制限の無い中型トラック（GVW5ト以上のカテゴリー）についても、小型トラック（GVW5ト未満のカテゴリー）と同様に、生産後5年以上経過している中古トラックの輸入を認めないという規定を設けるためのロードマップを1年以内に策定する。【MOT】
2. 日本側は、「*ベトナム政府は特定の中古トラック完成車と新車トラック完成車との関税差を2004年以降現行の50%以上に維持する。<MOF> *ベトナム政府は、CKD部品関税を2007年まで据え置く。<MOF>」と記述することを提案した。
これに対してベトナム側は、「ベトナム政府は2004年に特定の中古トラック完成車の関税を新車トラック完成車の関税よりも高くする。」と記述することを提案した。
両者は、協議を継続し、「評価・促進委員会」を通じて議論の結果を両首脳に報告することを決定した。
3. VR (Vietnam Register) は、生産後25年以上経過している車両については車検認可

を停止する【半年以内に実施】。【MOTC】

(41) 二輪産業育成

1. 開発政策

1. 日越双方は、投資ライセンス申請時に企業が提出した F/S の性質について議論した。日本側は F / S はあくまでもその段階における見込みにすぎず、いかなる意味においても企業の活動を制約するものではないと理解している旨主張した。特に、日本側は外資系企業のみならず生産制限が適用されることは日越投資協定に反するおそれがあり、かつ、ベトナムへの日本の直接投資に悪影響があると考えている。これに対してベトナム政府は、原則として F / S は企業の生産量を制約しないが、企業の実際生産能力を勘案しつつも、同時に社会経済状況と国内市場の規模も勘案し、事前の通知と協議を経れば企業の生産能力は制約しないと主張した。両者は、「評価・促進委員会」を通じて議論を継続することを決定した。この関係でベトナム政府と JAMA などの産業界との間の協議は推奨される。

2. バイクおよび部品産業発展戦略の策定

工業省は、客観的分析能力と反応力を有する学者や第 3 者から構成されるタスクフォースを編成し、企業の生産計画の裏づけに関するヒアリング調査を行う中でバイク産業全体としての規模拡大の条件と可能性等を詳細に学び理解する。この結論（複数のシナリオ）を参考にしつつ、ベトナム政府は、関係各省の協力を得て、また、バイクメーカー（地場のみならず外資も含む）の意見を十分に尊重しつつ工業省により策定されたバイク産業に関する総合的発展戦略を了承する【1年以内に実施】。（主要部品ごとの実態調査や育成方策、大量輸入部品の国産化のための部品生産の集約とそこへの技術移転計画、輸出競争力獲得のための条件整備、日本・インドネシア・タイ・中国等との協調や競争戦略、交通ルール遵守と事故対策の策定などベトナムが「世界に向けた中核生産拠点・輸出拠点」になるためには多くの研究すべき緊急の課題がある）

日本政府は、二輪産業 M/P 策定の実施を支援することを検討する。

2. オートバイ部品の輸入関税区分の変更と輸出インセンティブの付与

1. 二輪車部品の関税改正

ベトナム政府は、「外資部品企業およびベトナム資本の部品企業による生産が可能か否か、それらからの調達が可能か否か」という基準に基づき現行の関税率表（MOF、Import-export Tariff）における部品群と関税率を改定する。その際、国内で調達できる部品についてはより高い関税を課す一方で技術的に高度で国内調達ができない部品については低い部品輸入関税を適用する。どの部品をどの区分に対応させるかのリスト作成においては、バイク・部品メーカーの意見を十分に反映させ現実に即したリストを作成する。ベトナム政府はバイク部品産業発展のための措置を講ずる。【MOF】

2. 輸出インセンティブの付与

ベトナム政府は、二輪産業の輸出を促進するため、企業からの意見を聴取しつつ輸出インセンティブの強化のための措置を研究し、実施する。【MOF】

3. オートバイ部品の品質管理基準等

1. ベトナム政府は、品質基準の制定に際しては、前もって、経済的効率性と透明性を確保するという観点から誠実かつ十分な形で外資系バイクメーカーの意見を聞く。
<MOST、MOTC>
2. ベトナム政府は、関連機関の役割を調整・整理することを通じて品質基準手続きの簡素化を行う。<MOST、MOTC>

(42) 電機産業及び電子産業の育成

1. ベトナム政府は、WTO-TRIM 協定との整合性を念頭に置きつつ、ベトナムの電機/電子産業の組み立て企業の現地調達化努力を引き続き促すキット関税率体系を検討する。
【MOF、MPT、MOI、MOT】
2. ベトナム政府は、電子部品組み立て企業のコスト競争力強化と現地化推進のため、外資部品企業およびベトナム資本の部品企業による生産が難しい品目の関税ゼロ化も含めた新関税体系を 2004 年の出来るだけ早急に策定し公表する。【MOF、MPT、MPI、MOT】
3. ベトナム政府は、1 年以内に地場企業や外資系企業に共通にガイドラインとなる電機電子産業マスタープランを策定する。【MPT、MOI】日本政府は電機電子マスタープラン策定に対する支援を検討する。
4. 工業標準の近代化と ISO 規格との整合性を図り、関連規格とこれを実証するため、STAMEQ などの機能を拡充する支援を行い、品質管理、工業標準を向上させる。【MOST】

(43) セメント JV 追加投資時最低出資比率規制 (40%) の廃止

ベトナム政府は、セメント産業 M/P (2001 年 11 月の首相府決定 164 号) における資本比率規制 (40%) の文言を削除するとともに、資本比率は合弁当事者の合意に委ねるべきことを明確にする【即座に実施】。【MOC : WT1】

(44) ベトコンバンクの長期延滞債権問題

ベトナム政府は、ベトコンバンクに対して、ベトコンバンク向け長期延滞債権問題の解決を要求するとともに即座に解決策を探すよう指導する。またベトナム政府は、関係者間でこの問題を議論するための機会を2004年3月までに設けるなど、取りうる全ての措置を講ずる。【SBV】

5. 本イニシアティブのフォローアップ

日越共同イニシアティブは、日越両国政府のオーナーシップとコミットメントを十分に引き出すとの考え方の下、ベトナムが今後一層の経済成長を実現するために優先的に取り組むべき具体的な方策を日越のハイレベル指導者を巻き込んだ双方向の集中的な政策対話を通じて両国間で共有し実現に移していくことを目的としている。このような作業を進めてきた結果として、日越双方が合意する具体的な行動計画（アクション・プラン）を策定した（第6章）。日越双方が合意した行動計画を内容、期限ともその計画通りに実施していくことが本イニシアティブの意義を高める上で死活的に重要であるため、実効的かつ省庁横断的なフォローアップの体制を確保していくことが強く求められる。行動計画に規定された各行動項目は、いずれもベトナムの投資環境改善に資する内容であることから、一義的にはベトナム側が自らオーナーシップをもって実施していくことが求められる性質のものである。他方、かかる行動項目を実現していく上で ODA による日本の協力が適切かつ意義のある項目も含まれることから、このような項目については、日本の ODA を含む様々な協力を検討することも盛り込んでいる。行動計画のかかる構成を踏まえ、具体的には以下のような方式により本イニシアティブのフォローアップを行うこととする。

(1) 行動期限（マイルストーン）の考え方

行動期限の類型としては、(i)行動期限を明示できるもの（例えば「即座に実施」、「2年以内」、「次期 法の改正時」、「2004 年末まで」等）と (ii) 用途を示すもの（「できるだけ早く」）の二種類が想定される。また、用途に関しては、2年以上の長期の行動期限は基本的に設定しないこととする。

(2) 実施責任組織の明記

行動計画に規定する行動項目毎に、その末尾に越政府内の実施責任省庁を明記して実施責任を明確化する。

(3) フォローアップの方策

フォローアップの役割分担

- (イ) 日越投資貿易WG：行動計画に規定されたベトナム側行動項目のうち、ハード面での経済インフラの整備（注）・個別企業に係る問題を除く項目は、原則として日越の官民が合同で実施している日越投資貿易WGの枠組みでフォローアップを行い、その実施を促進する。日越投資貿易WGにおいてフォローアップする項目については、各行動項目の末尾に、実施責任省庁名に加え、フォローアップに責任を有するワーキング・チームの番号（例えば【WT1】など）を記載しており、当該ワーキング・チームが責任をもってフォローする。なお、そのうち、各業界単位の問題（既存投資家への支援措置。四輪、二輪、電機/電子等）に関しては、日越投資貿易WGによるフォローアップに加え、各業界と政府との政策対話においても追加的にフォローアップする。

（注）経済インフラの整備に含まれる項目のうち、ソフト面での改善は日越投資貿易WGで取り扱う。

- (ロ) 個別企業に係る問題については、適宜必要に応じて両国間でフォローアップを行う。

- (ハ) 行動計画に規定されたベトナム側各行動項目に対してODAによる協力を検討する旨行動計画に記載されている項目（経済インフラ整備、能力向上、制度整備の項目が中心）のフォローアップは、日本側としては、我が国の厳しい財政状況、今後減少傾向にあるODA予算全体の動向を十分勘案しつつ、限られた予算の中で関係省庁、JICA、JETRO、JBICが2003年度以降の各々の事業の中で可能な限りODAにつなげていくことにより実効的なフォローアップを行うことを目指す。また、これらの項目に関しては、経済協力の年次政策協議の中で、フォローアップを行い、その実施を促進することとする。なお、ODAによる支援については、越側実施体制が整わない限りは効果的なプロジェクト実施が望めないことから、それらが担保されるという条件の下、支援を検討していく。

本イニシアティブのモニタリング及び評価スキーム

- (イ) 本行動計画策定後、本イニシアティブの事務局は、本行動計画策定後半年毎に実施進捗状況を調査してタスクフォースメンバーに提出する。タスクフォースは「モニタリング委員会（仮称）」に改組され、2年間概ね半年毎に実施状況

のモニタリングを行うとともに、実施内容や時期が不十分なものについては実施の促進を図る。

- (ロ) 本行動計画策定後概ね1年後及び2年後を目途に合同委員会のメンバー級からなる「評価・促進委員会(仮称)」を開催し、実施状況のモニタリングを行うとともに一層の実現を促すための措置(政府への報告及び指示)を講ずるものとする。その後は日越双方の協議に基づき適宜必要に応じてフォローアップを行う。

(4) 日本のODA政策との関連

対ベトナムのODAの規模を検討するに当たっては「制度・政策環境」を含む諸要素を評価・検討し、その定性的方向性を検討する仕組みを導入することとした。本行動計画の実施状況は、ベトナムの「制度・政策環境」を評価・検討する際の重要な要素の一つとする。

目次

行動計画	5
1．日越共同イニシアティブの意義・目的	5
2．対越投資を巡る現状	5
3．対越投資促進のための基本的課題	6
4．対越投資のための具体的対応策	7
5．本イニシアティブのフォローアップ	26
第1章 日越共同イニシアティブの意義・目的	32
第2章 対越投資を巡る現状	32
1) ベトナム経済の現状	32
2) 世界的な直接投資の現状	39
3) 日本企業の投資の現状	39
4) 対越投資の経緯と現状	40
5) 投資関連の国際的な動向	44
第3章 対越投資のための基本的課題	45
1) 外国投資促進戦略の構築及び実施	45
2) 投資環境の飛躍的改善に向けた具体的方策	46
(1) 投資関連規制の見直し	46
(2) 実施機関の能力向上	47
(3) 投資関連・ソフトインフラの整備	48
(4) 経済インフラの整備	49
(5) 既存投資家への支援措置	50
(6) 潜在投資家を誘致する措置	51
第4章 対越投資促進のための具体的対応策	52
第1部 外国投資促進戦略の構築及び実施	52
(1) 裾野産業の育成・誘致・活用	52
(2) 外資系企業向けの法人税優遇措置の明確化	54
(3) 個人所得税の改善	55
(4) 外国投資促進活動の拡大(ワンストップ・サービスなど)	58
(5) 主要産業の発展戦略とM/Pの策定	60
(6) 短期滞在ビザ免除の導入	63
第2部 投資環境の飛躍的改善に向けた個別具体的方策	64
1) 投資関連規制の見直し	64
(7) 市場参入スケジュールの遵守(日越投資協定)及び外資系商社への市場開放	64
(8) 不当な投資ルール廃止	65

(9) 1 0 0 %外資が認められる分野の明確化	66
(1 0) 労働法	68
(1 1) 土地法	71
(1 2) 部品・原材料等の輸入計画申請制度の廃止	72
(1 3) 技術移転の促進	73
(1 4) 広告宣伝費等のキャップ制度の廃止	75
(1 5) 3 0 %以上出資の合弁企業の入札方式義務付けの廃止	77
(1 6) 金融機関の資金・資産の海外運用規制の廃止	78
(1 7) 資本規制の廃止	79
(1 8) 固定資産輸入に関連して起こる総投資資本の定義の問題	79
2) 実施機関の能力向上.....	80
(1 9) 税関実務の透明性・信頼性・調和化・迅速化・簡素化等	80
(2 0) 税務行政の適正な執行	81
(2 1) 知的財産権業務改善	83
(2 2) 知的財産権権利執行の強化	86
(2 3) 汚職撲滅	89
(2 4) 不正輸入の規制	90
3) 投資関連ソフトインフラの整備.....	90
(2 5) 法規範の適正化	90
(2 6) 法執行の適正化	91
(2 7) 法曹人材育成	94
(2 8) 競争法整備	95
(2 9) 国際会計基準への移行	96
(3 0) 手形・小切手決済制度の整備	97
(3 1) 工業標準・計量制度の整備	98
(3 2) 人材育成 (I T人材、職業訓練等)	99
(3 3) 経済統計の整備	100
4) 経済インフラの整備.....	102
(3 4) 都市交通・都市機能	102
(3 5) 運輸の効率化	103
(3 6) 電力分野	105
(3 7) 通信環境の改善	109
(3 8) 排水処理・産業廃棄物処理	112
(3 9) 経済インフラへの JBIC 国際金融の積極活用	114
5) 既存投資家への支援措置.....	115
(4 0) 四輪産業育成	115

(4 1) 二輪産業育成	121
(4 2) 電機産業及び電子産業の育成	129
(4 3) セメント JV 追加投資時最低出資比率規制 (4 0 %) の廃止	131
(4 4) ベトコンバンクの長期延滞債権問題	132
第 5 章 日越共同イニシアティブのフォローアップ.....	134

第1章 日越共同イニシアティブの意義・目的

2003年4月7日、ベトナム社会主義共和国のファン・ヴァン・カイ首相と日本国小泉純一郎内閣総理大臣は「競争力強化のための投資環境改善に関する日越共同イニシアティブ」（以下「日越共同イニシアティブ」）を立ち上げることに合意し決定した。

このイニシアティブは、ベトナムの競争力を強化するためのベトナムへの外国直接投資の促進を目的とする。特に、日越両国政府のオーナーシップとコミットメントを十分に引き出すとの考え方の下、ベトナムが今後一層の経済成長を実現するために優先的に取り組むべき具体的な方策を日越のハイレベル指導者を巻き込んだ双方向の集中的な政策対話を通じて両国間で共有し実現に移していくことを最大の目的としている。その際、ベトナムがアジア大の大競争を勝ち抜いていくために求められる競争力の強化とそのため不可欠の要素である外国投資誘致の二点に焦点を絞り具体的な行動計画（アクション・プラン）を取りまとめ、強力に実施を促進していくことが最大の特徴である。すなわち、本イニシアティブにおいては、ベトナム経済成長の各要素のうち、特に民間経済の発展を支える投資環境の飛躍的改善を集中的に図るために方策を検討し、これを行動計画に取りまとめ実施に移していく。

第2章 対越投資を巡る現状

1) ベトナム経済の現状

概観

ベトナムは、1986年末のドイモイ政策採択以降、計画経済から市場経済への移行（いわゆる「市場経済化」）に努めてきた。また経済セクターとしては、従来は国有企業一本であったところを1990年代以降、外資導入を図るとともに非国営部門、すなわち民間セクターの育成を指向してきた結果、外国投資や地場民間セクターなどの成長を中核として1992年以降には他のASEAN周辺諸国に比べれば高い経済成長を持続することに成功してきた。ベトナムブームと言われた1990年代半ばには10%近い成長を記録した後、1998年及び1999年にはアジア通貨危機の影響等もあり一時的に落ち込んだが、企業法成立をきっかけとした地場民間セクターの成長、外国直接投資の回復等により、2000年は6.7%、2001年は6.8%、2002年は7.0%と再び上昇に転じつつある。

【これまでのベトナムの経済発展の特徴】

- ・ アセアン加盟、米越通商協定の批准等に代表される国際経済への統合を積極的に推進することにより国際的な信用を確保する。
- ・ 原油、米、コーヒー等の一次産品や縫製品、皮革製品等の軽工業品の輸出を中心とした貿易振興を進める。(92年から2002年までの越の貿易額の伸び率(前年比) 92年25.5%、93年35.0%、94年43.7%、95年37.7%、96年35.2%、97年12.9%、98年0.4%、99年11.6%、2000年29.4%、2001年3.6%、2002年14.9%)
- ・ 生産設備・中間財の輸入等により生じる貿易赤字は、国内貯蓄ではなく外資導入、ODA等の海外からの資金流入によりカバーする。
- ・ 外国投資に牽引される鉱工業生産の拡大が経済成長のエンジン。他方、国営企業を一つの構成要素とする「多部門経済」の実現を掲げ、資本集約型産業育成や幼稚産業保護論を根拠に国内市場開放及び規制緩和は段階的に進める。

2001年の第9回共産党大会、2002年の総選挙によりマイン書記長をトップとする新指導部体制が固まり、引き続き、今後5年間ドイモイ路線を継承していくことが明らかとなり、市場経済化が推進されてきている。しかしながら、一部、政策のなかで、市場経済化の流れに逆行する、あるいは合致しないもの(バイク部品問題等)も見られ、法律や細則の一貫性、透明性に欠け、まだ未整備の状態であることから、実務型内閣と評される新内閣が今後どのような形でドイモイ政策を推進していくのかという具体的な方針は現在のところ十分に見えていない。

マクロ経済

1990年代末からのベトナムのマクロ経済状況は、貿易赤字の削減(1999年~2001年はほぼ均衡)、対ロシア債務削減等による対外債務の削減(2002年のDSRは7.5%。HIPC卒業の動き)、物価安定(1999年以降はほぼ2%台以下を維持)、為替レート安定(1994年以降、年率約2.5%の緩やかな減価により輸出を後押し)等、比較的良好に推移してきた。しかし、ここ1~2年は輸出低迷の構造が恒常化しており、2002年には貿易赤字が約9億ドルから約21億ドルに増加するなど、その傾向がはっきりしてきている。近年の原油価格の低迷傾向により、ベトナム最大の輸出品である原油の輸出額は低迷している。(イラク情勢により一時的に原油価格が高騰したが、イラク戦争戦闘終了後、落ち着きを見せている。)原油価格の見通しは時の国際情勢に左右されるが、中期的にはイラク、ロシア、西アフリカ等の原油生産増産の動きが見られることを勘案すれば、原油価格が恒常的に高止まりすることは考えにくく、原油輸出額の低迷傾向が中長期的に継続する可能性がある。米、コーヒー等の農業一次産品の価格下落傾向により輸出額が低迷したことにより、ここ数年農業セクターの低成長が定着している。世界的な農業開発の成果が着実に発揮されることを前

提とすれば、農業一次産品の輸出額の低迷傾向は中長期的に継続する可能性がある。中国の WTO 加盟等に伴い、第三国市場において中国製品と競合する縫製品等の価格低迷の傾向が見られる。アジア大の市場自由化が更に進展すれば、縫製品等の低付加価値工業製品の輸出額の低迷傾向が中長期的に継続する可能性がある。2001 年末の米越通商協定の発効により 2002 年の対米向け輸出は大幅に増加したが、他方、輸出に当たって遵守すべき品質基準・検疫等、本格的な輸出拡大に向けてクリアすべき課題も多い。開発の途中段階にある現在のベトナムにおいては設備・中間財等の開発資金需要が依然大きいことから、2002 年にその兆候が見られるとおり、輸出低迷が貿易収支の悪化に直結し、対外資金流入減少と相まってマクロ・バランスが崩れやすい構造になっている。(海外越僑による送金が国際収支の相当部分を支えるとの脆弱な構造も懸念材料のひとつ。)

国際収支統計

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
経常収支	-1,872	-2,648	-2,020	-1,528	-1,074	1,177	1,106	682
(経常収支対GDP比、%)	-11.5	-12.8	-8.2	-5.7	-3.9	4.1	3.5	2.2
貿易収支	-1,865	-3,155	-2,775	-1,247	-989	972	375	481
輸出(f.o.b.)	4,054	5,198	7,255	9,185	9,361	11,540	14,448	15,027
(伸び率)	35.8	28.2	39.6	26.6	1.9	23.3	25.2	4.0
輸入(f.o.b.)	5,919	8,353	10,030	10,432	10,350	10,568	14,073	14,546
(伸び率)	42.2	41.1	20.1	4.0	-0.8	2.1	33.2	3.4
サービス収支	19	159	-61	-623	-530	-547	-550	-572
所得収支	-328	-279	-384	-543	-677	-429	-541	-477
移転収支	302	627	1,200	885	1,122	1,181	1,732	1,250

(出所) IMF

(参考) 2001年4月の第9回共産党大会における政治報告

2001年4月の第9回共産党大会における政治報告で、共産党書記長は、今後の経済の指針を「社会主義を志向した市場経済化」と表現した。同大会では、第7次5カ年計画(2001~2005年)と新10カ年社会経済戦略(2001~2010年)を策定・採択した。新5カ年計画の主な目標は、実質GDP成長率(年平均)を7.5%(2005年のGDPを95年の2倍にする)とする、産業別実質GDP成長率(年平均)を農林水産業4.8%、工業13.0%、サービス業7.5%にする、GDPシェアを農林水産業20~21%、工業38~39%、サービス業41~42%にする、輸出を年平均16%、輸入を同15%増加させる、年平均150万人の雇用を創出する等、としている。資金調達については、5年間の総投資額を590~610億ドルとし、その内訳は国内資本390~400億ドル、海外直接投資90~100億ドル、ODA100~110億ドル、国際市場での債券発行による調達10~20億ドルと見積もっている。

また、新10カ年戦略の主な目標は、2020年までに工業国になることを目指したうえで、GDPを2000年の2倍にする、実質GDP成長率(年平均)を農林水産業4.0~5.0%、工業10~15%、サービス業7~8%にする、GDPシェアを農林水産業16~17%、工業40~41%、サービス業42~43%にする、農業労働従事者を現在の約70%から50%にする等としている。

同大会では、上記の通り社会主義の維持を改めて確認し、更なる経済発展のためには民間部門と外資導入が不可欠であるという方向性も示された。また、構造改革については、SOE改革、金融部門改革、貿易改革の3大改革を強力に推進していくことも確認された。

国際統合の達成状況、今後の見通し

近年、以下のような進展が見られ、基本的には国際経済への統合は順調に進捗していると言える。

- * 2001年に米越通商協定が発効し、日本との間でも2003年11月に投資協定が署名された。
- * 物サービスのイニシャル・オファーが提出されたことを受けて、WTO加盟交渉が2002年から本格的に開始され、2003年6月までに合計5回の作業部会が開催されている。
- * AFTAへの本格統合を控え、2003年から多くの製品につき本格的な関税引き下げが開始される。
- * 2002年に中ASEAN・FTAの枠組み合意がなされ、アーリー・ハーベストが近々実施されるとともに、10年後の中ASEAN・FTAの完成の暁には中国との間の貿易関係の飛躍的拡大が予想される。

しかし、これまで国際経済統合に関しては、国際社会における信用を勝ち取り投資貿易を円滑化するというメリットの側面が強く意識されてきたが、アジア全域でFTAに向けた取組が加速するなど国際経済への統合が本格的に進展すれば、早晚、中国や他のアセアン諸国との激しい国際競争を余儀なくされ、十分な産業基盤（裾野産業、技術、設備）を持たないベトナム産業がこれら諸国との競争に敗れ、労働力や一次製品の供給基地という垂直的な分業構造に組み入れられてしまうのではないかとの危機感が近時高まってきている。したがって、コミットメント済みの国際経済への統合義務は着実に果たしつつも、他国との間で競争可能な産業を早急に育成していくことが喫緊の課題として認識されるに至っている。

産業の現状と課題

(a)産業構造及び生産・投資動向

依然として就業人口の多くを農業が占める農業国であるが、産業構造上は、農業、鉱物を始めとする第一次産業から製造業、サービス業への移行が引き続き進んでいる。セクター別に見た場合、国営企業部門は不活性である一方で依然としてシェアが大きいことから全体の成長を抑制する要因となっている。他方、全体の成長を牽引しているのは地場民間部門であるが、地場民間部門の近年の急激な成長を分析する場合、企業法の施行を機にそれまで未許可で活動してきた企業が登録したとの実態がある点を勘案する必要がある。

(b)個別セクターの現状と課題

ベトナムは現在引き続き多部門経済の実現を掲げているが、これまでの改革努力にも拘わらず、ベトナム産業の各セクターは以下のような問題点を抱えており、国際経済統合後の競争力に危惧がある。

【外資セクター】

- ・ 外資セクターは、これまでのベトナムの経済成長を一貫して支えてきた部門である。現在でも、・安価、良質な労働力 ・中国一極集中リスク回避の選択肢という意味において投資誘致上の優位性があると一般的には言われているものの、現状では海外直接投資は期待されるほどの伸びを見せていないのが実態である。
- ・ 今後の見通しに関しても、投資の中国シフトに警戒感を抱き、より積極的かつ戦略的な誘致を進めようとしている他のアセアン諸国と比較した場合、投資環境上の問題が残るベトナムの投資誘致競争力は必ずしも高いとは言えず、今後の外国投資流入の見通しが不透明なことから、これまでベトナム経済成長のエンジンだった鉱工業セクターの成長鈍化が懸念される。
- ・ また、満足のいく品質と価格の部品を常時提供できる裾野産業が育成されていない、産業の蓄積がなされていないことから、外資セクターにとって現地調達率の向上を図ることが難しく、裾野産業が備わっているタイ等のアセアン諸国との比較において競争力が劣る懸念がある。
- ・ 投資環境問題に関して、ドナー全体としては世銀、IMF等の構造借款のコンディショナリティ、ベトナムビジネスフォーラムの取り組み、日本としては新宮沢構想のアクションプラン、投資貿易WGの取り組み等を通じて改善を促してきており、一定程度の成果が出てきている。
- ・ しかし、未だ核となる部分（高い公共料金、運輸・通信コスト、外資参入規制の残存、複雑かつ不透明な法令体系・運用、国家経済管理体制の継続（全会一致制等）、市場原理の軽視等）においては従前と比して大きな変化が見られないとの意見が日本を含めた

各国のビジネス・コミュニティに根強いのも事実であるから、事業環境の飛躍的改善を図り、ベトナムの民間経済の発展を促進していくことが喫緊の課題である。

- ・ 外国企業の誘致、認可、操業始め、FDI に関係する省庁が多岐に渡り、解決すべき課題も多い。さらに外国投資の促進に係る政府の基本戦略の策定や組織間の協調が不十分なことから、JICA の在外開発調査の実施によって、促進戦略を取り纏めたところ、引き続き、越政府の行動実施やイニシアティブが必要。
- ・ さらに、市場経済化へ向けた基本的なルール整備（民法、商法等の基本法制の整備等）は進みつつある一方で、経済活動に直接関係する行政機関（税関、税務署、知的所有権関連機関等）の実施能力不足や投資関連のソフトインフラ（インフラ使用制度、法体系・司法制度・法曹人材、税制・会計制度、計量・工業標準、経済統計等）の不備、手続規則の不備等の実施面での問題点が顕在化している。
- ・ 以上のような課題に対して、我が国としては、ベトナム側との一層の対話を行うことと同時に、我が国の対越ODAを活用し、事業環境改善に協力していくことが強く求められている。

【民間セクター】

- ・ 地場民間セクターについては、統計数値のみを見れば 2000 年企業法施行以降、順調な成長を続けていると言える。
- ・ しかし、十分な借り入れ担保を持たない民間セクター、特に民間セクターの多くを占める中小企業にとっては資金へのアクセスは依然困難であり、設備投資が満足に行えない状況である。また、検査技術、品質管理技術、製造技術、経営管理技術等の技術レベルの低さが内外の販路拡大を妨げている。
- ・ 企業法施行を機に改革が進みつつあるが、実態的には国营企業部門と民間部門との間で資金アクセス、土地等の項目において差別的な対応（いわゆる“Level Playing Field”の問題）が残されており、これを解決する必要がある。
- ・ 中小企業育成に関しては、2001 年の政令 90 により中小企業振興政策の骨格が立案されたが、実態的にはようやく 2002 年末から組織的対応が緒に就いたばかりである。
- ・ さらに、「出る杭は打たれる」との企業文化が残存しており、企業家精神の刺激、企業化育成の必要性が高い。

【国营セクター】

- ・ 1989 年以降、ベトナム政府は国营企業改革に取り組んでいるが、主に単に所有形態の見直しである株式化の段階にとどまっており、実態的には、
・ 資本集約型産業保護論・幼稚産業保護論の名の下に国营企業の効率化に向けた取組み後延ばし
・ 経営者に対するインセンティブ不足
・ 国家介入の残存
・ 失業問題切り離しの不徹底 等の結果として、主要総公司を始めとした国营企業の相当部分は非効率（非効率な経営、過剰人員、

設備老朽化等) なまま温存されているのが実情である。

- ・ このような状況にも拘わらず基礎素材製品等の国営企業は、建設ラッシュによる当面の需要拡大に着目して活発な設備投資を予定しているが、今後の国際競争の激化を踏まえれば、設備過剰に陥り経営上の大きなリスクを抱えることになりかねない。
- ・ 2002年7月の新政令公布により今後一層の国営企業改革推進が期待されるが、他方、2003年以降本格化するAFTA統合により国営企業が深刻な影響を受ける場合には逆に国営企業保護強化という国内的要請が強まることが予想されることから、今後国営企業改革が円滑に進展していくかは不透明である。
- ・ 新宮沢構想で主要国営企業100社の監査を行うことをベトナム政府と合意し、その監査が現在実施されている。一方で、監査の結果としての提言に対して、ベトナム側の改善意欲は依然として低い点についても留意を要する。
- ・ さらに、国営企業改革と表裏一体の関係にある金融・銀行改革に関しては、政策金融の切り離し等一定の制度的対応は図られつつあるが、不良債権問題の解決は遅れており、また国営企業改革の遅れと連動して、硬直かつ非効率な金融機能の改善という金融・銀行改革の中核的課題は十分に果たされていない。

今後ベトナムの産業競争力を強化し成長を促進していくに当たっては、現存するベトナムの優位性を最大限に生かすための以下のような政策的対応を重視し、AFTA統合に伴いASEAN域内で進展することが見込まれる経済的相互依存関係(サプライ・チェーンなど)の中で固有の生産拠点としての位置づけを確保することが求められる。

1. 今後のベトナムの経済成長を支えるエンジンであるべき外国投資に関して、投資環境の飛躍的改善を図ることを通じて、ベトナムの競争力の源泉となる分野に対するより一層の外国投資促進を図っていくことが必要である。
 2. また、もう一つの成長のエンジンであるべき民間セクター・中小企業に対して、経営・技術・資金等の面から集中的な強化策を講じることが必要である。
- ・ 外国投資促進、民間セクター・中小企業促進を効率的に進めるうえで、両者に共通する戦略的な産業政策を構築することが重要である。
 - 裾野産業の不備や資本不足といったデメリットの悪影響をあまり受けず、労働効率性の高さで周辺諸国と競争できる産業(ソフトウェア、縫製業などの輸出加工・労働集約型産業)の競争力を引き続き強化するための政策支援を強化することが重要である。
 - またアセアン内のフラグメンテーション(分業)の中で、ベトナムの役割を高めていくことも重要な要素である。このケースでは、裾野産業育成と共に物流機能強化が重要な支援対象となる。
 - 現在、一定程度のアセンブラー集積が形成されつつあり、特定の製品・工程に絞ればASEAN全域でも競争力を有しうる産業(四輪、二輪等の輸送機械、電機

電子産業)については、最大の弱点である裾野産業の不備と人材不足の克服を集中的に進めるために、ターゲットエリアにおける急速な外資導入を可能とする魅力的な産業政策・関税政策の実施、地場企業の育成 高度な技術・経営能力を有した人材育成 を重点的に進めることが重要である。

- 他方、設備集約型産業については、既存投資案件の設備償却の動向を踏まえつつ、今後の内外の市場確保の見通しを慎重に検討した上で、育成策を検討することが必要である。
- ・ また、各ドナーからはレッドテープ、腐敗等、ガバナンスに伴う問題点の指摘も多く、今後経済成長を着実に実現していくためにも各種ガバナンスの改善が必須である。

2) 世界的な直接投資の現状

2002年における世界の直接投資は、ピーク時(2000年1兆4900億ドル)の4割の水準に縮小しており、2003年も減少幅は縮まるものの減少の見込みである。

2002年に世界の直接投資が減少した背景は、イラク情勢等の国際情勢の悪化によるリスクの増大でクロスボーダーM&A活動が停滞したこと、株価下落、米国、東南アジア、中南米等における投資受入れが減少していること等が挙げられる。

NIES及びASEANの全世界からの直接投資受入れ額は、2001年が887億ドル(前年比28.4%減)、2002年が757億ドル(前年比14.7%減)と減少しており、1995~1996年の水準に止まった。特に、韓国、台湾、香港、シンガポールでは2年連続で半減し、2002年の直接投資受入れ額はピーク時の4~6割減となった。

ASEAN4(インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ)の直接投資受入れ額は、2002年に51.0%増と回復したが各国ともピーク時の水準には回復していない。直接投資の減少に直面して、ASEAN各国は、マレーシアが製造業投資に対する外資出資比率規制の完全撤廃を発表するなど、外資誘致を促進する新たな投資奨励措置を打ち出し始めている。

他方で、中国の直接投資受け入れ額に関しては、2001年は前年比11.5%増の493億ドル、2002年は527億ドルに達し、2年連続過去最高を更新するとともに初めて500億ドルの大台を突破した。中・東欧(10カ国)の直接投資も前年比20.3%増の230億ドルといずれも過去最高を記録した。

3) 日本企業の投資の現状

2002年の日本の対外直接投資額(国際収支ベース)は、前年比15.7%減の323億ドルと3年ぶりに減少に転じた。2002年の地域別内訳は、北米向けが自動車関連の投資が好調で前年比12.7%増(86億4,900万ドル)となったが、他方、西欧向けは前年の大型投資効果(NTTドコモ)が剥落して前年比45.5%減(97億6,400万ドル)と低迷した。東アジア向け投資は、ASEAN4向けが前年比25.3%減(21億8,300万ドル)と低迷したが、シンガポール向けの急増(液晶工場建設)もありアジアNIES向けが前年比20.3%増(29億9,300

万ドル)、中国向けが前年比 20.8%増(26億1,000万ドル)と大幅増加した。

近年、中国が ASEAN と比べより多くの外国投資を多く呼び込みつつあるのは、ASEAN が 1997 年のアジア通貨危機により政治・経済の混乱に陥り投資環境が悪化したことも一因と見られるが、他方、中国が市場規模、成長性、生産コスト、労働力の供給と質で ASEAN 諸国より優位にあることに加え、裾野産業の集積、インフラ整備、物流や輸送などの面でも先進 ASEAN 諸国に急速にキャッチアップするなど生産拠点立地上の優位性が評価されていることがその大きな理由である。日本企業の対中投資は、特に 1990 年台の半ば以降、それまで主役であった繊維産業に代わって電機電子や輸送機器などの業種において活発化しており、こうした動きが対中輸出、とりわけ機械・部品類輸出拡大の背景となっている。

とはいえ、このような中国一極集中の流れがある一方で、日系企業の中には、中国一極集中のリスクを避ける意図が強く見られ、中国プラス 1 の立地を模索する動きが広がりつつある。電機電子産業に典型的に示されているように、投資の歴史が浅く競争が激しい中国市場では日本企業のシェアは総じて小さいが、ASEAN では自動車や電機電子などでは長年のストック蓄積があり、日本企業が引き続き大きなシェアを占めており、引き続き投資先としての多くの魅力を兼ね備えている。JETRO が 2001 年に 10 月に実施した「21 世紀を迎えた日本企業の海外投資戦略の現状と見通し」に関するアンケート調査によると、日系製造業は ASEAN での事業を継続する最大の理由として AFTA (ASEAN 自由貿易地域) による市場の拡大の見込みをあげており、AFTA への期待が高いことが分かる。今後、ASEAN 市場全体への供給を念頭に置きつつ、より有利な立地を求めて ASEAN 域内での日系企業の製造拠点集約が進展することが見込まれるところ、ベトナムが一層外国投資を誘致していくためには、このような製造拠点集約の流れの中で、既に多くの投資ストックの蓄積や裾野産業の集積等のメリットを有する他の ASEAN 諸国と比してベトナムが日本の投資家にとっていかに魅力的な投資先として認識され、多くの投資成功事例を作り出していけるかに掛かっているとと言える。

4) 対越投資の経緯と現状

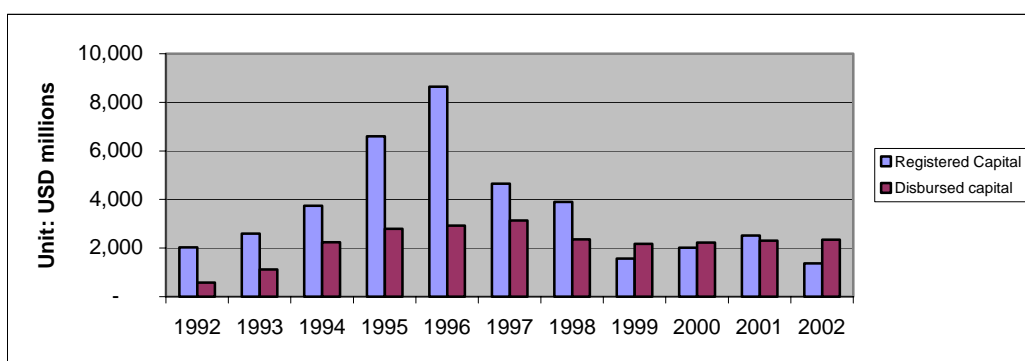
【全世界からの直接投資の動向】

過去10年間、外国投資(FDI)は、ベトナムの工業開発にとって重要な役割を果たしてきた。こここのところ、ベトナムの外国投資セクターは、投資総額の4分の1、工業生産額の34%、輸出総額(石油・ガスを除く)の23%、GDPの13%を占めるこの国にとって欠かせない経済セクターとして成長している。2002年末現在、ベトナムには50を上回る国・地域からの投資があるが、そのうちアジアからの投資は60.8%を占め、欧州、米国からの投資はそれぞれ23%、7%に過ぎない。投資額(認可ベース)の上位5位の国・地域はいずれもアジアで、シンガポール、台湾、日本、香港、韓国の順である(なお、シンガポールと香港からの投資の多くは、欧米の多国籍企業によるものである点は留意すべき)。

FDI登録額の急増は1992年に始まり、1996年には86億ドルに達した。このFDI急増の背

景には、ドイモイ政策を進め、世界に急速に窓を開くベトナムを魅力ある投資先として認識した外国投資家の楽観的な見方があった。しかし、1997年から1999年にかけて、主要投資国であったアジア諸国が通貨危機により投資を手控えたこともあり投資登録額は大幅に落ち込んだ。2000年、2001年には若干回復したものの、投資額は1996年のレベルには遠く及ばないどころか、2002年には投資登録額は再び急減（2001年のほぼ半額）しており、直接投資の本格的回復の兆しが見えない状況にある。

ベトナム FDI 受入額 (1992-2002 年)



(出所) MPI

【日本からの直接投資の動向】

2002年において、日本は認可ベースでは第3位の投資国だが、投資実行ベースでは首位を維持しており、日本からの実行ベースの投資累計額（1988年から2003年6月まで）は37億ドルに達しようとしている。日本からの投資は主要産業分野に集中しており、投資件数の71.8%、投資額の75.2%が製造業・建設業であり、国造りの根幹を支えている点が特徴である（サービス業への投資は、件数で21.1%、金額で23.0%を占める。）

ただし、現在の日本からベトナムへのFDIは、アジア危機以前と比べるとはるかに少ない。1992年から1997年にかけて第一次ベトナムブームと言われ、日系企業は未開拓の市場であるベトナムに対して駆け込みで投資を行ったが、それ以降は急減した。2002年の日本からの投資認可額は9,500万米ドルで、1997年の水準の13%に過ぎない。日本からの投資認可額は2000年、2001年と連続2年増加したが、2002年には再度減少するなど、全世界からの投資と同じ動きを見せている。投資件数は増えているが、一件あたりの投資額は小さくなる傾向にある。

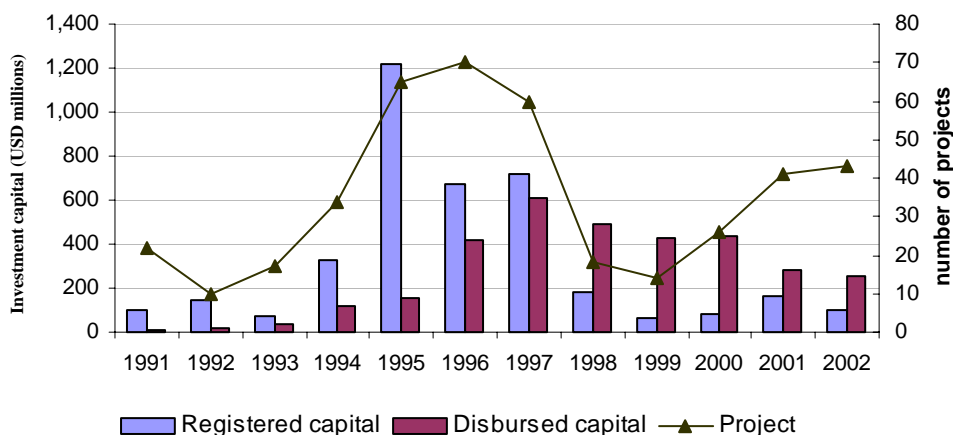
その背景には、アジア通貨危機の間接的影響や内需型企業（自動車、電機電子、セメント・ガラス等の素材型産業等）の進出が一巡したという日本側の構造的な要因もあるが、輸出加工型の業種が中国などと比較しても十分に進出していない実態を見た場合、そのような日本側の事情もさることながら、ベトナムの制度・政策などの対応の面で問題があったと分析せざるを得ない。具体的には、ベトナム側の要因としては、経済成長の鈍化や購

買力の低下による小規模マーケットの飽和といった要因に加え、投資環境の改善の遅れがあったことは見逃せず、インフラや法制度の整備の遅れ、頻繁な政策・制度変更、担当者による解釈の相違、汚職、官僚主義、非効率な行政手続きなど数多くの問題が指摘されてきた。政府は、2000年に外資法を改正するなど投資環境の改善に努めており、徐々に効果は現れてきているがその進展は遅く、未だ投資家にとって満足のいく結果とは言えない。ましてや、2002年9月には突然二輪車部品の輸入割当制が導入されるなど、政府による突如の制度変更や一貫性を欠く政策導入のリスクが高い国とのイメージがかえって定着した感が否めない。

日本の対ベトナム投資額は、他のASEAN諸国への投資額と比較すると極めて小さい。また、日本からの投資額は絶対額で減少しているだけでなく、他の東アジア諸国との比較割合においても減少している。経済危機後、東アジア諸国の多くはFDI、特にアジアの主要投資国である日本からの投資を誘致するため、積極的な促進策を実行した。日本からの投資の誘致競争は激化し、ベトナムは厳しい立場に置かれている。

このような状況の中、今後、ベトナムが外国投資を再び呼び込み、国造りに活用していくためには、政府が投資環境を飛躍的に改善させるための効果ある政策をいかに迅速に打ち出し、かつ、実行できるかに掛かっていると言える。

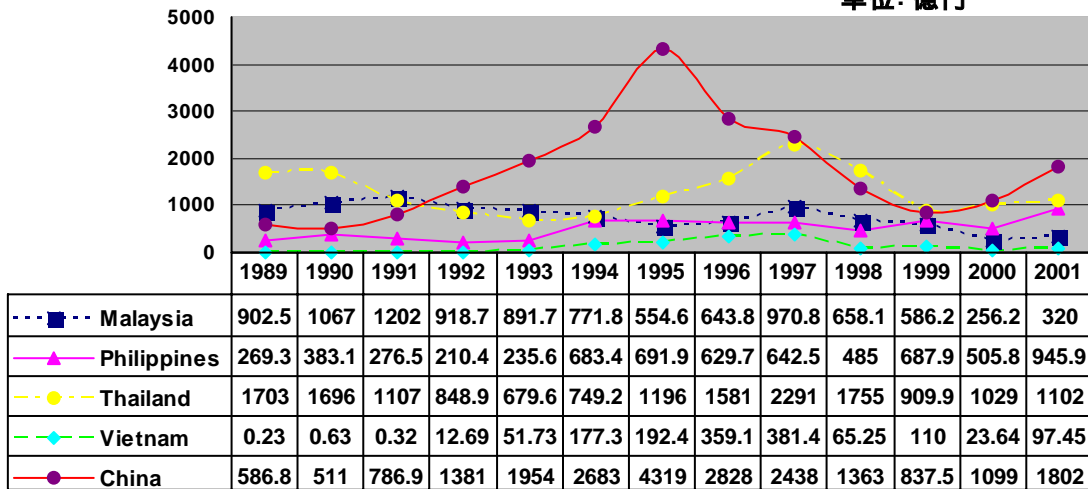
日本の対ベトナム FDI : 1991 - 2002 年



(出所) MPI

日本の対アジアFDIの推移：1989 - 2001年

単位：億円



(出所) 日本・経済産業省

他方、ベトナムへの投資動向に明るい兆しが無いわけではない。

最近の企業調査によると、多くのベトナムに投資している日系企業が将来の事業見通しは改善すると回答している。8割近くの企業は3年以内に事業拡大を計画しているが、その主な理由として、長期見通しの明るさ、国内市場の拡大見込み、政治の安定を挙げている。半数以上の企業はベトナムでの事業活動は以前よりも容易になったと感じている。なかでも、外国為替管理、二重価格の廃止への努力、事業実施に係るコスト改善などの点において、大きな改善点があった。

対越工業投資の多様化傾向も見られる。アジア通貨危機以降は第一次ベトナムブームの中心となった内需中心型投資が一巡し、輸出加工型・労働集約型の製造業への多様化が見られる。電機電子産業や二輪・四輪などの業種について言えば、ベトナム国内の市場に参入する目的で、90年代始めから中盤にかけて国営企業と合弁形態で進出し、部品持ち込みの形で完成品の組立生産を中心に事業を拡大してきた。従来は、必要な部品の大半を輸入に依存する組立生産が中心の状況にあり、ほとんどの製品は国内市場向けに販売されている。しかし、このような内需型の業種に関しても、部品の現地調達を通じた競争力の強化に邁進しており、このような努力の結果として輸出を志向する動きも見えつつある。

加えて、政府は、雇用と外貨獲得を目指す輸出企業の誘致に本腰を入れ始めている。輸入代替企業に比較して100%輸出企業は、EPZ企業、もしくはEPE企業として認定され、優遇された法人税の適用を受けるとともに、輸出分に関しては部品等輸入関税や付加価値税(VAT)を免除されるというインセティブを付与されている。また、技能が優れた労働者を容易かつ比較的低コストで確保できるというメリットを享受し、同国の輸出や雇用確保に

貢献し始めている。このようなインセンティブを十分に活用して、全世界向けに完成品の加工組み立てを行う企業が主に2000年以降多く出現してきている（例えば、キヤノンがインクジェットプリンタの生産拠点をハノイ近郊のタンロン工業団地に建設する）など輸出を主目的とする情報機器の量産拠点化の可能性が見え始めてきており、ソフトウェアのアウトソーシングなども含め、ベトナムの生産拠点としての優位性に着目する声も聞こえ始めている。しかし、前述のとおり、FDIを妨げている阻害要因はなお少なからず存在していることに加え、他のASEAN諸国も常時自国の投資上の魅力を高める努力を怠っていないことから、投資誘致上の阻害要因を一つ一つ確実に改善していくことが、このような兆しを確実なものにしていく上で重要な点である。

5) 投資関連の国際的な動向

米越通商協定（BTA）は、今後ベトナムの投資環境がより一層改善される可能性があることを示唆する内容となっている。BTA 第4章「投資」の第2条「内国民待遇及び最恵国待遇」においては、ベトナム政府が外国投資家に対して基本的にベトナム投資家に劣らない待遇を与えることを規定している。また、第5条「透明性」において、ベトナム政府は、投資に関する法律、法令、行政手続を速やかに公表ないしは公に供することが義務付けられている。これらのBTAの規定は、WTO 貿易関連投資措置（TRIMs）協定の第2条「内国民待遇及び数量制限」並びに附属書例示リストで禁止される「貿易関連投資措置（ローカルコンテンツ要求、輸出義務要求、外貨バランス要求など）」及び第6.2条「透明性の確保」に整合するものである。BTA や WTO における当該規定の立法趣旨は、全ての投資家間における競争条件均等化の確保である。

更に、BTA ではベトナムにおけるサービス産業の参入規制の緩和も取り扱っている。米国政府は、ベトナムにおいて外資系企業が生産する製品の輸出競争力を高めるためには取引コストの削減が重要であるとして、地場業者が高質かつ低価格なサービスを提供できなければ米国業者の参入を漸次認める必要があると主張している。このような参入の実現のために、公正取引委員会の創設、競争法の成立など Level Playing Field の確保のための方策も検討されている。

日本としても、2002年以降日越投資協定の交渉を継続中であり、2003年11月14日に「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」が東京で署名された。本協定の発効の暁には投資環境の整備の国際的枠組み作りが一層進展することになる。

またベトナムは2005年にWTO加盟を目指しており、2005年前後からローカルコンテンツ要求などを廃止するために、ベトナム投資関連法が大きく見直されることになろう。

第3章 対越投資のための基本的課題

ベトナムへの対外投資を飛躍的に増大させるためには何が必要であろうか。大きく分ければ、潜在的投資家をベトナムに着目させるに十分な有利で魅力的な投資条件を提示できるかという「投資促進戦略」に関わる部分と投資家が実際に事業を実施するに当たり問題となる数々の障壁を以下に除去していくかという「投資環境の改善」に関わる部分とに分けられる。

投資促進戦略の骨格は、グローバルな投資ルールに留意した上で、投資インセンティブ付与、投資家への高いレベルのサービスの提供等が想定される。また、ベトナムの投資誘致上の弱点と言われる裾野産業の育成にいかに着実に取り組んでいけるかも重要な戦略と言える。

他方、投資環境の改善に関して言えば、政策及び実施の両面で大幅な改善が必要との外資系企業の声が強い。一つ目は引き続き企業の障壁となっている投資関連規制の見直し、二つ目には企業が日常の事業を実施していく上での基盤の不備の是正である（例えば、税関等の実施機関のサービスの悪さ、事業の基盤となるハード・ソフト両面でのインフラの不備などが挙げられる）。また、個別産業毎に展開される政策が合理性、一貫性を欠く結果として、事業展開の見通しが不透明になっているという点も大きな課題となっている。

このような視点に沿いつつ日系企業等からヒアリングをした結果、概ね以下のような点に課題が見られる。

1) 外国投資促進戦略の構築及び実施

日本からの新規投資や既存投資の信頼を勝ちうるためには、まずは中国及び周辺 ASEAN 諸国に劣らない投資環境を整備することが大切である。投資誘致と企業の製品・サービスの販売は段階上類似点がある。まず製品を開発するステップ、次に自社製品に興味を持っている需要家を探すことというステップ、さらに一歩進んで興味のない人にも需要を引き起こさせるというステップがある。この相互作用をマーケティングと呼ぶが、投資誘致活動においても製品の開発改良と広告宣伝という二つの相互作用を観念することができる。投資誘致活動においてはできるだけ投資環境という製品を改善し、これをうまく潜在投資家に広告宣伝することが重要である。改良し売り込む製品は投資環境である。このため既存投資家の満足度は常に考慮されねばならない。日本企業が既に中国に3万社近く進出しており、また、今後日本企業の6割が中国進出を希望している状況にある中で、中国への一極集中のリスク分散の観点から新たな生産拠点を展開しようとしている日系企業の投資をベトナムが幅広く受け入れていくためには、労働力以外の側面では中国及び他の ASEAN 諸国と比してさほど多くの優位性を持たないベトナムは、中国及び周辺 ASEAN 諸国に負けな

い外国促進戦略を策定することが第一に必要である。2001年11月のWTO加盟を契機に、中国政府は税インセンティブを数年かけて廃止する計画を打ち出している。こうした状況下で、ベトナムが中国との比較において自らを差別化できる分野において税制に係るインセンティブを一定期間維持できるならば、中国に向かう外国投資の一部がベトナムに向かう可能性がある。その際、ベトナムの地理的特性、民族的特性等を勘案し、産業競争力強化の潜在的可能性を考慮した投資促進戦略の構築が必要となる。ベトナム政府は、AFTAへの本格統合等の国際環境の変化を見定めた上で、周辺国との比較も含め将来の産業競争力の評価を行い、関税、VAT、所得税などのインセンティブ政策を効果的に打ち出していくという機動的な政策運営が求められている。

2) 投資環境の飛躍的改善に向けた具体的方策

(1) 投資関連規制の見直し

外資系企業を含めた民間セクターの事業運営に密接に関連する規制法については、外資法、労働法、土地法などに関して改善すべき問題点が外資系企業の間で多く指摘されている。このような点は、これまでも商工会が中心となって実施している日越投資貿易WGの枠組みでも取り上げてきているが、改めてそれらの重要点を挙げると以下に示すとおりである。

外資法

現在、引き続き外資法に基づき外国企業の参入が制限されている分野が存在しており、当該分野の市場開放をBTAのロードマップなども参考にしながら思い切って認めていくことが、長い目で見た場合ベトナムの産業競争力の強化に貢献するという声が外資系企業の間から多く出されている。具体的には輸入業、国内流通サービス、金融、保険、通信、広告等の分野である。(ただし「金融その他サービス産業」への優遇税制の付与については、当該税制がOECDにいう「有害な税制」に該当することとならないよう特段の配慮を払うこととする。)このような制限のある分野に対して100%外資が認められる分野をポジティブリストとして明確に示すことがベトナムに関する情報を多く持たない潜在的投資家の投資意欲を高めるとの意見もある。一方、既に進出した外資系企業にとっては、輸出義務規定、現地調達率規制、合併会社取締役会の全会一致ルール、二重価格といった制度が引き続き事業を制約する大きな問題として掲げられている。

労働法

労働法の分野では、ベトナムの外資系企業にとっての柔軟な雇用環境が損なわれることへの強い懸念が存在する。2003年から施行された改正労働法により三回目の労働契約更新から無期限契約が義務付けられる規定に対し懸念を表明している企業が多い。

その他

その他、外国投資家の自由な活動を縛る結果、ダイナミックな発展を妨げていると見られる規制も散見され（例：外国投資法実施規則による輸入計画申請制度、政令 45 号による技術移転契約における契約期間及び契約金額の上限規定、法人税法における広告宣伝費等の損金参入への上限（総費用の 5%まで）規定、ベトナム側出資 30%以上合弁企業の設備・建築等の発注に際しての入札義務付け、ベトナム中央銀行 Circular や保険法による金融機関の資金・資産の海外運用制限等）、ベトナム産業の底辺での基盤強化を妨げている結果となっている。

（２）実施機関の能力向上

民間セクターが事業を実施するに当たって現場で密接に接触する中央・政府の実施機関、とりわけ、税関、税務署、知的財産権関連機関の能力・体制に問題が指摘されている。これら機関の能力向上によるビジネス環境の改善は、投資家の経営の改善に直結し、ベトナムへの外国直接投資誘致に大きく貢献する。

税関

税関実務に関しては、その透明性・信頼性に問題が指摘され、手続きの迅速化、簡素化、調和が求められている。税関の個別手続き、検疫や輸入計画制度等、あるいは輸出入に関わる港湾手続き等、輸出入における個別の手続きは一般的に相当程度に迅速化、簡素化は進みつつあるが、複数省庁に関係する一連の輸入手続きが煩雑であり多大な改善の余地がある。かかる改善を果たしていくためには、税関当局の組織機能強化、スタッフの能力向上が必要である。通関の迅速化、簡素化、調和のためには、WTO規則とも整合した改正京都規約を受諾し、それに沿って法制度整備・改革を進めることが必要である。また、複数省庁にわたる輸入手続きをうまく組み合わせ、全体としての手続迅速化、簡素化を進める必要もある。

税務署

税務行政全般は、ベトナム政府当局の努力の結果相当程度改善されているが、一方で、VAT・関税還付の早期化、租税条約の確実な適用、法令の重複排除、頻繁な税務調査の排除、ガイドラインの不明確さ等、いくつかの課題が残っている。これらの課題は民間企業にとって重大な関心事項であり、解決のためには税務当局の機能強化、職員の能力向上が不可欠である。

知的財産権関連機関

知的財産権に関連する政府機関は、科学技術省知的財産権局(NOIP)、商業省市場管理局(Market Control Department)(MOT)、経済警察(Economic Police)、税関当局(Custom Office)、科学技術省傘下の監査機関(Inspectorate)、さまざまなレベルでの人民委員会(People's Committee)等多数に及ぶ。ベトナムの市場においては知的財産権を侵害した模倣品が氾濫し、企業にとって大きな問題となっており、模倣品を排除できないことがベトナムの投資環境上の最大の問題であるとの指摘もある。その摘発・取締りを担当する諸機関のスタッフに知的財産権に関する知識が乏しいために取締りが十分に行われていないのが実情であるが、そのような人材の不備に加え、各組織間の連携・調整の不足も指摘されている。スタッフの専門知識・技能向上と併せて、国家として各機関間を調整し、責任をもって各機関に対して取り締まりの指示を出していく機能が求められている。

(3) 投資関連・ソフトインフラの整備

民間セクターが事業を運営するためには、その基礎となるソフト面でのインフラ整備が重要である。ベトナムにおいては、法体系・司法制度、工業標準化・計量制度、経済統計等の面で整備が遅れていることから、これらを重点的に改善していく必要がある。

法体系・司法制度

ベトナムにおいては、きわめて多数の法規範が存在しているが、法規範間の相互関係が不明確でわかりにくくなっている。また、法規範作成段階で利害関係のある外資系企業の意見が反映される制度も整っていないため、投資家にとって常に透明性を欠く状況となっている。さらに、民事判決の確実・迅速な執行、外資系企業にとって公正な仲裁裁定制度導入、競争法・独占禁止法の早期制定等、課題は多い。また、法律専門家の質・量ともに十分な水準に達していないのが現状である。ベトナムではドイモイ以前には法学教育を停止していたため、現在でも、裁判官や弁護士の数不足のみならず、質の面でも問題が多い(法律的素養も持たずに裁判官になるケースも多い)。以上のことから、基本的に裁判所に対する信頼が低く、企業は係争事案を裁判に持ち込むことに消極的である。裁判官の能力向上、裁判所の機能強化が望まれている。

工業標準化・計量制度

工業標準化の普及促進は、製品の品質及び生産効率の向上による競争力強化に結びつく有効な技術インフラの一つである。ベトナムの企業においては、社内標準化、品質管理等のレベルは低く、国際化に対応した工業標準化・計量・検査・品質管理は普及するにいたっていない。さらに大部分のベトナム企業は試験設備をほとんど所有しておらず、また工業部門に対する計量校正の設備も不足している。投資誘致の重要課題である裾野産業育成のためにも、工業標準化・計量制度の整備が求められる。

経済統計

統計資料、とりわけ経済統計はベトナムへの投資判断の材料として利用される。しかしながらベトナムの統計については、・統計数字の信頼性が低い ・データの入手・活用が困難 ・統計情報の有無や公開の可否等が不明 等の問題があり、その整備は重要な課題となっており、統計関連諸機関、とりわけ統計総局の機能強化・能力向上は急務である。ベトナム政府は統計整備の重要性を認識し、2002年に「2010年までの統計整備の方向性」を公表し、2004年1月には新統計法が施行される。新統計法においては、・統計データの原則公開と有効活用 ・統計事業の統計総局への集中方針 が規定されており、統計調査の効率的実施、データの有効利用促進が期待されていることから、統計作成能力の向上を図っていくことが効果的である。

(4) 経済インフラの整備

経済インフラの整備に係る課題としては、都市交通・都市機能の問題、運輸流通の効率化、電力分野、国際通信環境の改善、排水処理・産業廃棄物処理問題、経済インフラへのJBIC 国際金融の積極活用等が挙げられている。

都市交通・都市機能の問題

ハノイ、ホーチミン市等の大都市で発生している道路混雑、安全性、交通公害の問題とともに交通ルールの遵守や乗り入れ規制、根本的な問題としての都市機能の分散等が課題となっている。また、バイク、自動車に対応した都市構造となっていないため、駐輪場、駐車場が不足している問題も指摘されている。

運輸の効率化

運輸分野に関しては、運輸業への100%外資参入制限の問題と国際コンテナの高コスト問題、また国内物流、即ち南北間の輸送コストの高さ等の問題が挙げられている。

電力分野

電力分野においては、料金水準及び電力供給の安定性の問題に加え、増加する需要に対応した発電所整備の課題とそれに関係するIPP等への外資参入についての課題が挙げられている。

国際通信環境の改善

通信に関してはインターネットの信頼性の問題を指摘する企業が多い。

排水処理・産業廃棄物処理問題

産業廃棄物の処理・処分を誤って環境や健康に被害をもたらした場合の日本企業の事業への影響は大きいことから、廃棄物の適切な処理・処分を行う受け入れ機関の整備、リサイクルの受け皿整備などの問題を抱えている。また、排水処理などで、外国企業と国内企業との取り締まりに差があるという指摘もある。

経済インフラへの JBIC 国際金融の積極活用

ベトナムはこれまで周辺国と比して国際金融の実績が少なかったが、今後の資金需要を考えると ODA 及び国内資金だけではまかないきれないことは確実であることから、JBIC 国際金融を含む国際金融を資金源として考慮すべき時期に来ており、ベトナム政府がその認識を高める必要がある。

(5) 既存投資家への支援措置

これからベトナムへ投資を計画する日本の潜在的投資家は、既に投資し事業を営む企業の経験を「参考」にして投資の是非を決定するケースが圧倒的に多い。「検討に際する単なる参考」というより、「その成功と苦戦、時には失敗を徹底的に学ぶ」という表現が実態に合っている。数社の経験にのみ学ぶというものではなく、同業他社、競争社、日本以外の外資企業、銀行、商社、証券会社、投資対象国に詳しいアナリストや学者、政府機関など多様な人脈と豊富な公開情報を通じて各種の調査をし、事業採算のシミュレーションを繰り返し行うのが通常である。既にベトナムに進出し経験を積んだ企業の意見が、新たな投資を企画する企業に与える影響は実に大きい。

このような点で、既に投資した日本企業が「ベトナムへの投資は成功であった」、「多くの問題は抱えるものの成功しつつある」という状況が常態とならなければ、ベトナムへ投資の好循環は生まれにくい。逆に言えば、既に投資した企業が抱える大きな問題の解決を支援することが、ベトナム政府がベトナムへの好循環投資を獲得するための第一歩である。ベトナム政府が、日本のベトナムへの既存投資家を支援することの重要さは、この点にある。

ベトナムの場合、ベトナム政府が FDI、とりわけ広範な部品企業の活発な流入に期待している点が既存投資家、特に既に進出している組み立て企業への支援措置を重視すべきもう一つの理由となっている。それは、ベトナムには、裾野産業を形成しうる能力を持つ完成品メーカーであり、かつ、日本ではビッグカンパニーと言われる巨大企業が、既に、その一部の製品や事業で投資していることである。電機、電子部品、コンピューター、事務機器、バイク、自動車、機械など多岐に及ぶこれらの企業は、いずれも日本国内やアジアを中心に世界規模で広範な部品企業と密接な取引関係や資本・技術提携等のネットワークを持つ企業である。彼らはベトナムでの生産の拡大や競争力強化の必要性が高まるにつれ、いずれ確実に良質な部品を提供できる企業を欲することになる。重要な顧客であるこれら

のビッグカンパニーの要請に応える形でアジア各国に進出した日本の部品企業は極めて多く、今後もかかる企業の事業拡大が見込まれるのであれば一層多くの部品企業がベトナムへ進出する可能性がある。これらが実際に進出するか否かは、これら完成品組み立てのビッグカンパニーのベトナムでの成功と失敗の経験が大きな鍵を握る。成功と失敗の経験は日本国内、グローバルなビジネス組織の中で共有化される。かかるビッグカンパニーの成功は、その企業の他の製品や他の事業のベトナムへの投資の意思決定に大きく反映される。

一方、既存投資家がベトナムで実際に抱える問題を見ると、個別企業の経営戦略の問題と言い切れない、むしろ輸入品と国内生産品との間の競争に端を発すると見られる、合理的な産業政策の欠如が理由と見られる問題が多く存在する。これらのうち、以下のような代表的な問題点を列記する。経営の自由度の制約：部品輸入数量の制約や F/S に基づく生産数量の制限

- 想定していた市場の規模や構造を激変させビジネスマインドを大きく損なう政策の実施
- 規模拡大投資におけるパートナーとの出資比率の突然の変更要請
- 競合する製品の不正輸入の横行、国内生産品と競合する輸入中古品の激増

(6) 潜在投資家を誘致する措置

近時、ベトナム料理やベトナム雑貨など、日本人にとってベトナムは身近な存在になりつつあり、ベトナム人もそのことを認識しつつあるが、他方、未だ、潜在投資家である日本の企業にとってベトナムは近くて遠い国であり、正確な情報がかめない国である。潜在的投資家を誘致するためには上記の諸点が重要であることは論を待たないが、これに加え、根本的な問題は、政策の突然の変更、政策の透明性、一貫性の不備にあると指摘する外資系企業も多い。投資家の変更を予測し悪影響を最小限にするためにも政策変更の過程は明らかにされなければならない。「外国投資は重要な一部分である」と5ヵ年計画には記されている今ベトナム政府に求められているのは、投資家とのコミュニケーションの増進による信頼関係の構築にほかならない。

ベトナム政府は投資環境の改善を行っても、それを積極的かつわかりやすく潜在投資家に知らせていくという努力を余りにも怠っている。今回のイニシアティブは、ベトナムの投資環境の実像を幅広い投資家に知ってもらうという意味で重要なものである。

投資誘致に特效薬はないが、投資環境の改善に向けた日頃の努力に加えて、投資家とのコミュニケーション増進を行うことが投資家に安心感を与える。

第4章 対越投資促進のための具体的対応策

第1部 外国投資促進戦略の構築及び実施

(1) 裾野産業の育成・誘致・活用

1. 裾野産業の育成

(1) 現状

ベトナムに進出した外資系企業は、国内販売向け、輸出向けともに、プラスチック成形品およびそれに伴う金型に対する現地調達ニーズが高く、機械加工部品や電子部品への要望がそれに続いている。確かに、裾野産業の代表業種であるプラスチック成型を行う地場企業はざっと200社程度存在するといわれるが、地場企業の大半は日用品レベルの技術レベルに留まっている。例えば電機電子産業の場合、現時点では外資系家電や情報機器等の工業製品向けプラスチック成型部品を作れる企業はベトナム地場企業には少なく、日系や台湾、韓国、香港、マレーシアやせいぜい中国等の電子・電機産業が発達した国の企業に限定される。AFTAの実施、中国製品の低価格品攻勢によって、日系進出企業はコスト削減と現地生産品の高付加価値化への転換を迫られている。このような元請日系企業のニーズに対し、ベトナム政府は地場の部材企業を長期的に育成する必要がでている。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

裾野産業としてプラスチック成形、それに必要な金型製造、機械加工、鋳・鍛造、溶接、熱・表面処理などの分野が挙げられ、現在のベトナムにもそれなりの技術があり部品も製造されてきたが、地場の部品メーカーでは組み立て会社(特に外資企業)が要求する品質、性能、精度に応えられる企業が少ないのが実情である。

(3) 問題点に対する越政府の認識

ベトナム政府はベトナム地場の裾野産業について大きな関心を有するが、育成のための長期安定的な産業政策は策定されていない。また、人材育成面では、初等教育現場は、総じて思想教育的色彩が残り、物理、化学、生物といったような理系の授業が少ない。更に、ベトナム政府は、人材育成に関して大学、大学院生などの高学歴人材の養成、留学人材の招聘を実施しているが、実験施設や技能訓練施設などを通じた技術者養成の組織的プログラムに乏しい。

2. 外資系裾野産業の誘致・活用

(1) 現状

ベトナム政府は、100%直接輸出又は100%間接輸出の外資系輸出企業に対しては、EPZ（輸出加工区）入居企業又はEPE（輸出加工企業）のステータスを与えて、関税、VAT及び法人税にインセンティブを付与している。他方、これら企業が国内市場向け販売する際には誘致のためのインセンティブは与えてこなかった。これに加え、2003年9月12日付け財政省レターにより、これまで、EPZ・EPE企業の国内販売時に実態的に認められていたCEPT税率の適用が突然否定されたことは、EPZ・EPE企業の能力活用という意味で大きな影響を与えている。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

例えばベトナムの電機電子産業発展のためには国内市場向けや輸出向けの如何を問わず外資系部材企業の誘致促進が必要である。その際、外資の組立企業からは、裾野産業誘致の目的で、インセンティブ政策を速やかに打ち出すことが期待されている。また、今後EPZ・EPE企業の国内販売が増加することが予想される場所、CEPT関税を適用し活用を図っていくことが越産業競争力強化の観点から重要である。

(3) 問題点に対する越政府の認識

電機電子分野における外資系部材企業の誘致促進のみならず、ベトナム地場の部材企業の育成を図るうえで、AFTA、BTA、WTO、FTAなどに伴う新しい国際環境の変化を充分取り込んだうえで、インセンティブ政策の検討を含めた電機電子産業など主要産業育成のためのマスタープランを策定する必要がでてくる。2003年に改正された法人税法の施行細則政令を2003年中に公布する予定のところ、その中には外国投資法に基づく外資系企業へのインセンティブ税制に係る部分も包含し一本化する予定。なおEPZ・EPE企業の国内販売時の関税に関しては、既に係る企業が法人税等の恩典措置を受けている点に留意することが必要。

(4) 具体的な解決策

1. 裾野産業の育成

ベトナム政府は、裾野産業育成のための以下の措置を速やかに講ずる。【MPI】

- (1) 裾野産業育成マスタープランの策定
- (2) 経営・技術訓練センター及び技術支援センターの創設
- (3) 地場裾野企業のデータベース化
- (4) 裾野産業工業団地の設置
- (5) 裾野産業への恩典措置（資金調達支援、人材育成訓練支援、技術情報提供、見本市への参加）

日本政府は、以下の支援を検討する。

- (1) 裾野産業育成政策立案支援(裾野産業マスター・プランの策定等)
 - (2) 技術指導の実施(技術支援センターの創設、巡回型技術指導等)
 - (3) 経営指導の実施
 - (4) 中小企業間交流(見本市・商談会、日越の中小企業交流等)
 - (5) 裾野産業関連情報提供(地場企業の掘り起こし、技術・ビジネス情報の提供(業種別セミナー開催等)、日系企業とのマッチング(逆見本市の開催等))
- また日本政府は、ベトナム政府が指定した裾野産業工業団地への日本の裾野産業の投資を円滑化するための支援を行うことを検討する。

2. 裾野産業の誘致

ベトナム政府は、外資系裾野産業に対する税制上の優遇措置を強化するため改正法人税法施行細則政令の制定を通じて特定の裾野産業に対する税制上のインセンティブを強化する。ベトナム政府は、可及的速やかに改正法人税法施行細則政令を制定する。【MPI、MOF：WT7】

3. 外資系裾野産業の活用

- (1) EPZ・EPE 企業販売分の現地調達率算入：ベトナム政府は、組立企業が EPZ・EPE 企業から部品・原材料を調達する場合であっても、当該組立企業が EPZ・EPE 企業からの調達分を現地調達率に算入することを認める。また、ベトナム政府は、この場合の現調率算定のガイダンスを 2004 年中に出す。【MPI、MOF：WT9】
- (2) EPZ・EPE 企業の国内販売手続きの簡素化：ベトナム政府は、EPZ・EPE 企業が国内市場向け組立企業へ製品を販売するとき、日本を始めとする諸外国の例にならい、保税区域間における物品取引と類似の簡便な手続きを採用する。(半年目途以内)。【MPI、MOF：WT9】
- (3) EPZ・EPE 企業が国内販売する際に適用される関税：ベトナム政府は、EPZ・EPE 企業の国内販売に関して、当該製品が CEPT 適用条件を満たす限り CEPT/AFTA 税率を適用するための規則を制定する。【MOF：WT9】

(2) 外資系企業向けの法人税優遇措置の明確化

(1) 現状

2003 年の 5 月の国会において法人税法改正が行われた。改正の重要なポイントは従来懸案であった外資系企業とベトナムローカル企業の法人税率の統一である。従来外資系企業は 25%、ベトナムローカル企業は 32%であった法人税基本税率が 2004 年度より一律 28%に統一される。これに伴い越政府は利益送金税を廃止することを決定しているが、詳細についてはまもなく発行される予定である政令に委ねられている。

(参考法) 新法人所得税法(09/2003/QH11)、法人所得税法(05/1997)、外国投資法(18/2000/QH10)

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

外国投資誘致競争が激しくなっている現状にかんがみれば、法人税率を引き上げるとは新規投資誘致に対するマイナスのアナウンスメント効果をもたらす。利益送金税が廃止されるといふことであるが、キャッシュフローの点からいえば進出時の条件の悪化である。

(3) 問題点に対する越政府の認識

今回の法人税率の統一は、WTO ルールに則って世界経済へ統合するための内外格差排除である。外国投資企業とベトナム国内企業の格差を無くして Level Playing Field を作るための一つのステップである。28%の法人税率は近隣諸国に比べても割安でこの措置により投資誘致の競争力を失うとは考えにくい。実質的には利益送金税が廃止になるので合計税率で減税になる企業もある。新法人税法のコンセプトは、税率を下げることにより投資を振興し、税収を上げるといふものである。既存企業の法人税インセンティブは存続の方向であり、現在 10%、15%、20%の優遇税率を維持したまま利益送金税も廃止される予定。今回の措置は外国投資、国内投資を振興して税ベースを拡大する方針のもとにおこなわれており、既存企業からの税収は減少する見込みである。新規投資企業の法人税インセンティブも 10%、15%、20%の段階は維持する。最大で 4 免 9 減となる。適用条件についてはまもなく公布する予定の施行案内政令で明らかになる。

(4) 具体的な解決策

1. 外資法に基づく優遇税制維持

ベトナム政府は、今回の法人税法改正は、別途外資法に規定されている外資系企業に対する法人税の優遇措置（10%、15%、20%の優遇税制）には、投資ライセンスの形態が変更されない限り何ら影響を与えないことを確認する【即座に実施】。また、今後公布される改正法人税法の施行細則政令においてその旨明記する。【2003 年末までのできるだけ早いタイミング】【MOF:WT7】

2. 既進出企業の既往インセンティブの確保

ベトナム政府は、今回の法人税法改正は、既に進出している企業が既に得ているインセンティブには何ら影響を与えないことを確認する【即座に実施】。また、今後公布される改正法人税法の施行細則政令においてその旨明記する。【2003 年末までのできるだけ早いタイミング】【MOF:WT7】

(3) 個人所得税の改善

(1) 現状

現在、外国人の個人所得税の最高税率は 50% であり、実質的な税負担額も近隣諸国に比べて割高感があることが従来から投資家の不満となっている。経過措置としていわゆる「7:3 ルール」が適用されていたが、ベトナム人の所得税減税を行ったことに伴い 2002 年度に廃止された。これにより外資系企業における外国人従業員の税負担は再び増大した（このときベトナム人の所得税は減税された。またベトナム人の税率が外国人よりさらに高く設定されていることも問題となっている）。またベトナムには現在個人所得税法はなく法令（Ordinance）があるのみで、個人所得税が税収に占める割合も 2% 程度である。主たる納税者は外資系企業の従業員である。

参考法令： 高額所得者に対する所得税法令（35 / 2001 / PL / UBTVGH 10）、省令（15/2000/TT/BTC）

近隣諸国の最高税率（出所WG資料）

ベトナム	タイ	マレーシア	シンガポール	フィリピン
50%	37%	28%	26%	32%
インドネシア	中国			
35%	45%			

参考 中国との法人所得税の比較

比較項目	ベトナム（新法にもとづく）	中国 （2003年年1月現在）
法人税基本税率	28%	33%（地方税3%を含む）
利益送金税	なし	なし
製造業に対する典型的な投資インセンティブ概要	投資する業種と地域により10%、15%、20%の優遇税を一定期間付与される。さらに最大限4免9減の優遇措置をうけることができる。	地域業種により、15%、24%の優遇税率が適用される。さらに一般生産型企业2免3減が適用される。
免税期間の適用初年度	最初に会計上の利益の出た事業年度	累積損失を一掃し、税務上の利益がでた時点
欠損金の繰越期間	5年間	5年間
広告宣伝費等の上限	総費用の10%を限度に損金参入可	制限はない。
交際費の損金参入限度額-製造業	広告宣伝費等を含む	年間売上高の0.3から0.5%
移転価格税制の適用事例	1997年に法整備	1991年法整備、1995年頃から施行

（2）企業の視点からの問題点・疑問点

外国人個人所得税は法人所得税と異なり利益に関係なく発生する固定費的な項目であるため、これを多くの場合実質的に負担する外資系企業は非常に重税感を感じやすい。最高税率が近隣諸国のなかでもっとも高いことは、新規投資意欲を減退させる要因ともなる。

個人所得税問題はベトナムビジネスフォーラムにおいても投資環境改善要望項目の上位に長年位置付けられているにもかかわらず改善されていない。

最近のベトナム人のなかには高額所得を得ながらきちんと申告していない人がいるのではないかという不満がある。税務署は外国人にのみ厳しいのではないか。個人所得税を減税し公平感のある個人所得税システムを確立してほしい。

（3）問題点に対する越政府の認識

現在2段階での改正を検討している。まず現在の高額所得者に対する個人所得税法令を改正し2005年から適用することを検討している。この中では外国人、ベトナム人の税率の統一や最高税率の引き下げも検討されている。さらに2006年には個人所得税法の制定を検討している。すなわち市場経済化の進展にともない国民一般が所得に応じて広く税を負担するという理念のもとに新法を制定していく考えである。このなかでは所得控除制度もとりにいれる。ベトナム人一般から徴収することは技術的に困難で、源泉徴収制度などを含めた日本政府による技術支援も期待している。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、基幹税としての個人所得税の役割を重視し、課税最低限引き下げや課税ベースの拡大と同時に以下の点を実施する。

1. 最高税率の引き下げ

ベトナム政府は、2004年に国会に個人所得税法令の改正を提案する。その中で、周辺諸国との競争力を担保するため個人所得税の最高税率の引き下げに関する提案も含める。【2004年の次期個人所得税法令改正時】【MOF：WT7】

2. 所得控除制度の導入

ベトナム政府は、2006年中に新個人所得税法を制定することを国会に提案する。また、この新個人所得税法においてベトナムに適した所得控除制度を盛り込むことを国会に提案する。【2006年の個人所得税法制定時】【MOF：WT7】

(4) 外国投資促進活動の拡大(ワンストップ・サービスなど)

(1) 現状

2003年7月、計画投資省は外国投資関連局の組織改革をおこないベトナムで最初の「ワン・ストップ・エージェンシー」を設立した。すなわち従来の外国投資局と投資管理局、南部事務所を統合、さらに従来投資法制促進局に属していた投資促進機能を併合し、新外国投資局(FDI Bureau)を新設した。この新外国投資局には6つの課/機能が存在する。

政策戦略立案、統計、外国協力投資促進、工業建設、農林業水産、サービス業、管理部門である。さらに北部、中部に投資促進センター、南部に外国投資センターを設立中である。南部の外国投資センターにおいてはとくに投資ライセンス申請の受理や管理を行うことを企画している。新組織の特徴としてはまず従来、産業別の投資プロジェクトの審査(プリライセンス)と管理(ポストライセンス)を、従来FDI局とモニタリング局において別々に行なっていたが、ひとつの課で行うことにより連繋を持たせるようになったことである。法制局とEPZ、IZ局は新ビューロからは独立した局のままで、法制と工業区等管理を行う。

(注)ワンストップ機関にもバリエーションがあり、多くのドナーから提案がなされていた。例えば、
・首相府直轄組織で首相がチェアマンを兼任する
・他省庁からの出向者を配備する
・政府組織の外郭組織にするなどである。今回のワンストップ機関は従来行政機能別に作られていた外国投資関連局を統廃合し、投資家の窓口として一元化し、計画投資省内に設置されたものである。

また、日本からベトナムへの直接投資あるいは日系企業を中心とするアセアン等からの越国への生産拠点移転等投資を誘致するためのプロモーション活動は、越国に工業団地(IZ)や輸出加工区(EPZ)を開発しその運営を事業として営む日本の民間企業(商社、銀行、証券会社など)の活動が大きな役割を果たしている。事実、その成果として、日系企業の越国への生産進出の80%がそれらのIZやEPZに入居している。民間企業の何社かは、誘致専門の職員や部門を日本に配置している。越政府も、地方の人民委員会が日本で誘致セミナーを開催したり、中央政府機関のMPIが誘致機能強化を図るなど、自国への投資誘致に関する活動を行っている。日本の政府機関もJETROが最近、越国への投資誘致ミッションを派遣するなど、日本企業の越国への企業誘致を支援している。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

このような組織ができたことを評価し投資促進の前進であることを願う。投資家の視点からワン・ストップ・エージェンシーは二つの機能をもつ。新規投資家にベトナム投資に関する情報を提供したり、また投資家を案内したりする機能である。ライセンスを発行する機能もここに含めておく。投資を管理し、既存投資家が直面するさまざまな問題をフォーカルポイントとなって解決し政府にフィードバックする機能である。

前者に関して計画投資省はプロモーション活動をあまり行ってこなかった。アポイントを取るにも手紙が必要であったり電話が繋がらなかったり、メールが使えなかったりするなど、誰も積極的に計画投資省へ足を運ぼうとしなかった。まずこの点が改善されることを期待する。投資情報を収集するためのライブラリーなどがあればさらによい。中国などでは各省ごとで投資の奪い合いで、投資家があると知事や書記が歓迎し、日本へもミッションをたびたび送っている。

後者に関していえば、計画投資省にトラブルシューティングをお願いしても、スムーズに解決することはあまり多くなかった。トラブル領域は主に計画投資省の権限外であるためであると認識している。例えばタイやマレーシアでは関連省庁のスタッフを投資誘致機関に出向させ専門的な見地から投資家のトラブルに対処するようにしている。このような仕組みをワンストップ機関にとりいれることはできないか。

(3) 問題点に対する越政府の認識

投資家の要望に関して、前者については従来から行ってきた投資促進セミナーの開催や新法令の紹介などの強化に加え、プロジェクトベースでの高度な投資促進活動を計画している。例えば外国投資活動に関する戦略設計、産業別地域別の投資誘致リストづくり、投資のデータ収集分析などを行う予定である。これらの一連の活動を早期に実現するために日本政府に対して以下の関連技術援助の申請を行う予定である。

投資誘致ウェブサイトの更新、日本語バージョンへの翻訳。

投資誘致戦略策定のためのアドバイザー派遣

投資誘致プロジェクトの選定、地方への投資誘致強化。
人民委員会との連繫情報システムの構築
潜在投資家のデータベース、産業データベースなどの構築
ライブラリーの設置

トラブルシューティングに関しては各省庁に担当者が配置されており、この担当者を通じて行う。従来からもこのような仕組みはあったが機能強化する。現在、実際には人民委員会や工業区管理委員会にライセンス認可、管理の権限を委譲しているので、もっと頻繁に定期報告を受け取ることになっている。またセクター別の外国投資管理体制は効率的に投資家のサポートができるものと思っている。これらの組織設置については JICA の開発調査レポートを参考にさせていただいた。ただ計画投資省の権限の及ぶ範囲外のことについては、限界があるということを理解してほしい。

(4) 具体的な解決策

新しく設置された FDI 関連機関と局の機能強化の観点からベトナム政府は以下を実施する。

1. ベトナム政府は、関係省庁及び地方政府の予算から投資促進活動のために必要な予算を年間の経常予算として確保する。【MPI：WT1】財政省は 2001 年 8 月 28 日の議決に規定されたこの規則の実施の責任を有する。
2. ベトナム政府は、外国投資に関連する各種許認可発行やトラブルシューティングに関して矛盾が生じた場合、コンタクト・ポイントとしての計画投資省が、関係省庁と連携し、外国投資法や国際約束に整合的な法的措置又は実体上の措置が講じられることを保証する。【MPI：WT1】

日本政府は、ベトナムにおける外国投資促進活動の支援を以下のとおり強化することを検討する。

1. MPI と協力してベトナムへの定期的な投資ミッション派遣。
2. 越側が外国投資促進のためのセミナーを業種別（特に裾野産業に重点）で日本において開催することを支援。
3. MPI の外国投資促進活動とワンストップサービス機能の向上（外国投資局及び北部、中部、南部三カ所の外国投資促進センター）。
4. 日越投資協定他の国際的コミットメントを遵守するための外国投資関連法制度の整備支援。
5. 日本における投資促進サービス・オフィスの設置に対する越側への支援（JETRO スキームを想定）

(5) 主要産業の発展戦略と M / P の策定

(1) 現状

越国では、主要産業に関する中長期ビジョンとして、「産業発展戦略」、「マスタープラン」が政府により作成されており、それに応じた各種の施策が実施されている。これらの「戦略」と「マスタープラン」は、製造業に関しては各産業を管掌する MOI とその研究機関が原案作成の中心となるが、一部の業種では MPI、建設資材や鉄鋼等では関連する他の省庁が原案を作成している。多くの場合、当該産業の国営企業、公社が原案策定に大きく関与している。原則的には「戦略」が先に策定され、その後、「マスタープラン」が策定される。内容はほぼ同じであるが、「戦略」が産業の発展方向を示すのに対し、「マスタープラン」では、通常数値目標が示されるのが相違点である。「戦略」、「マスタープラン」とも、原案は省内で議論されるとともに、関連する他の省庁の意見聴取を行い、首相府に送られそこでの再度の検討と省庁間調整の後、首相の承認のもとに発効する。2003 年 7 月現在、23 業種以上の産業に対して「マスタープラン」が策定されており、その一部は 2001 - 2005 年を期間としておりその改定作業が控えているが、多くは 2001 ~ 2010 年の期間である。自動車、化学、陶磁器・ガラス、鉱山開発、電子産業などが、近々完成の予定である（一部にリバイズ含む）。地域経済開発 MP も作成過程にある。機械産業の重要産業であるオートバイとその部品産業は、ペンディングとなっている。

他方、「戦略」と「マスタープラン」に基づき、また、時々々の環境変化に応じて、産業横断的および各産業に対する独自の政策が主に主管官庁の省令等を通じて実施される。政策はその産業を管掌する主管省庁だけでなく、他の関連省庁からも発せられる。例えば MOI が管掌する自動車産業では、MOF の関税政策や特別消費税に関する国会決議、バイク産業では結果的にバイクの市場の総量制限となった首相決定、商業省の部品輸入数量制限、MOST や MOTC のバイク品質基準の強制適用などである。

（２）企業の視点からの問題点・疑問点

「産業発展戦略」や「マスタープラン」は、越国の工業化の方向を示す基本指針であり、無論、外資系企業も指針に沿って事業を営む。内資も外資も、その基本方針の下には平等であるべきであるが、「マスタープラン」自体に、例えばセメント産業のマスタープランに見られるように、ジョイントベンチャー契約書を反故にするような記載が突然表れるなど、一部国営企業の利益を代表するような不平等感がある。今後新規策定および改定される「戦略」、「マスタープラン」であって外資が主要なプレイヤーの一人となっている産業については、策定プロセスにおける外資企業の意見の十分な聴取、検討途中過程における主要論点および議論内容の公開、発表（発効）の事前アナウンスを是非お願いしたい。越国の産業政策に関する信頼性を高めるとともに、外資に対する内国民待遇の保障と言う意味でも、これらの措置は大きく貢献すると思われる。

一方、各産業に対し、多岐にわたる省庁が政策面で関与すること自体は不自然ではない。政策の一貫性、透明性、予見性に疑義があることが問題である。

例えば乗用車への特別消費税の減免措置の変更、バイク部品の輸入数量制限、地場ガラ

ス企業に対する輸入条件の改変など、管掌省庁と異なる省庁が発する規制等に各産業の育成に関する政策の一貫性に疑義をもたらす例が散見される。各産業の市場・生産・輸出入条件、国内部品調達（外資にとっての国産化率）、企業間の競争条件、越国への新規投資や既参入者の追加投資や増資など、企業経営の根幹に関わるこれらの事項に関する政策が、複数の省庁から適宜、発せられる。首尾一貫した産業育成の基本方針が感じられない。

それらの政策が議論され、決定される過程も不透明で外資には何もみえない。政策検討過程において外資系企業からの十分な意見聴取（特に、日本人経営者からの）はないし、議論過程も公開もされていない。突然の規制等の発効という疑義を生じさせる。

予見性という点では、AFTA に対応した中期的関税政策、WTO 加盟を睨んだ中長期政策の具体的内容が明示されていないことが企業経営にとって大きな問題となっている。工業発展の端緒にある越国は、市場を開放する一方で、特定産業については一定期間保護しつつ競争力を獲得する必要があると考えられる。先進アセアン工業国との AFTA の関税交渉でも先手を打って見通しを明らかにする必要がある。企業経営は基本的に予見性（将来予測）に基づく行為である。企業経営環境の大きな変化要因を左右する越国政府の、中長期税制政策、法律面、市場、インフラ整備等に関する政策の公開を要望している。

（３）問題点に対する越政府の認識

FDI が多く関係する産業において、産業政策の関連省庁が多岐にわたり、全ての政策に一貫性が保てていないことは、認識している。「戦略」と「マスタープラン」の策定において、政府系企業・公社の過剰関与も是正すべきと認識している。現在、「戦略」、「マスタープラン」で使用される用語の定義、策定プロセスの抜本の見直しを検討中であり、MPI(DSI)が Decree を、その後、CIEM が Ordinance を策定すべく、原案等準備中である。従来の典型的策定プロセスである、公社、工業省、首相承認のプロセスでは、産業全体の総合的ビジョンが描ききれないことはこれまでの経験から学んだ。新たな「戦略」、「MP」策定においては、市場経済の原則により近づけるべく、次の３点を重視している。

- ・ 環境変化に対応できるよう、フレキシビリティを増す
- ・ 産業に対する、ソフトなガイドラインの意味を持たせる（間接的に産業を指導）

企業のより自由な活動が可能なよう、企業オリエンテッドな形とする。

（４）具体的な解決策

1. ベトナム政府は、「産業発展戦略」、「M/P」の策定過程において、外資系企業の意見を十分に聴取する場を必ず設けることを約束する【即座に実施】。
2. ベトナム政府は、関税政策、税制などの関連政策と整合性をもった主要産業の発展戦略、M/Pを早期に策定する。

日本政府は、かかる取り組みに対して支援を検討する。【MPI：WT1】

(6) 短期滞在ビザ免除の導入

(1) 現状

ベトナムはアセアン主要国のなかで唯一、日本人に対する短期滞在ビザが必要である。現在、1ヶ月シングル、6ヶ月マルチビザが業務渡航に主に利用されている。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

既存企業にとってとくに緊急の機械の故障、会議、業務視察などに不便である。投資誘致の観点からも不利である。とくに地方の日本企業はビザが取りにくい。さらに投資視察団のコースからベトナムだけが外れることがある。空港でのビザ取得はあまり便利でないし、訪問者にとってはリスクがある。ベトナムニュース8月4日号によると、中国が日本人に対する短期ビザ廃止を決定する見込みである。

(3) 問題点に対する越政府の認識

現在、外務省を中心に関係省庁とともに、日本人向け短期ビザの免除を早急に行うべく検討中である。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、日本人に対する短期ビザ免除（商用含む予定）を2004年の出来るだけ早期に供与する。【MOFA】

第2部 投資環境の飛躍的改善に向けた個別具体的方策

1) 投資関連規制の見直し

(7) 市場参入スケジュールの遵守(日越投資協定)及び外資系商社への市場開放

(1) 現状

日越貿易投資ワーキング・グループにおいては、いくつかのサービス分野につき外資系企業の参入容認を要望してきた。製造業の完成品輸入販売を含む、輸入、国内流通サービス、金融、保険、通信、広告などの分野である。輸入、流通サービスは外国投資法施行細則によれば投資制限分野に分類され首相別途規定に従う分野になっているが、別途規定は制定されておらず実際は投資プロジェクト毎の個別認可となっている。また金融、保険、広告も外国投資法施行細則では首相認可のAグループプロジェクトに分類されており同様に個別認可となっている。通信分野は投資制限分野に分類されており経営協力契約でのみ外国投資が認められることになっている。また、ベトナムにおける市場経済化促進を図る上で世界中にネットワークを有する外資系商社のマーケティング・投資誘致機能を積極的に活かすことは非常に重要と思われるが、現在の法令によれば外国商社には極めて限定的な輸出入機能が認められているにすぎない。

(参考法令) 外国投資法(18/2000/QH10)、外国投資法施行細則(24/2000/ND-CP、27/2003/ND-CP) 米越通商協定、商法(45/2000/ND-CP)

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

上記のサービス分野については、投資を希望している企業が多く制限を緩和することによって外国投資の増加が見込める。また個別認可の場合は条件を明確にすることで外国投資家を平等に取り扱ってほしい。

また、現在の商法では外国商社の輸出品目は著しく限定された範囲に規制されており、日系商社の持つ多方面にわたる機能(国際マーケティング機能、効率的な貿易サービス機能、投資誘致機能等)を發揮することができない。このことは、ベトナム製品の国際市場開拓、ベトナムへの投資誘致促進の妨げとなっている。

(3) 問題点に対する越政府の認識

越政府の基本方針はサービス分野の外国投資については米越通商協定に定められたロードマップに従って、米国以外の国に対しても参入規制を緩和していく方針である。例えば

貿易、国内流通分野については協定発行後3年以内にベトナム側がマジョリティーの合弁企業の認可、6年後には合弁企業の資本規制の解除、7年後には100%外資設立認可となっている。製造業の完成品輸入についてはライセンスの書き換えが必要であるが特に制限的にする予定はない。また日本との関係では日越投資協定の最終的な交渉を行っているところであるが、協定発効後は米越通商協定による米国への規制緩和措置が同時に日本にも付与されることになる。日系商社については、流通・貿易に関しては日越貿易投資協定のロードマップにより市場解放して行く。但し、複合的な機能をもつ総合商社のような形態については現行法では規定されていない。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、日越投資協定の発効後はこれに定められたスケジュールに従い製造業分野と製造業の完成品輸入販売を含む輸入・流通分野、金融・保険分野、通信分野、広告分野などの各種分野の外資参入制限を緩和する。また、輸入・流通分野の開放に関するガイドラインを日越投資協定発効後可及的速やかに発出する。【MPI：WT1】
(日本側提案注「金融その他サービス産業」への優遇税制の付与については、当該税制がOECDにいう「有害な税制」に該当することとならないよう特段の留意が払わなければならない。)
2. ベトナム政府は、日本の「総合商社」の支店機能を拡大する。このためベトナム政府は、地域・国際経済への統合スケジュールに沿った輸出入商品の品目拡大、輸出入バランス規制の緩和等を行うための商業法改正を行うよう国会に提案する。【2005年の出来るだけ早期に国会へ提案】。【MPI、MOT：WT1】

(8) 不当な投資ルールの廃止

(1) 現状

日越貿易投資ワーキング・グループにおいては、輸出義務規制、現地調達比率要求、合弁会社の役員会全会一致原則、二重価格制度等の廃止を要求してきた。

(解説：WGによれば投資の条件として80%の輸出比率を要求される分野については、段階的に廃止されて現在は14品目を残すのみとなっている。(決定718/2001/QD-BKT)二重価格については徐々に緩和撤廃をおこなっている。合弁会社の役員会全会一致ルールについては有効であるが、新投資法においては撤廃されるかもしれない。既存投資ライセンスに規定された輸出比率、現地調達率要求については、投資認可やインセンティブの条件となっている。日越投資協定が発効すれば、これらはスケジュールにのっとり撤廃される予定である)。

(参考法令) 外国投資法 (18 / 1200 / QH10)、外国投資法施行細則 (24 / 2000 / ND - CP、27 / 2003 / ND - CP)、米越通商協定

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

輸出義務規定および現地調達率要求の投資規制については企業活動を制約するものである。また全会一致ルールは近隣諸国にあまり例をみないもので合弁企業経営のネックになることが多い。二重価格制度についても同様である。これらの規制の早期撤廃を要望する。

(3) 問題点に対する越政府の認識

基本的には米越通商協定のロードマップに従って撤廃するが、WG で説明したように越政府も独自の努力を行っている。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、日越投資協定の発効時に即座に80%輸出義務規定(一部品目除く)及び取締役全会一致ルールを廃止するとともに、同協定に定められたスケジュールに沿って現地調達率要求規制及び二重価格制を撤廃する。【MPI: WT1】

(9) 100%外資が認められる分野の明確化

(1) 現状

外国投資法施行細則の付属資料において、投資制限分野および投資禁止分野がさだめられている。投資制限分野には合弁、BCC によってのみ認可される業種が定められている。また同細則 114 条においては首相認可のプロジェクトが限定列挙されており、これはケースバイケースの判断で100%外資がみとめられることもある。したがって「ネガティブリスト」以外の分野については無条件に100%外資が認められることとなっている。これによれば大部分の製造業は100%外資での進出が認められることになる。

(参考法令) 外国投資法 (18 / 2000 / QH10)、外国投資法施行細則 (24 / 2000 / ND-CP、27 / 2003 / ND-CP)

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

法文は了解しているが、実際に投資申請をすると100%外資が認められるかどうかで窓口

となる人民委員会が判断できず、関連省庁に聞き合わせを行うので時間がかかってしまうケースが散見される。例えば、一部の製造業、技術的コンサルティング、メンテナンスサービス、IT などの分野である。これはネガティブリストに相当する投資制限分野リストの表現があいまいであることにもよる。また従来からお願いしているポジティブリストの作成は投資家に対して一覧性があり、投資誘致に大変有効である。投資家は法律家でないの
でわかりやすく表現することが重要である。

(3) 問題点に対する越政府の認識

一般的に法技術的にはネガティブリスト方式のほうが優れているといわれている。すなわちポジティブリスト作成については実務的に大変手間がかかり、逆に漏れがでる可能性もあるためかえって投資家や計画投資局を混乱させる可能性がある。現在、投資奨励リスト、特別投資奨励リスト、投資誘致プロジェクトリストがあるのでこれらを改定することでベトナムに適したポジティブリストの作成が可能である。さらに国際経済との統合を控えて制限業種も毎年変動するため時期的に煩雑である。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、以下の措置を講ずる。【MPI : WT1】

- 1 . 外資法施行細則政令上のネガティブリストに記載されている分野以外の全ての分野で 1 0 0 % 外資の参入を認める旨を法律に規定することを次期外資法改正時に国会に提案する。
- 2 . 次期外資法改正に伴う施行細則政令（政令 2 7 ）改正によって、より詳細なネガティブリストを定める。

(10) 労働法

1. 無期限労働契約

(1) 現状

2003年より新労働法が施行された。問題となっているのは雇用者に対し従業員との2回目の労働契約更新からは無期限契約を義務付ける制度である。労働法は三つの雇用契約をみとめている。ひとつは季節契約、二つ目は定期契約、三つ目は無期限契約である。従来の労働法においては雇用主と被雇用者は合意により定期契約を毎年更新することができた。しかし新労働法において定期契約更新は1回のみ可能である。多くの労働者を雇用する一部の製造業は不安を感じている。従前は定期契約期間が終了した時点で雇用主と被雇用者は合意により新たな契約を結ぶことになっていた。すなわち定期雇用期間が終了した時点において、一年定期契約の場合は毎年、雇用主都合で更新するかどうかの選択が可能であった。しかし無期限契約に移行すると雇用契約の終了には原則、雇用主と雇用者の合意が必要となる。参考であるが中国においてもこれに似たルールがあり、10年勤続の後双方の合意により終身雇用に移行する。

(参考法令) 旧労働法(1994年制定)、新労働法(35/2002/QH10)、労働法労働契約施行細則(44/2003/ND-CP)

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

[1] 雇用契約は本来雇用主と被雇用者の合意により行われるべきで政府は過度に干渉すべきではない。政府の過干渉は人材育成を遅らせる。企業も優秀な従業員とは無期限契約をしている。従業員の離職の自由度にくらべて雇用者のみが縛られているという不公平感がある。またこの重要な法律改正につき外資系企業の意見を十分徴収したとはいえない。市場経済化に逆行しているような政策との印象が感じられる。

[2] 新法が適用されると事業規模縮小や不良従業員の解雇に余分なコストがかかるようになる。

[3] このような制限的な法律を潜在的失業率のたかいベトナムにおいて適用するのはいかなるものか。潜在的な就業希望者の機会を奪うことになる。ベトナムの魅力の一つは労働資源である。

[4] 労働問題で訴訟になると外資系企業が敗訴するのではないかと懸念がある。。

(3) 問題点に対する越政府の認識

[1] 上記1に関して、この法律は外資系企業のみならず、地場企業にも適用される Level Playing Field としての法律である。外国人専門家やILOの意見も聞き、企業活動と労働者の権利を公平に調整したものである。ベトナムは市場経済化の過程にあり、ベトナム人一般が市場経済になれておらずとくに過渡期には保護する必要がある。またベトナム政府は企業と被雇用者の長期的な関係を期待している。安定的長期雇用関係の構築は労使双方にメリットをもたらす部分もありうる。さらに3年もあれば概ね従業員の資質を見抜くことができるため無期限契約の可否を判断できる。

[2] 上記2に関して、会社従業員規則に解雇事由を明確に定めることにより不良社員の解雇はできる。

[3] 上記3に関して、今後考慮したい。

[4] 上記4に関して、外資系企業が勝訴することもケースも事実としてある。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、2004年以降、引き続き労働訴訟の事例情報を外資系企業に対してもっと積極的に開示するとともに、労使関係を更に良好なものにすることを目的とした中央政府レベルのセミナーを投資家の参画を得て開催する。【MOLISA: WT6】
2. ベトナム政府は、次回の労働法改正時に、労働コストの上昇度、企業の意見聴取、他国の制度との比較を通じて、強制的な無期限契約に関する制約をなくすかどうかにつき検討する。【MOLISA: WT6】

2. 年次有給休暇の残業代

(1) 現状

新旧労働法における残業代の通常的时间給にたいする最低時間給(％で表示)は下記のとおりである。

	新労働法	旧労働法
通常日	150%	150%
週休日	200%	200%
祝祭日、慶弔休暇	300%	200%
有給日	300%	不明確

労働法においては12ヶ月以上勤続した従業員に年間12日間の有給休暇を取得する権利を認めている。

(参考法令) 労働法(35/2002/QH 10) 政令114/2002/ND - CP

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

- ・ 年次有給日の割増残業手当が高すぎる。別途未消化有給休暇の買取を義務付ける制度があるので従業員がこれを目的として有給をとらない可能性がある。
- ・ 従業員も有給日より100%相当の日割り賃金を選好する場合がある。有給日の残業手当については企業と従業員が話し合って決めればよい。
- ・ ベトナム労働法の精神は理解するが、突然に高くなるのはよくない。多くの企業は法律が不明確なので年次休暇につき100%程度の残業代を払っていたからである。何かにつけ突然の法令変更は一方的なわるいイメージを作る。

政令114/2002/ND-CPの10項C)の適用から年次有給休暇を除いてほしい。

(3) 問題点に対する越政府の認識

- ・ 有給休暇は本来、従業員が心身をリフレッシュするための休暇であり、基本的に取得させるようにルール化してほしい。300%については旧法の不明確な点を明らかにしただけである。
- ・ 法はそのようなケースを想定していないので現在対応策はない。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、次回労働法改正時に、有給休暇における勤務を残業代の対象とすることは是非について検討し国会に提案する。【MOLISA:WT6】

3. 複数雇用

(1) 現状

労働法においては労働者に複数の雇用主と雇用契約を行う権利をみとめている。同時に労働者は締結した複数契約を十分に遂行する義務を負う。

(参考法令) 労働法(35/2002/QH10)

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

企業は特定の職種については、複数契約を企業の機密保持の観点から一般的に禁止したい。機密漏洩は解雇事由であることは承知しているが、機密漏洩の証拠をつかむことは実際上簡単ではない。また社会保険料等の計算も煩雑である。結論としては労働法30条3に「雇用主との了解のもとに」という条項を付加してほしい。

(3) 問題点に対する越政府の認識

これは労働者の余裕時間を有効活用するための規定である。企業は就業規則において、特定の競合先などの複数契約を禁止することができる。また機密漏洩は解雇事由に該当する。企業の要望は運用で対処することが可能である。

(4) 具体的な解決策

無期限労働契約を参照のこと。

(11) 土地法

(1) 現状

ベトナム外国投資法第 17 条によれば、外国投資事業による土地利用期間は 50 年を超えないと規定される。但し、国会常務委員会の許可に基づく場合は、外国投資事業による土地利用期間は最長 70 年と規定されている。また、同法第 46 条第 3 項によれば、外資系企業は、土地使用権及び付着する資産（建物等）を、ベトナムで活動が認められている金融機関からの借入れ抵当権の設定が認められている。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

ベトナムではインフラ整備がまだ充分でないことから、工業団地や輸出加工区に入居する日系企業が多い。こうした状況下で、工業団地や輸出加工区の開発会社は、投資事業による土地利用期間が 50 年とされることから、投資ライセンス取得後において、住民補償・買収・造成・標準工場建設・販売までの過程を通算すると 5 年から 10 年の無収入期間が発生し、投資事業の経営において問題となっている。従って、ベトナム政府が工業団地会社に対し無期限の土地リースを認めることは、社会主義の土地公有制からみて困難であるので、工業団地会社によれば、10 年から 20 年程度の期間延長を認めて欲しいとの要望が強い。他方、入居企業にしても、実際 50 年間の利用ができない問題や土地使用権を取得しても、譲渡、リース、出資、親会社を含む他企業からの借入れ抵当権の設定が認められない問題がある。

(3) 問題点に対する越政府の認識

ベトナム政府は、2003 年 8 月に土地法の改正案を公表した。改正案では土地を特別の商品として捉え、また WTO の内国民待遇原則と社会主義公有制原則との調和が図られている。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、土地法の改正案を 2003 年下期国会において通過させ、以下の事項を実現した。【MONRE : WT4】

1. 全ての外資系企業に対して一括払いによる土地使用権の取得を認める。
2. 一括払いで取得した土地使用権及び付着する資産（建物等）に関してリース、出資、ベトナムで活動が認められている金融機関からの借入れ抵当権の設定を認める。
3. 分割払いでリースを受けている、土地に付着する資産（建物等）に関して譲渡、上記抵当権の設定を認める。
4. 土地利用期間が 50 年（70 年）である場合は更に 50 年（70 年）の更新を認める。

(12) 部品・原材料等の輸入計画申請制度の廃止

(1) 現状

2000 年の Decree 24 (Decree 24/2000/ND-CP, dated July 31 2000) の第 71 条で、外国投資家あるいは外国投資合弁企業は投資建設段階と各年に輸入計画を登録しなければならないことを規定している。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

輸入計画申請についてこれまで外資系企業が 4 半期ごとの計画変更ではなく生産計画に応じた柔軟な随時の計画変更を承認する迅速な手続を要請してきた結果、これらは実施され、一定程度改善されてきた。しかしながら、生産計画は市場の状況等により変更されることは必須であり、いちいち輸入計画を申請すること自体が煩雑な制度であり、このような申請制度を廃止することが根本的な解決策であると考えており、廃止を要望している。国内企業は輸入計画申請の必要がなく、外資系企業のみ義務付けられるのは WTO 違反となる。したがって、WTO 加盟に備えて、早急の廃止を求める。免税品の管理は税関処理等で行うことができると考えられる。

(3) 問題点に対する越政府の認識

輸入部品等は製品輸出などで免税の場合が多く、また新設備として機械等を輸入する場合も免税であるので、輸入計画が必要である。輸出は自由である。また、外貨管理上でも必要となる。将来はもっと緩和されるであろうが、免税品の管理が必要である。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、部品・原材料等の輸入計画申請制度を廃止する【2年以内に実施】。【MOT : WT9】

(13) 技術移転の促進

(1) 現状

ベトナム政府はベトナムでの投資プロジェクト実現のため、98年7月発効の Decree No. 45 (45/1998/ND - CP) によって技術移転当事者の権利と利益を保証し、技術の迅速な移転を奨励している。管掌は MOST (Department for Technology Assessment and Inspection) である。Decree No. 45 では、技術移転の定義、当事者間での移転契約作成の義務、MOST による審査と認可または登録が必要であると定めている。ここでは、契約期間は最長7年 (特別の場合は10年まで延長可能)、契約金額の上限を定めている。契約金額の設定では4つの算定方式を認めているが、日本企業の多くはその一つである準売上額に対する比率 (現在の上限は5%) を採用しているケースが多い。2003年7月15日に開催された「第4回日越投資・貿易に関するWG」で MOST は、この上限5%を8%に引き上げる予定であると説明した。それに対し日本側は、「一歩前進した」と表明するとともに、「契約期間の制限および金額の上限の撤廃、技術移転契約の承認制から登録制への変更」を引き続き検討するようベトナム政府に要請した。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

日本企業の基本認識：技術移転契約における契約期間および契約額は、当事者間で協議・合意し契約書に表記するのが国際的にも一般的となっており、自由契約である。越政府は期間と金額上限を定めているが、日本企業が納得できる理由を明示していない。両項の撤廃を強く要請する。

期間と金額の上限の設定により生じている主な問題点：

- ・ 越政府が契約期間および金額に上限を設定すること自体を納得しておらず、日本企業の技術供与のインセンティブを減少させている。例えば、バイク部品の専門企業 (特定分野の保有技術を主たるの経営の武器とする) では、金額上限が低いため、ベトナムへの投資をためらう要因の一つとなっている。これは、ベトナムにとっても技術移転の機会損失となっている。

- ・ 「特別の場合、10年まで延長可能」と定められているが、「特別の場合」の定義が具体的にでない。また、「特別奨励技術の場合は、8%以上も可能(越側検討中)」とされるが、対象技術の定義が具体的にでない。期間、金額の算定が、MOSTの「担当者判断」で左右される恐れがある。
- ・ 金額算定のベースとして使用されている「純売上額(Net Sales)」は、工場出荷額から輸入部品額、販売費などを除いたものである。販売費が除かれていることで、技術移転金額の上限が低くなり、結果として、日本からの技術者の一時的派遣(新規設備導入時、新たな製品モデルの生産開始時など)に要する日本からの技術援助(ロイヤリティ範囲内での技術者派遣費用のベトナム法人側での負担)を十分受けることができず、臨機応変な技術移転促進の制約要因となっている。本社へのロイヤリティ支払額を増やすことで、必要な時に必要な技術を移転することを、よりスムーズに進展させることができる。
- ・ 期間と金額の上限が設定されていることや「純売上額」に対する比率でロイヤリティが設定されることは、グローバルスタンダードとの乖離が顕著である。例えば、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンでは、期間、金額とも制限は全くなく、政府の規定のない当事者間の自由契約である。特に国際的に事業を営む企業では、ベトナムの異例な規定の存在を納得できない。
- ・ 「技術の価値」が越国の産業政策指導層に十分に理解されているとは思われない。「技術はタダ」との認識も一部にはあると懸念される。「技術の価値を正当に認めて、適切な対価を支払う」という基本認識をベトナム産業界に定着させることで、ベトナムへの技術移転の促進を支援したい。日本企業の多くは、グローバルスタンダードを目指すベトナムが「技術の価値の評価」においても国際水準の認識を持ち始めてほしいと考えているし、技術移転の促進を通じた裾野産業、産業全般の発展を望んでいる。

その他日本側の意見

- ・ 技術移転契約書の作成では12項目の記述義務が示されているが、それ以外に申請書類が具備すべき条件は明確でない。Decree 45に関する施行細則がないため、申請等手続きが煩雑となる。これまで日本企業の申請に対し、非承認となった事例はないと推測され、この点は評価できるが、企業の申請からMOSTの審査・承認までの時間が長い。
- ・ MOSTが「期間を設定する理由」の一つは、「技術の早期移転を促すため」であると日本企業は推定している。しかし、日本企業は、両者の相関大変少ないと考えている。

(3) 問題点に対する越政府の認識

- ・ 2003年末を目標に、策定後5年間が経過したDecree45の改定作業を進めている。改定原案の策定段階のため断言はできないが、以下のような変更が予定されている。
 - ・ 契約期間を全ての技術移転に対し10年とする。延長は当事者間で決定する事を可能とする。

- ロイヤリティ金額上限を、製品価格をベースに8%とする。これは、国が出資したプロジェクト、国営企業との合弁企業にのみ適応されるかもしれない。100%ベトナム資本の企業、100%外資の場合は、上限のない当事者間の自由契約とすることも検討中である。
 - その他、算出方法の変更（たとえば利益をベースとする算出ならば、税引き後利益から税引き前利益をベースとする）や、支払方法の多様化と迅速化など、多くの細部を検討中である。
- 現行の Degree45 で期間と金額に上限を設定した目的は、基本的に、技術移転に失敗しないよう、経験の少ないベトナム企業を保護するためである。より国際的慣行・国際水準に準拠した、また、当事者間の自由契約の方向へ向かいたいと考えている。
 - 法的整備など技術移転環境の整備、ベトナム企業および外部からの導入技術の評価・審査能力を向上させたい。日本政府等の協力を希望する。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、現在検討中の技術移転に関する施行細則政令（政令45）の改正により民間企業に関してはロイヤリティ金額の上限を廃止する（1年以内に実施）。また国営企業の資本参加を得ている企業に関してはロイヤリティ金額の上限廃止に向けた緩和を行う。【MOST：WT5】
2. ベトナム政府は、次期民法改正時に技術移転契約期間規制の廃止に向けた緩和のため改正提案を国会に行う。【MOST：WT5】
3. 技術・ノウハウ等知的価値とその対価に関する越関係者への啓蒙活動を実施する。【MOST：WT5】
日越関係者は共同して、政府職員とベトナム人経営者の参加を得て2004年7月頃に技術移転・知的財産権に関するセミナーを主要都市数箇所で開催する。
日本政府は、かかる取り組みに対する支援の可能性を検討する。
4. 技術移転にかかわる税額控除
ベトナム政府は、技術移転を促進するため、政令45の改正時に時限措置として優遇税制の導入を検討する。【MOF、MOST：WT5、WT7】

(14) 広告宣伝費等のキャップ制度の廃止

(1) 現状

現行の法人税法によれば広告宣伝費等(ビジネスに関連する広告宣伝、マーケティング、プロモーション費用及びその他の費用 解釈上会議費や交際費を含むものと考えうる)については、総費用の5%まで(ただし業種によっては7%まで)という上限が設定されている。これを超える部分は損金として費用に参入されないため結果的に実効税率が高くなるという問題が生じている。2004年から適用される新法人税法においては、この上限を10%に引き上げた。参考法令:新法人所得税法(09/2003/QH11)、省令(18/2001/TT-BTC)

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

広告宣伝費は市場経済において発生する通常の費用であるので上限設定されるべきでない。ベトナムはこのような制限をもうけている唯一の国である。新法人税法を評価するとともに将来この制限が撤廃されることが期待される。限定列举された費用14項目のみが、税法上費用として認められる。この費用の定義はわかりにくく税務署との見解相違が起こりうる。ベトナムビジネスフォーラムによれば、法人税率15%が適用されている外資系企業の場合、実効税率は25%から35%になるという指摘がなされている。

(3) 問題点に対する越政府の認識

外資系企業の要望を反映して今回上限を10%に引き上げた。すぐに全廃できない理由として、競争力の弱い地場企業の保護という視点がある。また無限に枠を認めると事業関連性のない費用までがその他の費用に含められてしまう可能性がある。現在2010年までの税制戦略が策定されており、損金参入できる経費を細かく規定するなど対応策を検討中である。

(4) 具体的な解決策

- 1 . ベトナム政府は、国際経済への統合のコミットメントを実施するロードマップに沿って、次回法人税法改訂の作業の中で上限額の廃止を含めて検討する。【MOF : WT7】
- 2 . ベトナム政府は、2004 年内に、法人税法施行細則政令で 1 4 種類の損金算入項目について定義を明確化する。【MOF : WT7】

(1 5) 3 0 % 以上出資の合弁企業の入札方式義務付けの廃止

(1) 現状

本件は、外国投資法施行細則 100 条に準用規定があるが、その法源は、以下の入札規則である。すなわち、(1) Regulations on Tendering の Article 2 Clause 2-b “ Joint venture projects, business co-operation contracts or shareholdings in which the participating interest of State owned economic organizations (State owned enterprises) is thirty (30) per cent or more of the legal capital, business capital or equity. ”、(2) Article 10 Clause 8 “ Tenderers participating in tendering in Vietnam must undertake to procure and to use materials and equipment which are suitable in terms of quality and price and are manufactured, processed or available in Vietnam. ”、(3) Article 10 Clause 8 “ Where international tendering is organized in Vietnam in respect of projects specified in Article 2 Clause 2 of these Regulations, preferential treatment shall be given to domestic tenderers and domestically produced goods. ” などである。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

合弁事業の推進に当たり、入札にするかどうかは、合弁事業の意志に任せてほしいというのが日本側の要望であり、そのこと自体がベトナム政府やパートナーに不利益をもたらすとは考えられない。

(3) 問題点に対する越政府の認識

現在ベトナムの法律に基づき、国営企業が 30% 資本を出資した合弁企業については設備調達に当たり必ず入札を行うべきだと規定されている。これは、ベトナム政府財産のオーナーシップを保護するための規定であるとする。つまり、ベトナム政府は、企業を管理する立場だけでなく、企業を所有する立場を重視する。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、可及的速やかに、越側出資が 30%以上の合併企業の設備、建築物等の発注に際しての入札方式義務付けを撤廃するために、入札法令の改正案の作成を関係省庁に指示し、国会常務委員会に提出する。【MPI：WT1】

(16) 金融機関の資金・資産の海外運用規制の廃止

(1) 現状

外国銀行支店による資金の海外運用上限額は、払込資本金の3割以下と定められている。また、保険会社による資産運用はベトナム国内のみで行うことができると規定され、海外での資産運用は一切できないことになっている。

(参考法令) ベトナム中央銀行 Circular08/2000/TT.NHNNS、保険法 98 条 2 項

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

外国銀行支店の取引先は進出早々の外資系企業が多数を占めることから持込資本金や輸出代り金が増加しつつある一方で、ベトナム国内における外貨資金の運用機会はリスクの観点から限られているため、外貨資金の運用先は海外金融機関に求めざるを得ない。外銀支店の海外運用の規制撤廃により、外資系企業との取引は円滑化・活性化され、間接的に投資を促進する効果を持つ。

保険会社の場合も、今後のベトナム保険業界に発展のためにも海外での資産運用の可能性を排除すべきではない。

(3) 問題点に対する越政府の認識

外国銀行が調達した資金をベトナムで運用することを奨励するのが中央銀行の方針である。保険に関しては、保険法はまだ実施されたばかりであり、今現在、保険で調達された資金が、保険法で規定されているように国内で使用されることは適切である。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、国際約束に沿って可及的速やかに外銀支店及び保険会社の資金・資産の海外運用規制を撤廃する。【SBV：WT8】

(17) 資本規制の廃止

(1) 現状

ベトナム外国投資法第16条によれば、減資はできない。但し、2000年7月の改正法で首相決裁項目となったとのことである。他方、ベトナム企業法第43条、第50条などによれば、ベトナムの民間企業は減資ができる。またベトナム外資法によれば総投資額にしめる法定資本金の下限が30%と定められている。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

日本企業の中には、投資規模の適正化や自社の裁量権などから減資の希望が少なくない。また、キャッシュフローの少ない企業にとって最低法定資本規制は投資の制約となる。

(3) 問題点に対する越政府の認識

現行外国投資法上は認められない。

(4) 具体的な解決策

1. 現行法では減資は厳しく制約されているが、ベトナム政府は、外資系企業の事業に一層の柔軟性を持たせるために、次期外資法改正時に一定の条件の下に減資を認める法改正を行うよう国会に提案する。【MPI：WT1】
2. ベトナム政府は、総投資額に占める法定資本金の下限規制（現行30%）につき、次期外資法改正時に緩和することを国会に提案する。【MPI：WT1】

(18) 固定資産輸入に関連して起こる総投資資本の定義の問題

(1) 現状

外資系企業は固定資産形成のための輸入に関してはその輸入関税を免除される。この適用をうけるためには商業省（局）において輸入許可を得る必要がある。商業省（局）は外資系企業の投資ライセンス、フィジビリティ・スタディーに規定された総投資額の範囲内で固定資産の免税輸入許可を付与する。ところが、製造業の更新投資の場合、当初からの固定資産輸入額の単純累計がライセンス上の総投資額を超えてしまうことがあるため、減価償却累計額を考慮しなければ商業省（局）でライセンスの総投資額増額の書き換えを要求されるケースがある。実務上は減価償却累計額をいかに考えるかが問題である。

（２）企業の視点からの問題点・疑問点

更新投資のためにライセンスの総投資額を拡大するのは理解できない。固定資産輸入枠は減価償却累計額を考慮するべきである。

（３）問題点に対する越政府の認識

固定資産輸入枠は減価償却累計額を考慮するべきであるという点は了解しているので、関連省庁に確認する。

（４）具体的な解決策

ベトナム政府は、固定資産輸入枠の計算時に減価償却累計額を考慮すべきことを明確化するための法文書を制定する。【半年以内に実施】。【MOT：WT9】

２）実施機関の能力向上

（１９）税関実務の透明性・信頼性・調和化・迅速化・簡素化等

（１）現状

近年、ベトナム政府は外国直接投資の促進や国際公約の実現に向けて、貿易の円滑化・迅速化のための法整備に取り組んでいる。そのために ASEAN の「税関業務近代化に必要な 15 分野（1999 年～2004 年）」及び APEC の税関共同行動計画に基づき、税関行政の近代化が求められている。さらにベトナムは「税関手続きの簡易化及び調和に関する国際規約（京都規約）」の改正規約受諾のための準備を進めている。しかし、その改革が急激かつ多様であることから、基本となる法的フレームワークが成立しても、実行・運用面での整備が遅れている。また、新制度が現場職員に徹底されていないケースも散見され、管理面での問題も指摘される。さらに、導入された数多くの新制度・手続きを執行するための人材育成が大幅に遅れており、輸出入通関担当者の資質・能力は国際的な水準に達していないのが現

状である。

(2) 企業の視点から見た現状の問題点

通関官署間で取り扱いに不統一が生じたり、担当職員の恣意的な判断が問題と言える。また、輸出入通関手続きが複雑である。

(3) 問題点に対する越政府の認識

税関は 10 種類程度の書類が必要であったが、面倒という声が多かったため手続もだいぶ簡素化された。事前申請が必要なものなどだいぶ知識が利用者にも増えてきた。インターネットで各関係機関の申請を行うシステムも計画中であるが具体的にはまだである。試験的に港とつなげて情報交換するシステムを行った結果、以前と比べて早くなったが、運輸業とターミナルがつながるのが弱く、また現物書類が必要である。コンピューターで通関するシステムは 2001 年から 2005 年で整備する計画であったが、遅れており、2003 年から 2006 年で完成させる予定である。汚職については公務員法、汚職防止法、浪費防止法等の 6 つの法令があり、法律に従って罰する。センシティブな社会問題であり、税関対象の公德活動も行っている。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、以下の措置を講ずる。【MOF : WT9】

- 1 . 改正京都規約の早期批准
- 2 . 新制度の円滑な執行
- 3 . 適正通関の徹底
- 4 . 不正取引に対する取締制度・検査手法の整備
- 5 . 行政機関相互の連携・協力体制の促進
- 6 . 税関職員の質的向上
- 7 . 税関手続き関連情報の公開
- 8 . GATT・WTO に沿った関税評価定義の段階的確立（最低価格制の段階的削減）
- 9 . 通関時の知的財産権の保護に関する税関手続き関連規則の研究・制定
- 10 . 事前教示制度の実施

日本政府は、ベトナム政府からの要請があれば、以上の項目の実施に関する支援を検討する。

(2 0) 税務行政の適正な執行

(1) 現状

日越貿易投資ワーキング・グループ発足以降、税務行政全般はベトナム当局の努力もあり改善された部分も多くある。一方でいくつかの課題も存在する。これは法制度そのものの改正を要望する項目と運用上の不備の解決を要望する項目がある。ここではとくに後者について述べる。この点につき下記に WG やベトナムビジネスフォーラム報告書から例示列挙する。

- ・ VAT、関税還付の早期化：相当改善されたもののいまだに ODA に関わるものなど期限どおりに還付されていないケースもある。還付時にコミッションを請求される場合がある。
- ・ 租税条約の適用：法解釈が担当者によりさまざまであり安定性を欠く。
- ・ 法令が重複している。(例 省令 18 と省令 13)
- ・ 同じ年度の税務調査が 2 度以上行われる。(実務慣行としていかがなものか)
- ・ 不明確なガイドライン：外国契約者税、サービスの輸出にかかる VAR

なお、円借款事業における VAT 還付が必ずしも円滑に行われておらず、JBIC が租税総局と共同で還付マニュアルを作成しているが、個別の問題にはベトナム財政省と共同で解決しているのが実情である。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

外資系企業に対する税務行政は地域の税務署をつうじて行われる。中央政府の通達自体が未達である場合や、本来の趣旨どおりに運用されていない事例がある。財務省は具体例があれば解決するとしているが、投資家はその都度中央政府に訴えるのは困難である。税務当局のレベルアップが望まれる。

(3) 問題点に対する越政府の認識

例えば VAT の還付早期化など相当改善したと思われる。今後も税務行政改善のために必要な措置を実行していく方針である。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、税務実務の改善（効率化、徴税システムの強化・適正化、地場企業と外資系企業に対する徴税におけるレベル・プレイング・フィールド等）を実現するための継続的努力を行う。また日本の ODA の専門家の参画を得て、トラブルシューティングのケーススタディーを行う。【MOF：WT7】
2. ベトナム政府は、ODA の VAT 還付問題などの観点から、可及的速やかに中央政府の中にこれらの問題を解決するための「公開相談窓口」を設置する。【MOF：WT7】

日本側は、税務行政近代化（税関職員と税窓口の能力強化、税務調査等）に対する支援を検討する。

（ 2 1 ）知的財産権業務改善

（ 1 ）現状

ベトナムにとって、知的財産権（Intellectual Property Rights；IPR）の保護・取扱いは、WTO加盟のポイントの一つであり、関連法の整備及び執行体制の強化が課題となっている。その中核機関である知的財産権庁（NOIP）は、科学技術省（MOST）管轄下で知的財産権のうち特許、実用新案、意匠、商標（注：後述の所掌変更問題あり）の出願受付・審査・登録管理をする唯一の機関であり、その主要な任務は次のとおりである。

- ・ 出願人（個人や法人）の申請に基づき工業所有権等に関する権利の登録を行う。
- ・ 出願人の申請に基づき工業所有権等に関する権利期間の延長登録、権利譲渡の登録、また他人の権利の無効や権利範囲の確定等に関する手続きを行う。
- ・ 知的財産権者の権利を国家の正当な権利として管理保護する。
- ・ 知的財産に関する法律案の策定や知的財産行政の政策立案を行う。
- ・ 知的財産行政の国際的な調和を目的とし、世界知的所有権機構や外国の所轄機関との調整を行う。
- ・ 知的財産制度の円滑な運用を目的とし、関係団体の指導や一般公衆への制度の普及・啓蒙を行う。

NOIP が受理している工業所有権出願数は年々増加している（出願総件数 2001 年の 9000 件弱に対し、2002 年は 1 万数千件、うち商標が約 1 万件）が、出願事務処理は従来通り半ば手作業で行われているため、その効率性は低く、審査経過状況の把握が困難であったり、審査の確定まで長期間を要することもしばしばある。これらの課題に対処するため、2000 年 4 月より 4 ヶ年計画で JICA により「工業所有権業務近代化プロジェクト：MOIPA」が実施されている。MOIPA プロジェクトでは、工業所有権事務処理システム（IPAS）の開発と運用にかかる技術移転活動を通じ NOIP の業務改善・効率化を推進している。IPAS が本格稼働する 2003 年 9 月末頃からは、標準的・効率的な IP 事務処理が行われる予定である。

（注）昨年来、一般になじみの薄い「工業所有権」と言う内容をより分かり易くするため、同意語として「産業財産権」と表現を変更しつつあるが、本資料では従来の工業所有権と記す。

< 関連法令 >

The Civil Code in Part 6 (Copyrights in Chapter I, Section. 745-779; Industrial Property in Chapter II, Section. 780-805)

Decree No. 76/CP dated October 24, 1996

Decree No. 63/CP dated October 24, 1996

Circular No. 3055/TT/SHCN, which took effect on January 15, 1997

Decree No. 12/1999/ND-CP dated 6 March 1999

Decree No. 54/2000/ND-CP dated 3 October 2000

Decree No. 06/2001/ND-CP dated 15 February 2001

商標業務の所掌変更問題

NOIP は、政令 54/2003/ND-CP (2003 年 5 月 19 日、6 月 22 日発効) により、名称が従来の工業財産権庁から知的財産権庁に変わるとともに、「知的財産権 (但し、文学・芸術にかかる著作権、および商標を除く)」を所掌することとなった。すなわち、IP 行政の主要部分を占める商標の取り扱いは NOIP の所掌ではなくなった。

新所掌機関は商業省の市場管理局と言われているが、正式決定は遅れており、首相府の指示により、6 月 22 日以降も NOIP が暫定的に商標出願の受付のみを継続している (但し、予備的な審査は行っているが、公式な審査判定や通知は行っていない) 状態であり、多数の商標審査が滞留している。その数は 8 月初旬現在で数百件に達している。また、上述の「工業所有権行政近代化プロジェクト」における技術移転効果への悪影響が懸念されている。

本件に関しては、日本を始め各国がベトナム商標行政の混乱への危惧を表明している。また、2003 年 7 月 15 日の日越投資貿易ワーキング・グループ会合においてもこの点を確認したが、状況は上記記載の通りで依然として先行き不透明である。

< 参考： 知的財産権の保護対象、定義、保護証、保護期間 >

目的	定義	保護証	保護期間
特許	現在の技術水準に照らして世界規模で卓越した新規性があり、他の社会経済分野に適用可能な技術的解決策	特許	出願日から 20 年
実用新案	現在の技術水準に照らして世界規模で新規性があり、他の社会経済分野に適用可能な技術的解決策	実用新案	出願日から 10 年
意匠	罫線や 3 次元形態、カラー、およびそれらの組み合わせにより形成される製品の形状であり、世界規模で新規性があり、かつ工業製品や手工業製品のパターンとして利用可能なもの	意匠	出願日から 5 年。 5 年ごとに 2 回更新が可能
商標	同種類の製品やサービスを他社の製品やサ	商標証	出願日から 10

	ービスと区別するために使用する標章。商標は、言葉や絵、カラー、およびそれらの組み合わせにより表現することが可能。		年。10年ごとに何回でも更新可能
--	--	--	------------------

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

意匠や商標登録の登録申請から承認取得（結果通知）までの期間が長い。意匠の登録申請から承認取得までに20ヶ月を要し（二輪車）、その間権利を行使できずシェアを落としたケースもある。申請手続きが複雑であることがその要因の一つであり、簡素化を図るべきである。商標に関しては、まず所掌問題を早期解決し、その上で、審査期間の短期化を図るべきである。また、ベトナムはマドリッド協定に1949年に加盟しているが、同協定議定書には未加盟であるため、我が国企業が同協定議定書を通じてベトナムで商標権を取得することができないので、マドリッド協定議定書への早期加盟を希望する。

(3) 問題点に対する越政府の認識

IP出願手続きの簡素化については、それについて定めた「amendment to circular 3055 on IP」の草案が作成されているが、商業省への所掌変更問題のため、現在見直している。概していえば、ベトナムのIP関連法はWTOのTRIPS協定に沿ったものとなっており、法の執行が課題である。

現在日本の支援により進められているプロジェクトにより、IP行政のうち出願処理体制は改善されつつある。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、知的財産業務手続きの簡素化を引き続き進める。また、インターネットで企業に対して知的財産権関連情報を提供するためのデータ検索・管理システムを構築する（2年以内）。さらに、ベトナム政府は、新規、既存の投資家からの知的財産に関するあらゆる問い合わせに迅速に対応できるコンタクト・ポイントとしての知的財産権庁の機能を強化する【半年以内に実施】。【MOST、MPI：WT5】 日本政府は、インターネットを通じた知的財産権の検索・管理システムの構築に対して支援を検討する。
2. ベトナム政府は、商標業務を知的財産権庁（NOIP）に戻すべく、政令54/2003/ND-CPの改正を実施する。（即座に実施）【MOST：WT5】
3. ベトナム政府は、WTO（TRIPS協定）他の国際約束との優先度を見つつ、マドリッド協定議定書へ早期加盟する。【MOST：WT5】 日本政府は、マドリッド協定議定書の早期加盟に対して支援を検討する。

(2 2) 知的財産権権利執行の強化

(1) 現状

ベトナムにとって、知的財産権の保護・取扱いは、WTO加盟の条件(TRIPS 規定への合致) の一つであり、関連法の整備及び執行体制の強化が課題となっている。しかしながらベトナムにおいては、知的財産権(Intellectual Property_Rights ; IPR)、すなわち特許、実用新案、意匠、商標、著作権等の保護に関する意識は低く、知的財産権を侵害した模造品は市場に氾濫している。

また逆に、ベトナム中小企業の間には商標登録という手段がまだ根付いていないため、ベトナム特産の食品や調味料、コーヒーなどのブランドが、外国企業により第三国で商標登録され、その結果、本家が自己ブランドで輸出できなくなるケースも出ている。こうした被害をなくすため、今、ベトナム政府や財界が中心になり、同国企業に商標保護・取締りに向けた啓蒙活動を展開している。

模倣品の製造と販売にかかわる事件を処理する行政機構には、商業省市場管理局(Market Control Department): MOT)、経済警察(Economic Police)、科学技術省配下の監査機関(Inspectorate)、税関当局(Custom Office)、さまざまなレベルでの人民委員会(People's Committee)等がある。制裁措置としては、罰金、損害賠償、模倣品の押収や製造販売施設の差押え、営業免許の取消しなどがある。

NOIP(知的財産権庁) は、直接には模倣品の取り締まり・摘発の機能を持たないが、評価要請を受けてそれに回答する権限と責任を有する。

このように、知的財産権保護にかかる政府機関は多岐にわたるものの、各機関ともにその対応は非常に遅く、また機関間の調整も十分には機能していない。スタッフの専門知識・技能向上を含めた、各機関の能力・体制強化が必要とされるとともに、各機関の役割の明確化・透明化が求められている。

(参考法令)

Decree No.31/1999/CT CT-TTg, dated 27, October, 1999

Joint circular 10/2000/TTLT-BTM-BTC-BCA-BKHCM, dated 27 April, 2000

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

二輪車に関しては、知的財産権(意匠、商標) を明らかに侵害した有名企業の模造コピー商品やトレードマークが市場に数多く出回っており、その被害額は計り知れない。また、電気製品、調味料等についても、有名ブランド品の模造品が見られる。

知的財産権の保護、違反に対する調査・摘発の現状については、必ずしも十分ではなく、また公平公正に行われていない。知的財産権侵害に対する調査・摘発を実施する機関は多数あるが、各機関の対応は不十分である(下表参照)。管轄官庁である科学技術省がイニシ

アティブをとり、関係諸機関と連携をとって調査摘発をしてほしい。所有権者からの申請に基づいて、迅速にアクションをと体制を整えることが重要である。

また、NOIP は知的財産権侵害に対する評価の要請を受け回答する責任があるが、その方法が法に照らして妥当でない事例もあり、是正が求められる。

知的財産権保護関連機関の本来の機能と実態（企業による評価）

Agencies		Duties	Actual situation
MOST	NOIP	Issue certificates Judge violations	Occasionally issue “non-violation” letter without exact/careful judgment No effective actions to follow “violation” conclusion, resulting in continuing violations
	Inspecto rate	Inspection and punishment for IP infringement	Very few inspection cases, with few staff available only in main cities
Market Control Department		Inspection and punishment for market ill-behavior, incl. IP infringement	Inspections only upon IP holders’ claim
Economic Police		Inspection and punishment for economic crimes incl. IP infringement	Inspections only upon IP holders’ claim
Customs		Inspection and seizure for IP infringing good at the border	Inspections only upon IP holders’ claim and IP holders are responsible to specify shipment containing infringing elements
Management bodies of each industry		Monitor the industry, mainly the production and distribution, incl. IP	Checking only before granting production permit, unable to prevent infringement

（３）問題点に対する越政府の認識

知的財産権の重要性とその侵害状況の深刻さについてベトナム政府は十分認識しているが、その根底には、国民全体の IPR 保護に対する意識の低さがある。この IPR という概念はベトナムでは新しい内容なので、そのためには IPR 保護を強化するための公報・啓蒙活動を実施していくことが重要である。また、IP 関連の業務を実施する人材を育成することは大きな課題である。ベトナムの IP 関連法は WTO の TRIPS 協定に沿ったものとなっているが、IP 侵害に対する摘発が効率よく実施されていないケースもあるので、関係省庁が連携して実効が上がるよう努める。

（４）具体的な解決策

- ベトナム政府は、模倣品を輸入・製造・流通（市場）の３段階で食い止めるべく、摘発・取締り体制を強化する。具体的には、全ての知的財産権権利執行活動を指導・監視し、投資家からの要請に基づき侵害事例（疑わしい事例含む）に対する調査結果を提供する機能を持つよう 127 委員会の機能強化を含めた具体策を講ずる。【GO:WT5】日本政府は、摘発・取り締まり体制の強化（知的財産権侵害に関する知識・技能普及を含む）に対する支援を検討する。
- ベトナム政府は、2004 年に国家的な模倣品取り締まりキャンペーンを実施する。また、1999 年 3 月 6 日付の工業財産分野の行政違反制裁に関する政令第 12/1999/ND-CP の

罰則規定を改正し、知的財産権侵害による罰則が、少なくともそれによって得られる利益を基本的に上回るように改定する【可及的速やかに実施】。【GO、MOST：WT5】日本政府は、国家的な模倣品取り締まりキャンペーン及び違反事例の罰則規定強化のための政令改正に対する支援を検討する。

(2 3) 汚職撲滅

(1) 現状

ベトナム政府は、1990年代後半から汚職を重大な社会問題の一つとして位置づけるようになった。2001年に決議された「2001～2010年の経済社会開発10ヵ年戦略」でも汚職を社会悪として撲滅されるべきものとした。さらに2001年に策定された2001～2010年の行政改革マスタープランでも透明性及び説明責任をもった行政システム構築の観点から汚職問題の改善を図っている。ベトナムにおける汚職の背景は、他の途上国同様、複雑な事情が絡んでいる。法令・規則が曖昧である結果、執行機関の行政官の裁量の幅がかなり残されている結果となっている。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

ベトナム政府が1998年の汚職防止に関する政令(Ordinance against Corruption)及びホットラインの設置、2000年の汚職防止キャンペーンなどに取り組んでいるのは承知しているが、税関、税務署、公安などの執行機関で依然として見られる重要課題であり、より一層の取り組みが必要である。

(3) 問題点に対する越政府の認識

汚職については公務員法、汚職防止法、浪費防止法等の6つの法令があり、法律に従って罰する。センシティブな社会問題であり、公務員対象の公德活動も行っているが、依然として無視できない社会悪として認識している。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、以下の取り組みを行う。

1. 汚職防止のためのアクションプラン及び具体的措置を引き続き強力に実施する。【GO】
2. ビジネスセクターと政府とのホットラインの機能を強化する。【GO】
3. 税や税関その他の行政制度面での公平、中立、透明性、説明責任及び行政手続の簡素化を進めるための努力を継続する。【GO】

(2 4) 不正輸入の規制

(1) 現状

ベトナム政府が鋭意努力を続けているにも拘わらずベトナムの市場には不正輸入された製品が多いとの企業の声がよく聞かれる。不正輸入の種類としては、実際の CIF 価格よりも過小な額を税関において申告するいわゆる「アンダー・ヴァリュー」、密輸、国内の諸基準を満たさない製品の輸入の他、恩典税制の不正な使用（例えば板ガラスの場合、加工用の板ガラスの輸入は通常の完成品の板ガラスよりも優遇される制度の悪用）などが見られる。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

このような不正輸入の確たる証拠はなかなかつかみにくい、市場の状況等を見るとこのような不正輸入により利益を得ている者が相当数いるものと考えられる。またこのような不正輸入が横行するような市場では、平等な競争が確保されず、ベトナムの投資環境に対するイメージに悪影響を与えかねない。

(3) 問題点に対する越政府の認識

既に密輸、恩典税制の不正使用等の不正輸入については国家をあげて対策を取るとともにマスコミに対する宣伝を行うなど対策を講じており、その結果徐々に改善しつつあると認識しているが、ある所で止めたら、また別の所で発生するイタチごっこの色彩もあり、手を焼いている。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、板ガラスを含む全ての商品の不正輸入に対応するための効果的な措置の導入を続けるとともに、取り締まり窓口の調整機能を強化する< 1 年以内 >。【G0】

3) 投資関連ソフトインフラの整備

(2 5) 法規範の適正化

(1) 現状

法規範の作成過程で当該法規範により影響を受ける業界・団体から事前に意見を十分聴取することがないため、そのような業界・団体から事前に意見聴取を行うことを定める法律の制定が望まれていた。それを受け法規範文書制定法の改定作業が行われ、2002年12月16日に同法の改正案が国会で承認、公布された。現在施行案内を作成中である。また関係法令間の矛盾、重複、欠落、曖昧な箇所などが見られ法解釈上の困難の原因となっている。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

法規範の作成過程で、利害関係のあるベトナム国営企業の意見を聴取することはあるが、外資企業の意見聴取の機会がないことは問題である。今回、公布された法規範文書制定法の改正法の中では、法規範作成にあたり利害関係者の意見を聴取することが明記されているが、その運用において実際に外資企業・外国商工会が利害関係者として含まれるのかが問題である。関係法令間の矛盾、重複、欠落、曖昧な箇所などが見られ、法解釈上の困難な場合がある。その結果、裁量的な行政の一因となっている。

(3) 問題点に対する越政府の認識

改正法の中では、法規範作成にあたっては利害関係者の意見を聴取することが明記されている。作成中の施行案内については、意見を求めているところである。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、法規範文書制定法の改正法の施行案内を早期に公布する。また、外国企業に関連する法規範の制定過程においては、外国企業の意見を聴取する。【MOJ: WT2】
2. ベトナム政府は、今次司法省内に新たに設立された法規範をチェックする専門局（法規範検査局及び国際法局）の人員、機能を強化する【1年以内に実施】。【MOJ: WT2】日本政府は、司法省内の法規範をチェックする専門局の機能強化の支援を検討する。

(26) 法執行の適正化

1. 民事執行制度の改善

(1) 現状

現行の民事判決の執行機関は人民委員会、共産党からの独立性が低いことから、執行決定が遅れることに加え、執行に至らないケースもある。

現在、日本政府の法整備支援プロジェクトにおいて、判決執行法（民事と刑事の双方を含む）の草案作成作業に対する協力を実施している。

（２）企業の視点から見た現状の問題点

企業が円滑な事業活動を行うためには、実効的な民事執行が行われる必要がある。民事判決執行機関を人民委員会司法局から裁判所（県級、省級）に移管することが望ましい。

（３）問題点に対する越政府の認識

判決執行法の制定により解決される。民事執行機関の移管については、国会で審議する必要があり、また、最高人民裁判所にも関係する。

２．仲裁制度の適正執行

（１）現状

2003年7月1日より、商業仲裁法令（Ordinance on Commercial Arbitration; No.08/2003/PL-UBTVQH11）が施行された。これまで仲裁判断（国内・国際）の執行は民事判決執行法令の対象となっていなかったことから、仲裁判断を執行する法的根拠がなく、仲裁判断を執行するためには別途国内判決が必要であったが、新法令の制定により仲裁判断が即座に国内で有効になった。また、「外国要素」のある事例においては、外国人仲裁人の登用が認められるようになり、仲裁判断の公平性の改善が期待できるようになった。

但し施行後間もないため、法令の運用について懸念事項がある。

（２）企業の視点から見た現状の問題点

商業仲裁法令においては、「外国要素」のある事例以外には外国人仲裁人の登用が認められないとも解釈でき、外資系企業がベトナム国内で起こす仲裁事案については外国人仲裁人が登用できるのかどうか疑問である。また、「外国要素」の仲裁事例に適用する法制を選択・適用する際の「ベトナム法の基本原則に反しない」という条項が拡大解釈されて、仲裁に適用する法制が制約される恐れがある。

（３）問題点に対する越政府の認識

「外国要素を含む係争事案」の定義に関しては、法令の第2条第4項に詳しく規定されている。「当事者に外国人または外国法人が含まれる商行為から発生した事案、外国の財産を巡る仲裁事案、あるいは当該係争関係が発生、変化、終了した根拠が外国で派生したか、または外国の財産と関係する事案」である。仲裁判断で問題を解決するかどうかは当事者の合意で決められる。従って、当事者が最初の契約において、外国人の仲裁を登用するという合意があれば、それは認められる。

一方、「ベトナム法の基本原則に反しない」という部分は、ニューヨーク条約の引用であり、ニューヨーク条約では国際仲裁判断はその国のパブリックポリシーに違反されていないことが規定されている。パブリックポリシーというのは法の基本原則より広い意味がある。この内容に関し、作業部会でもよく議論され、ベトナム側も日本側の意見を承って、実施上、仲裁に適用される法制が制約されないように注意すると約束した。

3. 法制に関する中央と地方のコミュニケーション改善

(1) 現状

公布、施行された法規範が、中央から地方に周知され、浸透するまで長期間を要することがある。また、地方において中央と異なる法解釈がなされることがある。中央と地方の関係機関相互のコミュニケーション不足していること、また法規範自体の記述が明確でないため指針としての役割を十分果たしていないことが、この原因である。

(2) 企業の視点から見た現状の問題点

全国で統一的でない法規範解釈や法の執行の遅延は、企業が事業活動を実施するうえで不確定要素となり、ひいては新規投資の阻害要因となりうる。

(3) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、速やかに効率的かつ十分な民事判決執行を確保するための適切な措置を取る。【MOJ：WT2】
2. ベトナム政府は、新しい商業仲裁法令に基づき外資系企業がベトナム国内で起こす仲裁事案に外国人を仲裁員として任命することが可能であることを保証する。またベトナム政府は、外国要素のある仲裁事案に適用される外国法令の選択に際して、「ベトナム法の基本原則に反しない」という判断は国際的な慣行に則って行われることを保証する【MOJ：WT2】
3. ベトナム政府は、法規範に対する問い合わせに対する回答を確実かつ迅速に行い、それを公表する企業向け司法相談窓口を各省庁、地方人民委員会、政府機関等に設置する。【1年以内に実施】【MOJ、MPI：WT2】
4. ベトナム政府は、以下の点に関する共通のルールを定めるとともにその趣旨を関係行政機関に徹底する。【MOJ、MPI：WT2】
 - (ア) 審査基準及び標準処理期間の設定・公表
 - (イ) 審査状況に関する情報提供
 - (ウ) 遅滞無い審査開始。
5. 日本の法整備支援プロジェクト（フェーズ2）の一環として、全国法制データベース

(National Legal Database) が構築され、司法省をセンターとして地方省 23 省を結ぶ法規情報ネットワークが構築された。これを全地方省、さらに上記相談窓口と地方人民委員会にも拡張し、地方においても法規の最新情報が入手できるようにする。【MOJ: WT2】日本政府は、司法省と協力しつつ、法規文書制定法の実効性確保に対する支援を検討する。

(2 7) 法曹人材育成

(1) 現状

ベトナムではドイモイ以前には法学教育を停止していたため、法律的素養の不十分なまま裁判官その他の法曹となっていたケースも少なくなく、また法曹の資格要件が一応整備されたのは最近のことである。そのため、現在でも、十分な法律的素養を持った裁判官や弁護士の数不足している状況にある。その意味で、専門知識を十分に身につけた法律専門家の養成が急務となっている。

2001 年 7 月現在、最高裁裁判官の数は 97 人、地方裁判所の裁判官は 3,235 人である。一方、弁護士会は全 61 地方省・市に設立されており、2001 年 8 月現在、1,763 人の弁護士が登録されている。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

裁判官、特に地方裁判所の裁判官の知識・能力は不十分であり、さらに法手続きは複雑かつ長期に及ぶので、企業は係争事案を裁判に持ち込むことに消極的である。ベトナム企業でさえ係争事案の解決を法廷の外に求めることが多い。判決の執行も遅れることが多い。

また、外資系企業に対する判決は不利になりがちと言われる。このような状態はベトナムの裁判所、司法制度の信頼を低下せしめ、企業の事業・投資意欲の低下をもたらす。

(3) 問題点に対する越政府の認識

ベトナム政府は社会経済開発戦略 (2001 - 2010 年) に定められた目標を達成するため、2001 年に、「Legal Needs Assessment」を実施した。その一環として提示されたアクションプランおよび「法体系開発戦略 2001-2010 (Legal System Development Strategy (LSDS))」に沿って、法制度全体の改善を図っており、その中で法曹人材の育成、質的・量的レベルアップが行われる。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、「法体系開発戦略」を早急に制定し、同戦略と「Legal Needs Assessment」に定められたアクションプランに従って裁判所の能力向上、法曹人材の育成を進めていく。日本政府は、かかるアクションプランの妥当性をレビューする。【MOJ】
日本政府は、法曹人材育成に対する支援を検討する。

(2 8) 競争法整備

(1) 現状

ベトナムは市場経済化の途上であり、公正な競争を促すための法整備が遅れている。ベトナムでは優遇された国有企業が市場を独占している結果、民間企業の活動・発展を妨げるとともにベトナムの国際競争力の向上を阻害しているとの認識から、独占禁止法・競争法の制定が望まれてきた。1998年の国会決議（No.19/1998/QH10 dated 20-12-1998）により、商業省が競争法・独占禁止法の草案作成に責任を持つことになった。現在まで草案の作成は7回を数えているが、独占状態の定義や主要セクターにおける市場シェアの計測方法等の問題が決着せず、いまだ制定には至っていない。

なお、競争法については米越二国間通商協定、WTOのTRIPS規定にも関わるため、STARプロジェクトの中においてもその策定支援（ワークショップ実施）が検討されている。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

公正な競争環境を提供する法律が存在しないことは、企業活動、ひいては投資誘致の阻害要因となりうる。

(3) 問題点に対する越政府の認識

競争法の早期制定は優先課題であり、そのための支援を日本に要請している。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、競争法の早期制定を実現するための関連機関の強化を行う（2004年内）。【MOT：WT2】
日本政府は、上記に対する支援を検討する。

(2 9) 国際会計基準への移行

(1) 現状

ベトナムにおける企業会計制度採用は市場経済化の過程の 1990 年に行われた。1995 年に外資系企業、国営企業を含むすべてのセクターに共通適用する目的でベトナム会計システムが制定され、これにともない外資系企業も段階的にベトナム会計システムの採用が義務付けられることになった。ベトナム会計システムは当初いくつかの点で国際会計基準との相違があり、また実務的にも問題が指摘されていた。ベトナム政府は 1999 年にベトナム会計基準設定委員会を発足させ国際会計基準に準拠した会計基準の作成を行うことを公表し、現在までにいくつかの基準が公表されている。

一般に公正妥当と認められた会計基準の設定とその普及は外資系企業の利便性のみならず、政府機関、国営企業、私企業を含むすべてのセクターにとって重要な課題である。これは国民に対する政府の財政収支の報告義務、投資家に対する企業の業績報告、さらに経営者の意思決定、公平な徴税という視点からである。このため政府は諸外国の会計制度を踏まえて 2003 年に会計法を制定するにいたった。さらにこれらの健全な会計実務普及を担保するためには会計担当者の育成、監査制度ならびにそれに携わる会計士制度の整備も同時に重要な課題である。

(参考法令) ベトナム会計システム (1141 TC / QD / CDKT) 省令 (55 / 2002 / TT / BTC) 省令 (89 / 2002 / TT / BTC) 会計法 (03 / 2003 / QH 11)

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

会計基準の国際ルールへの統一化は以下の観点から重要である。まず、財務諸表の国際比較可能性である。さらにグローバル企業等で連結決算が一般化している現状にかんがみ、関連会社の会計処理基準を統一しておくことが実務上好ましいからである。したがって会計の国際基準への統一化は世界経済への統合のためのソフトインフラと位置付けることができる。ベトナム会計システムと国際会計システムの相違は早急に解消してほしい。

また、実務的な問題として下記のような点があげられているため改善を要する。

- 新会計基準適用のためのガイドラインの公布が遅延し、遡及適用が難しい。
- 会計上と税務上の処理の差異が不明確。

さらにベトナム地場企業と投資や取引を行うにあたって、適正な財務諸表の存在、さらに関示制度は経済活動活性化のために不可欠のものである。しかしベトナム地場企業との取引に際して提出される財務諸表の信頼性に問題があり、財務諸表の開示そのものを拒まれることすらある。

(3) 問題点に対する越政府の認識

会計基準については現在までに10の基準を公表し、最終目標の2005年には全部で34の会計基準の公表が完了する予定である。また監査基準についても現在までに21の基準を公表し、最終目標の2005年までには全部で36の監査基準が公表される予定である。これにより概ね国際基準に準ずる会計基準設定が完了する。

会計法は税制改革と連動して制定され、正しい徴税の基礎となる。さらに会計法は会計が国家の管理目的に使われるのではなく基本的に企業経営のツールであると想定している。財務諸表公開制度や違反に対する罰則も想定されており進歩的なものであると評価されている。ベトナムでは会計監査基準設定は財政省が統括しているが、将来は国際慣行にしたがって、非政府組織により行われるものであろう。そこで非政府のベトナム会計協会を設立した。上記課題に対する日本からの支援は簿記試験にも適用されている。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、2005年までに会計基準、監査基準をすべて公表し、国際会計基準への統合を図る。【MOF：WT7】
2. ベトナム政府は、2004年から会計法にもとづく企業会計の普及実施を実行する。【MOF：WT7】

(30) 手形・小切手決済制度の整備

(1) 現状

ベトナムにおいては手形・小切手法がなく、実態としても手形及び小切手による決済制度が存在しないため、企業間取引上の決済方法は現金（銀行口座振り込み含む）に依存している。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

今後、国内経済の活性化に伴い国内企業間の取引決済額の増加が予想され、現金以外の決済方法の多様化が求められることから、手形・小切手による決済方法に係る法制の早急な整備及び手形交換所などの決済制度・機関の確立が一案と考えられる。その前提となるベトナム国内の決済銀行の早急なる信用力強化のため、基盤の弱い地場銀行の整理統合を加速させるとともに国内金融保険制度（セーフティネット）の創設が必要となろう。

(3) 問題点に対する越政府の認識

各種の決済方法について検討する方向にある。日本側の支援を要請する。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、政令30の改正も踏まえ、手形・小切手を含むは現金決済に代わる決済制度全般に関する研究チームを発足させる(1年以内に実施)【SBV:WT8】
日本政府は、日本の知見の普及等の支援を検討する。

(31) 工業標準・計量制度の整備

(1) 現状

工業標準化の普及促進は、製品の品質向上、生産効率向上による競争力強化に結びつく有効な技術インフラの一つである。ベトナムの企業においては、社内標準化、品質管理等のレベルは低く、国際化に対応した工業標準化・計量・検査・品質管理は普及するにいたっていない。さらに大部分のベトナム企業は試験設備をほとんど所有しておらず、また工業部門に対する計量校正の設備も不足している。

ベトナムにおいて工業標準化・計量・試験・検査・認証・品質管理に責任を持つ政府機関は、科学技術省傘下の標準品質総局 Directorate for Standards and Quality (STAMEQ) であり、その組織能力強化が必要とされている。

(参考法令)

Ordinance on Goods Quality 24/12/1999 No18/1999/pl-ubtvqh10

Decree 08/12/1995

Ordinance on Measurement, 6/10/1999, No 16/1999/pl-ubtvqh43-LCT/HDNWB

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

ベトナム製造業が今後輸出競争力を高めるには、ISO等の国際基準に沿った品質の向上を図ることが必要であるが、現状においてはベトナム製品の品質は低い。ベトナムの製造業には概して品質面でいいものを作るという意識が低く、その要因の一つが国家による工業規格の未整備、認証・試験制度の不備である。現規格は存在するものの、その内容・範囲は不足しており、また十分に機能していない。また、日本の企業から見ると、ベトナムにおいて認証されたISO基準(外国民間企業が主に実施)はややレベルが低く、公的機関による厳格な認証が望まれる。

ベトナムの国家工業規格が整備され、さらに公的機関が認証部門を持ち、試験・検査設備を利用して民間に対する有料サービスを提供できるような体制が整備されれば、中小製造業の品質レベルの向上によって裾野産業の育成につながり、日本企業の投資を誘致するための環境は改善する。

(3) 問題点に対する越政府の認識

STAMEQ は 1998 年に日本政府の支援によって策定された工業標準化マスタープランに沿って制度の改善を図っているところであるが、予算上の制約から、国家規格の整備や老朽化した試験・検査・計量施設の更新、民間企業へのサービス等、実施すべき課題はまだ多い。ハノイ近郊のハイテク工業団地内に標準化測量研究所設立の実現を目指す。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、マスタープランに沿って、標準の近代化、ISO 規格との整合化等を中心とする工業標準化・計量制度の整備に一層努める。【MOST : WT5】
2. ベトナム政府は、認証制度、試験・検査設備の民間への提供等を含む企業向けサービス改善の具体策を提示する【1 年以内に実施】。【MOST : WT5】

日本政府は、標準の近代化、ISO 規格との整合化等を中心とする工業標準化・計量制度の整備に対する支援を検討する。

(32) 人材育成 (IT 人材、職業訓練等)

(1) 現状

人材育成面では、教育現場は、総じて知識偏重的色彩が残り、物理、化学、生物といったような考える理系の授業が少ない。さらに、ベトナム政府は、人材育成に関して大学、大学院生などの高学歴人材の養成、留学人材の招聘を実施しているが、実験施設や技能訓練施設などを通じた技術者養成の組織的プログラムに乏しい。従って、経験のある熟練工や技術者の不足が著しい。近年、IT に関しては、中央・地方政府で IT によるネットワーク構築が必須になっていることに加え、民間企業でも e - コマースの利用が増えている。また、ベトナムはソフトウェア産業の育成にも力を入れており、その意味で IT 関連の人材育成は重要な課題である。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

こうした知識偏重の人材を新卒や中途で採用した企業が、技術者や実務者に仕立て上げていくためには、各日本企業は以下のような企業内研修や訓練を行うも、相当の時間と費用を要している。

- 日本人の技術者を多くベトナムに招聘し、採用した人材にOJTを行っている。
- 日本を始め海外の自社工場に一定期間派遣している。派遣に先立ち、日本語の習得を含めた訓練をベトナムで行っている。
- 近隣の職業訓練学校などを活用し、訓練や実習をするケースもある。
- AOTSなどの制度を利用するケースも少なくない。

大きなIT開発案件を円滑に進めるためには、プログラマーの人員管理や品質管理、コスト管理を行うプロジェクト・マネージャーが必要であり、その数が圧倒的に不足している。

(3) 問題点に対する越政府の認識

- ベトナム政府は職業訓練校の増設に努めているが、プログラムやカリキュラムの内容が充分でない。また実験施設や技能訓練施設が古く、日本企業のニーズに適合しない。
- ITプロジェクトマネージャクトは、5年以上の経験が必要である。IT産業の日が浅いヴィエトナムではその不足は致し方ないことではあるが、周辺諸国との競争環境を考えると、プロジェクト・マネージャーの不足は大型受注の機会を逸してしまう恐れがある。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、職業訓練及びIT人材養成に一層注力する。【MPI】
日本政府は、IT人材養成、職業訓練に対する支援を検討する。

(33) 経済統計の整備

(1) 現状

ベトナムの統計については、信頼性が低く、データの入手・活用が困難であるという問題があり、その整備は重要な課題となっている。政府は統計整備の重要性を認識し、2002年10月に「2010年までの統計整備の方向性」が発表され、また、2004年1月には新統計法が施行される。新統計法においては、統計データの原則公開と有効活用が規定され、また、統計事業を統計総局へ集中する方針が示されているおり、統計調査の効率的実施、データの有効利用が促進されることが期待される。

統計総局はその機能強化・能力向上に対し、これまで多くの国際機関、外国援助機関から支援を得てきた。うち近年のものは、SIDAの経済統計能力向上プロジェクト、UNDPの家計調査プロジェクト、フランス政府の経済情報分析能力向上プロジェクトである。

(参考法令)

Statistics Law No./QH11

Decision of the Prime Minister on approval of the Direction of Vietnam Statistics to 2010 No.141/2002/QD-TTg

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

統計資料、とりわけ経済統計はベトナムへの投資判断の材料として利用される。しかしながら、ベトナム政府の統計には以下のような問題がある。

- ・ 景気動向を示す月次統計が計画値によるものであり、本来の景気動向を表していない。
- ・ 統計情報の有無、公開の可否等が不明である。
- ・ 工業分野の業種分類が大雑把であり、投資判断に利用しにくい。
- ・ 生産統計、物価統計等に取り上げられる品目が旧態依然としており、現実に需要が大きくなった品目(携帯電話等)は取り上げられない。
- ・ 統計数字の信頼性が低い。例えば、月次データの積算値が年次データと整合しない等。
- ・ 需要サイドの統計が不足。

このような統計の問題点は、投資家の判断を遅らせる要因になるとともに、ベトナム政府の信頼を低下させることにもなりかねない。

(3) 問題点に対する越政府の認識

統計データに対する関心は高まっており、2002年10月に「2010年までの統計整備の方向性」が首相により署名された。また、2003年6月には新統計法が公布され、2004年1月から施行される。さらにその法の下で組織を規定する政令が今後出される。新しい組織はユーザーに対する利便性を向上させ、また、スタッフの能力強化に重点を置くという特徴を持つ。しかしながら現状では、ベトナムの統計整備は遅れており、データは不十分かつ正確性に欠けると認識している。国際化が進展する中でベトナム経済の競争力を強化するためには、とりわけ経済・産業統計の整備は重要である。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、新統計法の制定を機に統計総局の機能強化を図り、特に統計利用者向けサービスを充実させる。また計画投資省と連携して、投資家からの要求に応じて統計データを速やかに提供できるよう便宜を図る。【GDS】

日本政府は、上記措置に対する支援を検討する。

4) 経済インフラの整備

(34) 都市交通・都市機能

(1) 現状

都市内交通は1970年までバスと路面電車がハノイとホーチミン市にあり、個人は自転車が交通手段であった。1975年からバイクが増加し始め、80年代になると採算性の問題もあり公共交通（バス、路面電車）が使用されなくなった。2000年末からバイク、自転車、自動車による渋滞が多発するようになった結果、環境、交通時間、経済等の問題が発生している。

2000年からは公共交通の再振興のため、バス輸送に補助金等をつけるとともに市内交通のインフラとして信号、標識、マーカー等を世銀プロジェクトで整備し始めた。個人的な交通手段であるバイクを規制し始め、バイク登録料値上げ、1人1台制限、道路使用料徴収などの施策を始めている。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

ハノイ、ホーチミン等の大都市は道路が混雑し、外資系企業としては通勤やビジネス、また物流などの面で障害となりつつある。バンコクやジャカルタのような自動車の段階の前にオートバイが増加し、車と混合することにより、事故等の安全面や大気汚染、騒音等の環境面でも問題になっている。

都市内交通混雑解消のためには、公共交通機関の充実・整備、信号システム等の交通制御及び交通規則を守らせる規制と交通ルール遵守のための教育・啓蒙・普及が最も重要である。

物流面では都市内への大型トラックの進入時間が制限されているのは仕方がないが、その結果としても都市周辺部でのターミナルの整備等が必要と考えられるところ、零細なトラック業界が競争激化により車両の更新投資も行えないほどの状況となっている。このような物流や通勤等の交通が都市に集中することを避けるためには、これまで日本が行ってきたように工場や卸売り等の機能を都市内から郊外に誘導し、また業務も周辺に分散させることを考える必要もある。

さらにバイク、自動車に対応した都市構造となっていないために現在は駐輪場、駐車場の不足しているが、今後のモータリゼーションの可能性を考えると、駐輪場・駐車場の整備も急務となる。

(3) 問題点に対する越政府の認識

JICA 調査でホーチミン、ハノイの都市交通計画を行っている。また、ドイツの援助でホーチミンの地下鉄（高架も含む）の F/S を実施中であるが、実際の整備はドイツはコミットできない。この F/S と JICA 調査とは路線等が一致している。

交通安全について国民に必要な教育活動は交通安全委員会、学校、党青年団などでキャンペーン中である。マスメディアも利用している。学校では交通安全カリキュラムを補足的授業で実験的に入れている。幼稚園教育にも含めている。交通警察では取締りも厳しくしている（例：速度測定機器を用いたり、最近では違反に対して免許証に穴をあけ、穴が 3 つになると自動車学校に行かせるようにしている）。バイクの違反はバイクを押収する。

駐車場のシステムは開発されていないが、建設省では新規の住宅地やアパートの駐車場の付置義務を課している。新しい建物の建築の際には必ず市交通局に駐車場を説明しないと許可がおりない仕組みとなっている。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、ハノイ及びホーチミンにおいて、開発調査の結果に沿って都市交通の整備を着実に進めるとともに都市交通管理（特に主要都市の交通管理と駐車場整備）改善を進める。【MOTC】
2. ベトナム政府は、都市機能の分散を中長期的に実施していく。その際、中央レベルで都市開発の受け皿となる行政機関の明確化を行う。【GO】
3. ベトナム政府は、交通ルールの遵守、交通マナーの普及啓蒙、交通違反の取り締まりの強化等からなる具体的な対策を引き続き強力に講ずる。【MOTC】

日本政府は、上記に対する支援の可能性を検討する。

(3 5) 運輸の効率化

(1) 現状

1993 年から交通セクターで ODA を受け入れてインフラ整備を行った結果、競争環境作りができてきた。競争政策も導入し、交通セクターにおいても民間セクター参入により自由競争になりつつある。国際貿易では貨物量の 80% 以上と海運が中心的役割を果たしており、国内輸送ではトラック等による陸上輸送が多いが、長距離輸送では沿岸海運が多くなる。鉄道により輸送される貨物の量は少ない。

また、先に投資関連規制の見直しで示しているように 100% 外国投資が認められていない分

野に運輸業も含まれている。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

まず、外資系企業は国際コンテナ輸送コストが周辺国と比較して高いことを問題としている。

JETRO による調査結果は 40 フィートコンテナの輸送コストを以下のように示している。

Comparison of container rates between Asian port and Yokohama, Japan (40-foot container)

国(港)	コスト 2001 (US\$)	コスト 2002 (US\$)	国(港)	コスト 2001 (US\$)	コスト 2002 (US\$)
中国(天津)	870	734	マレーシア (Port Klang)	697	884
中国(上海)	700	700	インドネシア (Tanjung Pliok)	675	820
中国(香港)	1,161 ~ 1,216	850	フィリピン (Manila)	1,084	700
シンガポール	540	550	ベトナム(ハノイ)	1,500	1,470
タイ(ムチャボン)	1,451	1,304	ベトナム(ホーチミン市)	1,500	1,078

Note: Data collected in Nov. 2001 and 2002

Source: JETRO, "Comparison of Investment Costs in Asian Major Cities," 2002 and 2003

コンテナ輸送のうち最も大きな部分を占めるのは海上輸送コストである。現在ベトナムの主要港は河川港のため水深が浅く、大型コンテナ船が寄港できないため、周辺のハブ港、たとえば香港、高雄、シンガポール等までフィーダー輸送し、そこで積換えて、日本、欧米へ輸送することにより、フィーダー輸送コストとハブ港でのトランスシップのコストがかかるために周辺国よりも高くなっている。したがって、コンテナ輸送コストを下げるには現在計画中の港湾の建設を進め、大型コンテナ船の寄港を可能にし、日本、欧米への直航サービスが供給できるようにすることが必要となる。次に国内輸送の面で南北の輸送コストが割高であるという問題点を指摘する企業も見られる。さらに運輸業の 100% 外資が認められていない点も問題としている。現在取り組まれている港湾諸手続きのワンストップ化等の港湾管理運営システムの効率化を一層進めるとともに、需要が 100 万 T E U 程度になれば、大型コンテナ船が寄港し、かつ 1 航路に複数社がサービスするようになれば、競争により周辺国なみ、即ち現在の 40 フィートコンテナで 800 米ドル台のコストになると予想される。

国内輸送の南北間輸送コストが割高という問題は、根本的には南北の輸送距離が長く、それに比して南の発貨物が少なく、片荷になるため、トラック輸送の効率がよくないこと、

ベトナム企業の輸送の質が低く、日系企業の輸送品質の高い輸送ニーズに応えられないこと、などが原因である。需要が増加し、ベトナムのトラック企業や鉄道、内航海運等のサービスの質（スピードも含め）を向上させることが必要である。そのためには、100%外資の運輸業の参入等により刺激を与えることも貢献すると考えられる。

（３）問題点に対する越政府の認識

ベトナム政府は運輸においても競争政策を導入しており、また、南部地域においては JICA 開発調査によりチーバイ、カイメップで深水港を計画中であり、また北部地域ではカイルン、ハイフォン港、中部地域でダナン港の整備が円借款により進められている。これらの港により大型コンテナ船の寄港が可能となる。

（４）具体的な解決策

1. ベトナム政府は、運輸分野への外資系企業の一層の参入（50%以上の出資）を認めることを検討する。【MOTC、MPI】
2. ベトナム政府は、南部及び北部での港湾機能の強化、港湾と都市間の道路整備を着実に進める。【MOTC】

日本政府は、上記に対する支援の可能性を検討する。

（３６）電力分野

1. 基幹発電所の整備と外資導入割合規制の緩和

（１）現状

ベトナムにおける 2000 年までの 10 年間の販売電力量の伸びは年平均 13.7%を記録し、今後この 2 桁の伸び率傾向が続くことが想定されている。このような需要の伸びを想定し、第 5 次電力マスタープラン及び修正マスタープランによれば発電所は多数計画されている。一方、同マスタープランでは IPP や BOT 等の外資参入割合を 20%と制限しているが、ベトナムが ODA も含めた公共資金や地場民間資金を中心にこのような需要を満たす発電所を整備していくには資金が不足することが見込まれる。

電力法は、電力セクターにとって、制度的な枠組みを決める重要なものであるが、将来的に国は送電だけを管理するとしている点が重要な点である。EVN は現在組織改革を進めているが、それ自身としても電力市場における最大のプレイヤーとして存続することになる。

また、グループ傘下の企業の幾つかは政府などが唯一の出資者となる有限合弁会社の企業形態を目指しているとしている（創出される独立発電所は大規模水力発電所以外が主である。）

（２）企業の視点から見た現状の問題点

電力分野への投資家の立場からは、電力分野の民活を促進するため、民間資金導入の枠組み確立と BOT 等の外資参入割合の制限 20%の緩和を望んでいる。そうすれば、外国民間資金が参入しやすくなるとしている。その結果、発電所も整備されて、電力需要をまかなうことができ、電力供給が確保されることになり、電力供給に支障がなくなる。また、これは投資を抑えることにも貢献するので、経営的にも借入れ利子や返済金等が少なくて済み、EVN の財務的にも改善される。EVN の投資抑制の結果として料金を下げる可能性が出てくる。IPP 投資を促進するためには高く買う必要があるが、EVN の収支、あるいは電力消費者への売電料金を下げるためには IPP からの買電価格を低くする必要があるという矛盾がある。EVN 等の収支をみながら、適切な買電価格を設定して、IPP を促進する必要がある。また、IPP は、電力需要が経常的に増加する状況を想定しているが、電力会社は、アジア経済危機の際のように需要が減少・鈍化し、収入が減少・鈍化する中でも IPP から買電したり、既存投資のローン返済等をしなければならないので、経営が悪化するリスクがある。IPP の導入のためには需要予測の細かい見直しによる細心の発電所整備計画と実施が必須である。

先に述べたように、IPP への外資系企業参入を進めるためには JBIC 国際金融等が積極的に活用できるようにする必要もある（JBIC 国際金融の積極活用の項参照）。

（３）問題点に対する越政府の認識

電力分野における BOT 外資参入割合の 20%制限について、工業省は「マスタープランには未だ触れられているが、絶対的なものではない」としている。外資による IPP、BOT 以外に国内資金のものもあり、2010 年までのマスタープランで IPP による発電所が 35 計画されている。これらの発電量と既存の BOT 等を含めると 2010 年までには約 30%になると予想される。

2. 電力料金と信頼性の問題

(1) 現状

ベトナム政府は、平均単価 7c/kwh への料金値上げといった財務条項を含むセクター改革に関する世銀のアグリーメントに同意し、当初は 1999 年までにその料金値上げを達成することになっていたが、結果として達成できていない。その後、達成目標年を 2005 年として、2001 年に一度値上げを目論んだが、世論の反対で値上げはできず、結局 2002 年 10 月に第一回の値上げを行った。また世銀は、料金値上げ (7c/kwh) に加え自己資金比率 (SFR: Self Finance Ratio) が 30% を下回らないことなども財務条項に含めている。最近の情報では、EVN がかかる財務条項を満たしているとして、世銀は料金値上げを強行に主張することはないようである。この 7c/kwh は 1kwh あたりの平均単価であり、2002 年 10 月の料金値上げ時の公称 (ドル建て) では 5.6c/kwh であった。

(2) 企業の視点から見た現状の問題点

外資系企業は、ベトナムの電力料金は周辺国と比較して高い点を問題として指摘している。ある製造業企業では人件費と電力費が同じくらいであると言う。JETRO の 2002 年アジア投資コスト調査は産業用電力料金を以下のように示している。

産業用電力料金 (kWh)

都市	Hanoi	Shenzen	Bangkok	Kuala Lumpur	Jakarta	Singapore
料金	US\$0.07	US\$0.12	US\$0.04	US\$0.05	US\$0.04	US\$0.07

Note: The survey date is November 2002.

また、電力供給の安定性に関しても、必要な手当を行っている工業団地に進出している企業はあまり問題視していないが、そうでない団地外に立地した企業の一部では停電が起きることを問題として指摘している。さらに、一部企業は外資系企業と同じ業種の国営企業の電力料金の方が安く、二重価格であると指摘するところもある。

1) の「基幹発電所の整備と外資導入割合規制の廃止」の項で示したように積極的に外資による投資を誘導して、EVN の投資を少なくして、EVN の財務面からの支出あるいはバランスシート上での負債等を減らし、収支を改善させることが適当。また EVN 及び傘下の配電会社等の支出を減少させるべく、自主的にコスト意識を高められるような経営改革の機運を今後高めてゆくことが必要。また技術的に見ても、電力損失、維持管理費を減少させるとともに停電等を減少させて信頼性を高めるような投資も行うことが必要。そのためには、EVN を中心とした電力国営企業の収支を地域別、発電所別等、細かく分析できるようにし、経営改善と技術投資のバランスから最適な経営の方向を見出すようにすることが必須。その中で、製造業用と一般家庭用との料金のバランスをみて、経済成長と所得増加の傾向

も勘案しながら、徐々に製造業用の負担を減らす方向を追求することが最適の方策。具体的には世銀の平均単価（7c/ kWh）は満たすよう努力するとしても、同時に EVN の財務面の改善により世銀等の本来の要求を満たし、産業用料金を周辺国並みにするとの目標を設定することが適当、（周辺国とベトナムでの正確な比較調査を行った上で、たとえば5セント / kWh とするとか、家庭用とのバランス（所得の向上）等を考慮して実施する。）

（3）問題点に対する越政府の認識

電力料金については、2002年10月の料金改定で、いわゆる産業用電力用単価の上げ幅を小売価格（一般家庭用）の上げ幅より抑制する一方で、外国人用電力単価を若干下げることにより二重価格の幅を縮小させる傾向にある（即ち、製造業用、外国人家庭用よりもベトナム人家庭用の方からより多く取るような形になっている。）また、製造業用の電圧区分やピーク時（18:00～22:00）、オフピーク時（22:00～4:00）の料金増加率をみると、より多くの電力を消費する消費家に対する価格上昇率の方を低く設定する傾向の料金体系となっている。ベトナム人家庭用の料金に関しても、最低量に対する料金を除いて、利用量が多いほど料金増加率が低い構造となっている。料金単価に関しては、産業用が相対的に一般家庭用より高いので、世銀のコミットメントへの料金値上げは主に小売家庭用の上げ幅を多くすることで対応可能であるという意見（世銀）もある。製造業の料金をみると、8:00～16:00の製造の場合は、電圧により異なるが、110kv以上で5.4セント/kWh、6kv未満では6.6セント/kWhになる。2シフトで6:30～23:20の場合は110kv以上で6.0セント/kWh、6kv未満では7.3セント/kWhになる。大工場、あるいは電力多消費工場の場合は1シフトで5.4セント/kWh、2シフトで6.0セント/kWh程度ではないかと推定される。したがって、JETRO調査の7セント/kWhはやや高め需要家を想定した数値である。また、製造業用で外資系企業と国内企業との差はあり、同業の国営企業の電力料金は同じ電圧区分にもかかわらず、オフピーク時で3.4%、ピーク時で6.0%低い。即ち二重価格は存在する。

（4）具体的解決策

1. ベトナム政府は、電力分野における外資参入割合規制（20%）を適用せず、電力法にも規定しないことを確認する【即座に実施】【MOI】
2. ベトナム政府は、産業用電力料金を周辺国と遜色のないレベルにすることの重要性を念頭に置き、徐々に産業用から他の消費家への内部補助を減らすことを目的とした電力料金政策を引き続き実施していく。【MOI】
3. ベトナム政府は、2004年末までに電力料金の二重価格制を廃止する。【MOI：WT3】
4. ベトナム政府は、電力多消費の需要家も含め、確実かつ質の高い（電圧変動の少ない）電力供給を行うよう引き続き努力する。【MOI】

5. ベトナム政府は、電力開発マスタープランに沿って基幹発電所の整備をスケジュール通り進める。【MOI】

日本政府は、円借款、国際金融等を活用して、ロングリスト掲載の発電所を中心にその整備に対する支援の可能性を検討する。

(3 7) 通信環境の改善

(1) 現状

2002 年 10 月 1 日に発効した郵電令 (Ordinance on Post and Telecommunications: P&T Ordinance No. 43-2002-PL-UBTVQH10) は電気通信事業について以下のように規定している。

第 38 条：電気通信事業者は次の 2 つのカテゴリーに分類される。

ネットワーク・インフラ提供事業者：国有企業又は国が過半数ないし特別株を有する企業であって、ネットワーク・インフラを構築して電気通信サービスを提供するために、法の定めに従って設立される。

電気通信サービス提供事業者：民間を含む全てのセクターのベトナム企業であって、電気通信サービスを提供するために、法の定めに従って設立される。

第 37 条：電気通信サービス

c) インターネット交換サービス：インターネット・サービスを提供する機関、組織又は企業のネットワークの相互接続や国際的なインターネット網に接続するサービス

d) インターネット接続サービス：利用者にインターネットへのアクセスを提供するサービスこのように、これらの規定によりベトナムにおける電気通信の競争がもたらされている。しかし、外国投資法は電気通信の投資において BCC しか許していない。

さらに、郵電令は料金について以下のような規定を示している。

第 44 条：電気通信サービス料金

首相は、多くの部門や社会開発に影響を与える重要な電気通信サービスの料金を決定しなければならない

郵電規制機関は、コストを基準とし、社会経済開発政策及び各期の開発目標を勘案しながら、・公益電気通信サービスに関する料金 ・支配的シェアを持つ事業者が存在する場合のサービス料金 及び ・相互接続料金を決定しなければならない

電気通信事業者は上記 1 と 2 を除く個々の特定の料率を決定しなければならない。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

外資系企業はベトナムにおける国際電話料金が周辺国よりも高いことを問題としている。JETRO の 2002 年アジア投資コスト調査は国際通話料金を以下のように示している。

国際通話料金 (日本へ 3 分)

都市	Hanoi	Shenzen	Bangkok	Kuala Lumpur	Jakarta	Singapore
料金	US\$2.70	US\$2.90	US\$2.07	US\$1.42	US\$3.76	US\$1.00

Note: The survey date is November 2002.

2003 年 3 月の国際電話料金は以下のとおりである。

国際通話料金 (単位: US\$)

国	地域	最初の 1 分	次の 6 秒	
Viet Nam	相手国による	1.4 2.0	0.14 0.20	
	Japan	新規	1.4	0.14
		旧	1.7	0.17
		VoIP		0.12
Japan	Viet Nam	1.83	0.15	
Philippines	全ての国	0.04		

注: 2002 年 12 月 25 日改定

さらに、インターネット料金を周辺国と比較すると次のとおりである。

インターネット料金 (単位: US\$)

国	ダイヤルアップによるインターネット料金 2001 年 (1 ヶ月 30 時間使)						
	電話基本料金	ピーク			ピーク以外		
		電話使用料	ISP 料金	計	電話使用料	ISP 料金	計
Viet Nam	1.9	0.3	28.6	30.77	0.3	19.7	21.87
Indonesia	2.7	0.2	12.5	15.39	0.2	12.5	15.39
Philippines	13.8	-	23.9	37.69	-	23.9	37.69
Thailand	2.5	0.7	11.2	14.46	0.7	9.0	12.22
Malaysia	5.3	0.2	5.3	10.76	0.2	5.3	10.76
Japan	14.1	27.7	16.5	58.36	27.7	16.5	58.36
Singapore	4.8	0.2	-	5.09	0.1	-	4.97

Source: ITU2002 World Telecommunication Development Report

ただし、2002 年にはベトナムの 1 ヶ月 30 時間の ISP 料金は 12 米ドルに低下していると言う。インターネットについてはメールが消える、あるいは届くのに時間がかかるなど信頼性も低いという問題が外資系企業から指摘されている。

国際通話料金は下がりつつあるが、周辺国も下がる傾向があるので、合わせて下げて行く必要がある。市内を値上げし、市外や国際を値下げする方向で進められているが、周辺国も下げる傾向にあるので、なお一層の引き下げを図る。

インターネットは周辺国と比較して高くはないが、日本の ADSL のように寡占を排して競争により活性化させることが必要であり、そのためには BTA で進めている通信の外国投資を可能にするスケジュールを早める。ADSL よりもヘビーユーザーの専用線が割高であるので、値下げを図る。

メールの信頼性の問題はプロバイダーの保守とセキュリティに問題があるためで、これも通信の外国投資を可能にするスケジュールを早めることにより競争で信頼性を高めるようにする。

(3) 問題点に対する越政府の認識

2001 年 10 月 18 日の「2020 年を見据えた 2010 年までの郵便通信事業の発展戦略」の決定により、ベトナムに於ける通信料金のレベルはこの地域の国々の平均レベルに達することになった。2003 年 4 月 1 日までにほぼ全ての通信サービス料金を値下げし、日中韓と ASEAN と同じ又はそれより低い水準という目標に達成した。将来的にも郵電省はこの地域における平均を維持するための努力を継続していく。

ベトナムから日本への通話料金推移

種類	年	最初の 1 分	次の 6 秒
Normal	2002 年	1.4	0.14

	現在	0.9	0.09
VoIP (171)	2002 年		0.12
	現在	0.75	0.075

また、7月1日からハノイ、HCMC、ハイフオンの3都市でADSLが始まったが、現在のインターネット接続料金は例を示すと以下のとおりである。

Dial-up : (VDC) 月30時間までで213,000ドン = 13.74米ドル (電話料を除く)

ADSL : 料金はバイト数によるが、無制限の場合 (最高限度) は月約100万ドン = 64.5米ドル。現在、ベトナムではダイヤルアップによるインターネット接続のうち省間接続の料金はわずか1分間40ドンであり、極めて低い水準を維持している。

ADSLの料金は、日本よりはまだ高いが既に周辺国と比して低くなっている。しかし、ベトナムにおけるADSLの料金は使用されるバイト数によるのでさほど高いとも言えない。他方、現段階ではADSLは大都市でしか提供されていないので拡充が必要である。専用線の価格も2003年4月1日に値下げしたことにより、周辺国の幾つかの国よりは安い水準に達成しており、今後とも値下げ努力を続けていく。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、周辺地域の通信料金の平均を維持するという努力を引き続き進める。製品の効率性向上、供給者のコスト削減等を通じて引き続き国際通信料金 (国際通話料金と国際専用線料金を含む) の削減を行う。【MPT : WT3】
2. ベトナム政府は、メンテナンス、安全性、効率性の観点からインターネット事業者の能力が向上されることを支援する。

このような目的のため、ベトナム政府は、外資参入のスケジュールを早める。【MPT、MPI : WT1】

日本政府は、上記のための支援の可能性を検討する。

(38) 排水処理・産業廃棄物処理

(1) 現状

1994年1月施行の環境保護法は排水処理や廃棄物について以下のような規定を定めている。

- 第26条 : 廃棄物あるいは汚染物質を収集、投棄、処理する敷地の選択やその輸送は、環境保護国家管理担当機関と当該地域の関係当局が定めた規則を遵守しなければならない。有害物質、病原性物質、可燃性物質、爆発性物質を含有する排水、廃棄物及び非分解性廃棄物は廃棄前にしかるべく処理しなければならない。環境

保護国家管理担当機関は、本条に規定する排水と廃棄物を具体的に定め、廃棄前における処理工程を監督する。

- 第 29 条：以下の活動は厳禁する。(略)
- 3. グリース、油、有害化学薬品、許容限度を超えた放射性物質、廃棄物、動物の死骸・枯れた植物・有害で伝染性のあるバクテリアやウイルスの水源地への排出。
- 4. 許容限度を超えた有害物質の土壌中への埋め立て、排出。

産業廃棄物を含む廃棄物についての収集、処理、処分は地方行政の担当であるが、実際には市・省の傘下にある公社が担当することが多く、ハノイ市の場合は都市環境公社 (URENCO: Urban Environmental Company) 、ホーチミン市では公共事業公社 (Public Services Company) がそれぞれ、廃棄物の収集から処理・処分施設の運営管理まで行っている。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

外資系企業は、工場の立地に際し、環境保護法や政令に基づき環境影響評価報告書を提出したり、あるいはより簡便な環境基準保証登録を提出しなければならない、それに従った排出基準等を満たさなければならない。外資系企業の廃棄物等の処理は以下のように行われている。

- 処理公社 (URENCO 等) に委託
- リサイクル業者へ委託
- 自社焼却処分
- 自社保管

このうち、処理公社の場合は都市ごみと一緒に埋立処分場で処分されるが、その処分地は必ずしも適切に設計されておらず、浸出水が適切に処理されずに放流されている可能性が高く、それを危惧する一部企業は自社保管している。自社保管の場合は適切に管理しないと漏洩が発生する可能性もある。いずれにしてもきちんと管理された最終処分場が確保されない限り、どのような規制・基準をつくっても意味はなく、かえって真面目に環境を考える企業の経済活動を阻害することになる。なお、日本でも行われているようにセメント会社が廃棄物の受け皿となる可能性はあるが、現在のところ有害物質を含む場合もあり、また設備投資が必要ということで、外資系セメント企業も廃棄物の受け皿となっていない。また、全ての廃棄物をセメント企業が受け入れて処理処分することができるわけでもない。また、排水処理については、外資系企業は上記の法規制を遵守しているが、ベトナム国内企業は同業種であっても、取締りがゆるいためか、排水処理が十分行われずに排出されていることが多くみられ、不平等であるとの指摘もある。

(3) 問題点に対する越政府の認識

環境保全法や政令 175 号等で廃棄物について規定し、155 号決定で有害廃棄物に関する規定

は整備されているが、全部整っているわけではない。たとえば、有害廃棄物の定義はあるが、排出濃度等は具体化されていない。廃棄物の処理インフラも未整備でレベルが低い。全国規模で有害廃棄物の処理場がない。毒性、有害性が高くなければ埋め立てられてしまい、毒性の高いものは企業の一部で貯蔵されているのも認識している。

2010年までの廃棄物管理戦略マスタープランについて首相の承認を得た。その中で北部、中部、南部で大規模（産業廃棄物）処理センターを建設することになっている。南部ではドンナイで基礎調査を完了したが、資金がなく、少しずつやっていく。完成はいつになるか未定である。事業主体はビエンホア2という工業団地のインフラ整備国営企業である。北部についてはまだ未調査である。セメント企業によるリサイクルも検討中である。外資系セメント企業もやる気はあるが、設備投資に相当かかる（セメントだけの事業と同程度）ため、需要が確実にないと投資に踏み切れないようである。そのためには企業に産業廃棄物の処理義務を課すことが有効であるが、処理の受け皿がない現状では難しい。

（４）具体的な解決策

1. ベトナム政府は、産業廃棄物についての実態調査を行い、適切なりサイクル及び処理・処分ができる体制、制度を探るマスタープラン計画の策定に着手する【1年以内】。また、産業廃棄物の処理・処分の受け皿でもある処理公社の体制改善を実施する。【MONRE】
2. ベトナム政府は、環境基準の適用遵守、取り締まり、処罰実施を全ての企業に平等に適用することを保証する。【MONRE】

日本政府は、廃棄物処理メカニズム適正化のためのM/P構築支援を検討する。

（３９）経済インフラへのJBIC国際金融の積極活用

（１）現状

電力や通信などの経済インフラ事業やその他のプラント事業について、これまでベトナムでは、ODA及び国内資金（国営商業銀行や開発支援基金）の活用を重点的に行ってきた。これらの分野については、日系企業の旺盛な投資/輸出意欲が近年とみに確認される一方、国際金融資金の活用の観点からは、これまで日系企業が投資した案件に対して海外からの資金調達がなされた案件は数件程度しかなく、またプラント輸出案件についても多くの候補案件があるが国際金融資金活用に至るケースは少ないのが現状である。

（２）企業の視点からの問題点・疑問点

今後増加することが見込まれるこれらの事業に対して、全ての事業を ODA や国内資金で賄うことは困難であることは明白であり、そもそも新興経済国であるベトナムの経済インフラ整備を ODA でどこまで行うかについては日本国内でも議論のあるところでもある。このため、アセアン先進各国でも見られるように、ベトナムにおいても国際金融の積極的活用を図っていく必要がある。特に日系企業が資本参加する事業や輸出を行う事業については、JBIC 国際金融は財源として有望なものとなりうる。

(3) 問題点に対する越政府の認識

財務省の方でも、今後の資金源として国際金融についての認識は一定程度持っている。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、日本の関連機関と協力しつつ国際金融資金についての認識を高めるよう知識の普及宣伝を図るとともに ASEAN 各国の国際金融資金利用状況について調査を行うなどして、その利点や利用法等について研究し実際のインフラ案件、プラント案件への導入を進める【MPI】。日本政府は、知識普及セミナーの実施等の支援を検討する。
2. ベトナム政府は、大型の経済インフラ、プラント案件に対して、政府の保証枠を柔軟に割り当てていく。【MOF】

5) 既存投資家への支援措置

(40) 四輪産業育成

1. 四輪産業政策

(1) 現状

(自動車メーカー)

外資系自動車組立メーカーは、現在 11 社あり、うち 7 社が日系メーカーである。また Ford, ベンツ、GM 大宇が進出。この他、自社ブランドを持たないベトナム企業が数社ある。外資系 11 社の 2002 年の販売台数は 27 千台で、日本の 1/360、マレーシアの 1/16、タイの 1/15 と非常に少なく、かつ、この台数は生産能力の 18%に過ぎない。しかし対前年伸長率は、企業法改正等の追い風もあり、2000 年は 200%、2001 年は 140%、2002 年は 137%と高い伸びを示している。一方、2002 年の輸入車は 29 千台で、そのうちトラック・バスが 80%以上を占

め、ほとんどが中古車である。外資系 11 社の多くは、1995 年前後に投資許可を受けたものの、低台数に苦しんで来た。最近の台数増加傾向を受け、ようやく事業としてある程度期待出来る状態となって来たが、幾つかの企業は、未だ累積損失を抱えている。国内には、自動車工業を支える部品メーカーは皆無に近く、各社、殆どを KD 部品輸入に頼っている。

(産業政策)

2003/8 月、MOI は、「自動車産業発展計画ドラフト」を作成した。内容は、国内市場への供給確保と海外輸出しうる自動車産業の発展を期し、2010 年をターゲットとし、2020 年を見据えた計画となっている。内容的には 20 の工場を SOE の主導で設立、合せ部品の国産化率達成値を明示した骨子となっている。国産化推進については、2002/12 月の首相令、2003/7 月の MOST 令にて、例えば FDI 乗用車は、2005 年に 20~25%、2010 年に 40~45%の現地調達率を達成しなければ為らないとし、具体的算式は、STAMEQ が、所謂「ポイント方式」の採用を検討している。加工度の低い CKD1 形態の輸入については、2003/4 月の首相令に基づき 2004/1 月より全面禁止となった。国内産業保護の観点から、15 シータ以下の輸入車については、CEPT 上、現時点 GEL に指定されている。国内産業保護の目的で定めていた完成車の輸入ライセンスの管理及び国内企業からの義務的優先的購入については、2003/1 月より廃止された。

(税制)

2003/5 月の国会にて、特別消費税(SCT)及び消費税(VAT)の大幅増税が、2004/1 月より実施されることで決定した。輸入税の改定に関しては、2003/7 月、MOF より、2003/9 月より実施されることが発表された。

SCT (特別消費税)

【改訂前】

	full rate	Effective
Deduction		-95.0%
5 Seaters 6-15	100.0%	5.0%
Seaters 16-24	60.0%	3.0%
Seaters	30.0%	1.5%

【改訂後】

	full rate	Y2004	Y2005	Y2006	Y2007
Deduction		-70.0%	-50.0%	-30.0%	0.0%
5 Seaters	80.0%	24.0%	40.0%	56.0%	80.0%
6-15	50.0%	15.0%	25.0%	35.0%	50.0%

Seaters 16-24					
Seaters	25.0%	7.5%	12.5%	17.5%	25.0%

〔注〕2004年以降の輸入完成車に対する税率は一律上記 full rate。

VAT

【改訂前】 SCT 課税対象の乗用車は VAT 免税。Truck は 5%。(但し Ford, スズキ、トヨタは 5% VAT で 1% の免税)

【改訂後】 乗用車を含めて全て課税対象で、SCT も税額算定対象に加算。税率は 10% と理解されている。

輸入税

Heading	Type	CBU		Second hand autos		CKD	
		Current	New	Current	New	Current CKD2	New
8703	V ≤ 8 seats	100	100	70% of minimum price set by MoF ***	150	20	25
8704	GVW ≤ 5T	100	100		150	7	10
	6T < GVW ≤ 10T	60	60		90	3	5
8704	10T < GVW ≤ 20T	30	30		45	3	5
	20T < GVW ≤ 24T	10	10		15	-	3
	24T < GVW	10	10		15	-	3

他、保有税についても、7シート以下は、2003/6月より、2%から5%へとアップとなった。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

先進諸国では、自動車産業は、幅広い裾野を持ち、GDP 10%以上、国家税収、雇用等に貢献する重要産業であり、越国でも追加投資や部品産業誘致が期待できる産業である。今回の税制改定は、外資系 11 社のみならず、既に進出している部品メーカーの経営、今後の越国における投資誘致に多大の問題・悪影響を及ぼす。各種税率アップにより消費者の負担が増える結果、台数は減少し、いずれ自動車メーカーの撤退に繋がりがねない問題である。台数の減少は、自動車関連メーカーにとっては投資環境悪化となり、競争力強化の為に求められる FDI を呼び込む事は不可能となる。政府が進めようとしている国産化推進政策は、かかる魅力の無い市場を前提とした場合望めない。外資系企業が撤退すれば外資系 11 社が貢献してきた納税・雇用・フィランソロフィーは、今後期待できず、かつ、今まで投資してきた US\$500 百万以上の社会資本を失う事になる。税率を上げても、台数低下によって却って国家税収は減少する。輸入車の市場席卷により国際収支のインバランスを招く。他国を見ても、自動車産業は、国の基幹産業として育成して来ている。マレーシアは、国内産業保護の為に、完成車輸入規制を 2005 年まで延長している。タイは、競争力強化のため部品輸入税のダウンを、2005 年まで行う計画である。越国が近隣諸国と競争するためには何よりも、まず国内市場の拡大が必要であり、それは、消費者の負担を増やし、台数の減少をさ

せる各種税のアップでなく、むしろ税率のダウンを対案とすべきである。台数増、RSP の減、そして更に台数増、この循環をもってベトナムを魅力ある市場として育成し、FDI を呼び込み競争力のある自動車産業を育成し、国家繁栄に結びつく政策の実行を要望する。

(3) 問題点に対する越政府の認識

一貫した産業発展政策が必要であり、また、明確な税政策、輸入政策も必要。特に裾野産業の育成と国産化率の拡大を重視している。四輪自動車に対する SCT の引き上げは、国会で承認済みであり、撤回する事は出来ない。国産車には、今まで相当の保護を与えており、輸入車を現在も CEPT の GEL に置いて入る事からも、保護を止めてしまう訳でない。輸入車に比べて国産車は価格の面で劣っていると認識しており、WTO 加盟や消費者の立場で考えても、ある程度の保護撤廃、競争力促進は仕方の無い事である。勿論、法律施行後の影響を見て、別途、救済措置検討する事は吝かでない。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、自動車および部品産業の発展計画の策定に関し、外資系メーカーの意見を聴取する。日本政府は、各方面からの技術専門家の派遣などの種々のスキームにより四輪産業 M/P の策定を支援することを検討する。【MOI】
2. 日本側は、「*ベトナム政府は、法律施行により自動車市場に対する深刻な影響が見られる場合には、国会に対して特別消費税法の見直しを検討するよう提案する。この影響については、2004 年 4 月以降定期的に自動車メーカーとベトナム政府の関連機関から構成されるワーキング・グループにより評価される。*ベトナム政府は、2007 年まで CKD 部品輸入関税を現状に据え置く。*ベトナム政府は 2004 年 1 月からの CKD1 輸入の廃止を当面見送る。(モデルトリアルとしての CKD1 は不可欠。)」【MOF】と記述することを提案した。
これに対してベトナム側は、これらの諸点の削除を要求した。
両者は、協議を継続し、「評価・促進委員会」を通じて議論の結果を両首脳に報告することを決定した。
3. ベトナム政府は、現地調達比率については、日越投資協定の Annex に定められた計算方式及び控除項目を統一的に用いるものとする。また、国産化義務付けの期間については、越政府の WTO 加盟もしくは、2006 年末いずれか早期に到達した時点までとし、義務付けられる国産化比率は 5% を上限とする。【MOI、MPI】

2. 中古トラック

(1) 現状

1) 生産販売状況：

現在、ベトナム自動車工業会（VAMA）に加盟している外資系自動車組立メーカー11社のうち6社がトラックの生産を行っている。この6社以外に中国や韓国から部品/コンポーネントを輸入し、トラック生産を行っているベトナム企業が数社あると見られているが、これらの詳細は不明である。

VAMA加盟6社は1995年頃から1997年頃に投資認可を受け生産を開始した。その生産販売台数は、2002年全社全車種合計で約2,500台であり、近年増加傾向にあるとはいえ、絶対数量としては極めて少量の生産販売台数にとどまっている。

この少ない生産販売台数のため、1台あたりの償却負担が大きく、採算や経営も厳しい状態が続いてきている。コストを下げるために国産化を進めようにも、品質基準に耐えうる部品を供給できる地場企業や裾野産業がほとんどない現状に加えて、基礎となる台数が少ないために、新たに外資の部品メーカーを呼び込むことも困難な状況が続いている。

このため、生産販売台数が伸びない 部品/裾野産業も発展しない 国産化やコストダウンが進まない 生産販売台数が伸びない、という悪循環が続いている。

2) 中古車流入状況：

その一方で、政府は安価な中古トラック（完成車）の輸入も認めてきたために、2002年でVAMA加盟企業による新車生産販売台数のおよそ10倍にも上る、約25,000台の中古バス、トラックが輸入されたと推定されている。この大量の中古車の流入が続いていることが前述の悪循環の大きな要因となっている。

3) 税制、及び中古トラック輸入規制状況：

カテゴリー	KD 輸入関税		完成車輸入関税		中古車輸入規制 （*注2）
	2003年 8月まで	2003年 9月以降	新車	中古車 （*注1）	
GVW 5t 未満	7%	10%	100%	150%	有
5t 以上 - 10t 未満	3%	5%	60%	90%	無
10t 以上 - 20t 未満	3%	5%	30%	45%	無
20t 以上 - 24t 未満	0%	3%	10%	15%	無
24t 以上	0%	3%	10%	15%	無

（*注1）完成車のうち、中古車の関税を新車比5割増しにする規定は2003年9月より新たに実施されることになったもの。

（*注2）中古車輸入規制 = 生産後5年以上経過している車両は輸入禁止としているもの。

（2）企業の視点から見た現状の問題点

大量の中古車の流入が国内組み立てメーカーの経営を圧迫している。この事はベトナムの自動車産業発展の阻害要因となっている。また社会的見地から見ても、性能が劣化し、整備状況が悪く、交換部品の供給も十分になされない車両が大量に出回るとは、交通事故や交通渋滞を誘発する原因になるばかりでなく、燃料の過大消費や排ガス等による環境面

への悪影響もあると言える。

(3) 問題点に対する越政府の認識

国内 KD 生産を奨励する方針であることに変更はない。KD 車と国内市場で競合する輸入完成車（新車、中古車とも）の関税を引き上げ、価格面で KD 車をより優位にする予定である。特に完成車中古トラックの輸入を実質禁止する方向である。

例えば、GVW で 5-10 トンの 2010 年までの輸入関税を、新車は現行水準から 10%-20%の引き上げにとどめるが、中古は実質的に輸入禁止する。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、現在、生産後の経過年数による制限の無い中型トラック（GVW5 トン以上のがゴリ）についても、小型トラック（GVW5 トン未満のがゴリ）と同様に、生産後 5 年以上経過している中古トラックの輸入を認めないという規定を設けるためのロードマップを 1 年以内に策定する。【MOT】
2. 日本側は、「*ベトナム政府は特定の中古トラック完成車と新車トラック完成車との関税差を 2004 年以降現行の 50%以上に維持する。<MOF> *ベトナム政府は、CKD 部品関税を 2007 年まで据え置く。<MOF>」と記述することを提案した。
これに対してベトナム側は、「ベトナム政府は 2004 年に特定の中古トラック完成車の関税を新車トラック完成車の関税よりも高くする。」と記述することを提案した。
両者は、協議を継続し、「評価・促進委員会」を通じて議論の結果を両首脳に報告することを決定した。
3. VR (Vietnam Register) は、生産後 25 年以上経過している車両については車検認可を停止する【半年以内に実施】。【MOTC】

(41) 二輪産業育成

(1) 現状

1995 年にスズキが投資ライセンスを取得して以降、96 年のホンダ、99 年のヤマハと続き日系 3 社 (JV) はベトナムのオートバイ産業における主要プレイヤーとなっている。外資参加の JV では他に中国系、台湾系があり、国内資本 100% 企業 (本稿では内資バイクメーカーと呼ぶ) 約 45 社を加えた企業が、100 万台市場におけるプレイヤーである。2001 年のピーク時需要は、160 万台 (99 年 35 万台、00 年 90 万台) 保有 (circulating license) は約 1000 万台に各々達したと推定される。完成車輸入および輸出は今のところ極めて少なく、内需規模が生産規模を直接支配する需給関係となっている。日本デザインの安価コピーバイク

(中国からの部品輸入による内資バイクメーカーの組み立て品)が2000年から01年にかけてバイク市場を席卷した。2002年に入り日系JVメーカーの低価格帯バイクの投入も見られた。このような安価なバイクの市場への投入により市場を急拡大し、ベトナムのバイク市場が価格弾力性の極めて高い急成長市場であることをも立証した。農村部人口が80%(一人当たり世帯支出は対都市部0.55(93年))であることや生活に密着したバイク文化を考慮すると、ベトナムの市場魅力度はアジアに例のない高さといえる。また、部品生産技術さえ着実に進歩すれば、世界に向けたバイク生産拠点として、ベトナムの潜在競争力は大変高いといえる。

バイクとその部品産業を左右する政策権限は、首相令147/2002/QD-TTGが示すように、MPI、MOF、MOST、MOTT、MOT等多岐の省庁に及ぶ。主管庁は工業省で国産化を奨励している。日系JVの中にはエンジン鋳物も内製するなど国産化が進み、70%を超える機種もある。日系平均でも、50-60%程度に達していると見られる。外資内資を問わず、バイク産業(国内完成車生産)が直面する大きな課題は、概ね次のようなものである。

政策関連：関係省庁が多岐におよび、バイク市場・生産の両側面において各省庁の政策如何で大きく影響される。例えばユーザーに対する保有制限の導入による市場の直接コントロール、部品の輸入Quota制導入による生産台数制限、組み立て用バイク部品に対する輸入関税制度の頻繁な変更、完成品及び部品の品質管理等に関する突然の基準変更、など。

市場構造：・知的財産権侵害機種の存在と当該機種の流通の増加　・国内市場の縮小による価格競争の激化、など。

供給構造：・部品国産化の進展が遅く輸出競争力が生まれにくい　・計約50社に達するバイクメーカーの再編成が遅く競争力のない企業が産業発展を阻害する　・外資の要求品質に耐えうる裾野産業の育成にまだ多くの時間を要する、など。

利用環境：交通ルール遵守の社会風土が形成されていない、信号システムや都市内での駐車場不足等インフラ環境の整備不足、など。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

バイク事業に関して現在日本側が大きな問題として捉えているのは、ベトナムではバイク事業活動の自由度が大きな制約を受けていることである。内外資を含めて、民間企業の活力を活かして市場経済化を促進しようとする政府の基本方針と、実際の事業活動に関わる度重なる政策の変更とその結果としての操業の混乱、経営の自由度の制約といった政策コンフリクトの問題ともいえる。FDIも活用して工業化を進める中で、バイク産業においてその問題が先鋭的に発生しているともいえる。特に重要な問題は、具体的には、次の2点である。

生産数量決定の自由度が制約されている。

メーカーの生産数量は、元来、市場とそこでの競争力が決定するものである。部品の輸入 Quota(年間、企業別)は従来から実施されていたものであるが、2002 年 9 月、外資系、内資バイクメーカーの双方に対して、2001 年の実績をベースとする年間の、新たな Quota が突然、中央政府 (MOT) から通知された。この新たな Quota は既に各工場の属する省の人民委員会の MOT 部局から認可されていた台数を大きく下回ったため、国内市場の拡大に対応して着実な生産規模および販売網拡大を図っていた外資系企業は大きな混乱に陥った。新たな Quota はすでに 8 月の時点で生産した台数とほぼ同一で、9 月以降の生産停止を意味し、実際に停止した企業も出現した。同年 11 月、外資系企業に追加枠が与えられたが、台数設定根拠は不透明である。ベトナムでは部品輸入計画 (省の人民委員会の MOT 部局に対するメーカーの申請) に対する認可という形で輸入が認められており、既に認められた認可の取り消しという形で年間の生産数量が制限されたものである。しかも、外資系 JV と内資バイクメーカーの割り当て比率は、外資系には全く納得性を欠くものであった。2002 年の内資バイクメーカーの生産は、この割り当て上限を相当下回ったと見られている。結果的には、部品の輸入 Quota に並行して政府が実施した市場の直接コントロール政策(注 1)の影響が大きかったため、バイク市場は急速に縮小した。市場が Quota 政策そのものの意味を駆逐することになるかもしれない。バイク産業に対する、一貫した、透明性の高い政策が求められる。なお、MPI は、日系 3 社への監査終了後の 7 月、FS に記載の生産台数までの認可を再確認する通達を各社へ通達した。(注 1 : 市場コントロール。過去 10 年間に登録したユーザーに対する新規登録禁止、登録料の大幅アップなど、政策によるバイク保有の総量コントロールが大きく需要に影響したと推測される)

95-99 年当時 (進出時) の事業計画である FS を根拠に事業活動が制約されている。

外資系企業は投資ライセンス取得時に、FS を提出している。数ページのライセンスには、企業名称、出資の形態と出資者、ライセンス期間等に加え、バイク企業の場合は投資金額と現地調達率が含まれている (ベトナムでは投資額と現地調達率を記載しないと投資ライセンスは取得できない。元来、両項目は目標であり、ライセンスに含む事項ではないとの考えもある)。FS はライセンス取得申請時に添付される中期の事業計画書であり、工場レイアウト計画、年次別投資予定額、生産機種と生産予定台数、販売計画、電力・水使用想定量、廃棄物処理計画などが詳細に記載されている厚い計画書である。

日本側企業は、FS は「事業計画書」であり、事業開始後の経営環境変化に伴う変更は当然のことと考えている。記載事項全てが「義務」事項あるいは「制限」事項とは考えていない。バイクメーカーに限らず、むしろ、如何に環境変化に迅速に対応するかが企業経営の要諦であると考えるのが、外資企業では通常である。現地調達率に関してはライセンス取得時の「遵守・義務」事項と考えその向上に大きな努力を投入してきたが、生産台数や生産機種は、環境の変化に伴い臨機応変に変えうると考えている。ベトナム側は、この FS 記

載事項を、「義務」項目、「制限」項目として捉えている。 項とも関係するが、部品輸入における 2002 年 9 月の新たな Quota の通達の際にそれが見られた。即ち、FS に記載された生産予定台数を、生産上限とする政府の輸入部品に対する数量制限である。2003 年は先に述べたように市場が Quota の意味を失わせているが、今後の市場展開如何によっては、FS の記載事項が再度大きな問題となる不安定さを残したままである。FS を進出時の「事業計画書」と捉え、臨機応変に企業の独自判断で事業計画を変更できるように改善してほしい。市場が企業の活動を規定し、企業戦略の良し悪しが成長企業と衰退企業を峻別するという市場経済の原則に基づき、FS からの束縛から解放され、より自由な事業活動ができるよう改善されることを期待する。望ましいのは、進出後一定期間を経た企業に対しては、生産台数や機種といった事業活動の基本的選択をメーカーの自由裁量とすること、すなわち、関連政府機関に「FS 記載事項の変更」の申請をすることなく、認可を不要とする明確な首相通達の発給である。(あるベトナム弁護士は外資法上、ライセンスと FS は法的には区分され、生産台数は外資の自由裁量との意見)

その他の主要な問題

完成車の輸入販売に関する問題：日系メーカーの投資ライセンスでは、完成バイクの輸入販売は認められていない。一部の内資ディーラーが認可を受けて輸入販売しているが、日系メーカーの完成車（各日本メーカーと関係なくディーラーが独自に海外で調達）の輸入も見られるようになっており、ユーザーへのアフターサービス、メーカーのブランド維持の点で問題が生じようとしている。また、現地邦人が輸入販売事業を開始することで、市場規模が小さいなどの理由で国内生産できない機種を輸入補完し、製品のラインアップを拡大することが可能となる。ユーザーはバイク選択枝が拡大するとともに、価格面でも受益できる。輸入販売の事業化のためには、ライセンスを改めて取得する必要があると想定される。外資系メーカーは輸入販売ライセンス取得が可能なのか、取得条件や取得方法を明確にしてほしい。

(3) 問題点に対する越政府の認識

諸情報から概ね次のようである。2002 年 9 月の輸入部品数量の認可を通じて生産数量を制限（メーカーに既に認可した輸入計画の取り消しや、輸入数量上限の通達）した政策は、廃止された（と想定される）。市場の縮小から、制限の実質的意味は失せつつある。しかし、バイクに限らず全ての輸入は輸入計画の認可を受ける必要がある。FS に示された台数は遵守されるべきで、個別企業ごとにその台数は当然異なる。FS はライセンスの一部である。JV の場合の FS の変更は、取締役会での変更決議が必要と思われる。その後、MPI への変更の申請、関連省庁の意見聴取等があり、最終結論が出されるという過程はライセンス取得申請時と同一となる。

ベトナム側(MOI)は、FS は投資ライセンスに付属する「計画書」ではなく、投資ライセン

スを構成する一部分であり遵守が求められると認識している。政府が必要と判断した場合、FSに基づき事業活動を制約することは法的に問題ではない

完成車の輸入販売は、現在の投資ライセンスでは認められていない。外資系企業は、バイクに限らず一般的に完成工業品の輸入販売事業は認められていないと理解している。既に国産化している企業が一部の製品系列を輸入販売するのであれば、政府は検討の余地があるのではないかと。ライセンス取得申請をするのがいいのではないかと。

(4) 具体的な解決策

1. 日越双方は、投資ライセンス申請時に企業が提出した F/S の性質について議論した。日本側は F / S はあくまでもその段階における見込みにすぎず、いかなる意味においても企業の活動を制約するものではないと理解している旨主張した。特に、日本側は外資系企業のみならず生産制限が適用されることは日越投資協定に反するおそれがあり、かつ、ベトナムへの日本の直接投資に悪影響があると考えている。これに対してベトナム政府は、原則として F / S は企業の生産量を制約しないが、企業の実際生産能力を勘案しつつも、同時に社会経済状況と国内市場の規模も勘案し、事前の通知と協議を経れば企業の生産能力は制約しないと主張した。両者は、「評価・促進委員会」を通じて議論を継続することを決定した。この関係でベトナム政府と JAMA などの産業界との間の協議は推奨される。

3. バイクおよび部品産業発展戦略の策定

工業省は、客観的分析能力と反応力を有する学者や第 3 者から構成されるタスクフォースを編成し、企業の生産計画の裏づけに関するヒアリング調査を行う中でバイク産業全体としての規模拡大の条件と可能性等を詳細に学び理解する。この結論（複数のシナリオ）を参考にしつつ、ベトナム政府は、関係各省の協力を得て、また、バイクメーカー（地場のみならず外資も含む）の意見を十分に尊重しつつ工業省により策定されたバイク産業に関する総合的発展戦略を了承する【1年以内に実施】。（主要部品ごとの実態調査や育成方策、大量輸入部品の国産化のための部品生産の集約とそこへの技術移転計画、輸出競争力獲得のための条件整備、日本・インドネシア・タイ・中国等との協調や競争戦略、交通ルール遵守と事故対策の策定などベトナムが「世界に向けた中核生産拠点・輸出拠点」になるためには多くの研究すべき緊急の課題がある）

日本政府は、二輪産業 M/P 策定の実施を支援することを検討する。

オートバイ部品の輸入関税区分の変更と輸出インセンティブの付与

(1) 現状

オートバイ産業はすでにベトナムの技術集約産業の重要な一つであり、その部品産業は今後のベトナムの工業発展の原動力の一つとして期待されている。約 3000 点の部品の国産化の進展がその鍵を握る。ベトナム政府は国内部品産業の発展を、「部品の FDI 誘致」と「完成車(バイク)メーカーに対する国産化率の促進誘導」で図った。例えば 2002 年末ま

でにホンダの部品メーカーは FDI 企業 2 1 社、ベトナム企業 1 1 社に拡大した。現在、日本、韓国、台湾、中国など外資系部品メーカーは計 120 社にまで拡大したと言われる。

一方、完成車(バイク)メーカーに対する国産化率は、主要な外資系完成車メーカー（日系、韓国系、台湾系）と国内完成車メーカー（中国製バイクの IKD 輸入の組み立てが多い）とで、大きな差が生じた。前者が 50-60%以上に達しているのに対し、後者は 15%から 30%程度にとどまっているといわれる。

政府の体系的な部品産業育成策は不明確な現状にあるが、過去数年を見ると、結果的に、最重視した部品産業育成策は「バイクの国産化達成率と国産化できていない輸入部品に対する関税率」を、各社ごとに直接リンクさせたことであったといえる。これは外内資双方共通に適用された。しかし、関税の具体的な賦課方法と税率はめまぐるしく変更され、部品メーカーの経営に大きな打撃をもたらした。

- 2001 年 1 月には、各社の国産化率に基づいて各社毎に部品に輸入関税を賦課した（例えば国産化率 15%では 60%の関税、40%で 15%）
- 2002 年 1 月には、エンジン排気量と国産化率の状況に応じて、新関税率を適用
- 2002 年 6 月には、国産化率の分類の細分化・国産化率計算方法の変更と関税率の改定

このような輸入部品に対する関税政策のめまぐるしい変化にも関わらず、日系外資完成車メーカーの国産化率は、部品の FDI の誘致、部品内製化の促進（設備投資等）、ベトナム企業からの部品等調達（外資系完成車メーカーの要求品質に対応できる企業は未だ少ないもの）等に努力したことで着実に向上した。しかし、政府は、中国製バイクの IKD 輸入の組み立てが主たる事業内容となっている内資完成車メーカー（約 45 社、内半数が国営企業）の国産化率が向上していないことから、部品産業はいまだ十分に育成されていないと考えている。また、いくつかの内資完成車メーカーは、外資メーカーの知的財産権の侵害、低品質でアフターケアもないバイクの市場への投入、など多くの問題を発生させた。

2003 年 1 月 1 日、オートバイ部品の輸入関税の改定が行われ（MOF、Ref No 551TC/TCT）、7 月現在、外資・内資メーカー共通に「個別部品毎の輸入関税率」が適用されている。今後、AFTA に対応すべく、政府は 2006 年に 0-5%までに部品の輸入関税を引き下げるか否かを検討することになるが、現在、その検討過程、関税率の変化の方向性など、部品メーカーの今後の経営計画の策定に必要な重要な情報は、何も示されていない。オートバイとその部品産業を育成するという政府の基本的方向はあるものの、オートバイ産業に対する明確な長期産業ビジョンがないこともあって、部品産業育成の具体的施策は見えない。

2003 年 1 月の輸入部品（オートバイ）に対する関税率

グループイメージ	関税率	部品の例
----------	-----	------

グループ 1	50%	車体部品関連
グループ 2	40	電装部品関連
グループ 3	30	エンジン部品関連

なお部品ごとの関税利率は、一般的に使われている tariff-book に従って決められている。上表は、イメージ概要である。部品ごとの正確な関税率は交渉で決められている。また、Ju2003 年 7 月以降は、首相府の DecreeNo78/2003/ND-CP、MPI の Circular No64/2003/BT-BTC に基づく新たな関税率が適用され予定である。

(2) 企業の視点から見た現状の問題点

現行の関税率表 (MOF、Import-export Tariff) は、部品群の関税率区分において「外資部品企業およびベトナム資本の部品企業による生産が可能か否か、彼らからの調達が可能か否か」が十分に反映されていない。また、現在の区分は、区分の曖昧な部品が多い。このため、実質的に、税関当局とのネゴで関税率を決定している。また、担当する税関官署で見解が異なるのも問題である。財政省による部品ごとの適用関税率の公開 (例えば、インターネットで公開) を希望する。

(3) 問題点に対する越政府の認識

バイク部品産業は、「外資法で投資奨励分野に指定している重要分野」である。AFTA との関連では、ベトナムは現在、バイク、バイク部品は GEL 品目に区分している。2006 年以降も適応 (MOF の考え) と推測されている。

(4) 具体的な解決策

1 . 二輪車部品の関税改正

ベトナム政府は、「外資部品企業およびベトナム資本の部品企業による生産が可能か否か、それらからの調達が可能か否か」という基準に基づき現行の関税率表 (MOF、Import-export Tariff) における部品群と関税率を改定する。その際、国内で調達できる部品についてはより高い関税を課す一方で技術的に高度で国内調達ができない部品については低い部品輸入関税を適用する。どの部品をどの区分に対応させるかのリスト作成においては、バイク部品メーカーの意見を十分に反映させ現実に即したリストを作成する。ベトナム政府はバイク部品産業発展のための措置を講ずる。【MOF】

2 . 輸出インセンティブの付与

ベトナム政府は、二輪産業の輸出を促進するため、企業からの意見を聴取しつつ輸出インセンティブの強化のための措置を研究し、実施する。【MOF】

オートバイ部品の品質管理基準等

(1) 現状

完成品としてのバイクの安全性確保や排気ガス等からの環境保護を主な目的として、従来からバイク性能等に関する車両基準、バイクの組み立て等生産管理基準、部品に対する品質基準が設定されていた(国家基準であるTCVNの中のバイク関連)。MOTTのVR、MOSTの認証は任意であり、強制適用ではなかった。しかし、首相決定147/2002/QD/TTGに先立つ2002年6月、従来適用されてきた型式認定の中で、VR(MOTT)は、安全、環境、部品品質に関わる27項目を強制適用項目とし、その実施を義務化する通達を発行した。バイクとバイク部品のTechnical Standardを管掌するMOTT(Ministry of Transportation)はVR(Vietnam register)が27項目、また、首相決定147に基づきバイクとバイク部品の品質の登録を管理するMOSTは、MOTTの27項目に6項目を加えて独自の品質検査と管理、報告義務を課した。現在、ベトナム政府は計33項目をバイク産業に強制項目として課している。日系企業は検査機器等導入や生産工程の改善などへの多くの努力と費用投入、政府当局との適用時期の開始に関する交渉などを経て、現在、ほぼ問題点をクリアした。一方、国営バイク企業や外資系以外の民間バイク企業への品質等管理基準の適用状況、各企業の達成度合い等に関する情報は、2003年7月現在、全く公開されておらず、外資系企業は知ることができない。

(2) 企業の視点から見た現状の問題点

日本企業の基本認識： バイクとその部品の品質向上は、ベトナムのバイク生産のその大きな潜在力を世界に向けて開花させるための極めて重要な武器である。品質管理の強化自体は、ベトナムのバイク生産が健全化に向かう方向を示すものであり、特に問題ではない。問題は、選定された品質等検査の対象項目、検査方法、検査の効果、報告業務のあり方、全バイクメーカーへ共通的に実施されるか疑念が残ることなどにある。また、強制的に適用する基準は、適切な論理と経験に裏付けられた最小限の基準とすべきである。各メーカーへの適用状況に格差が生じないように、その適用状況は検査実務機関から定期的に公開されることを期待する。

直面している主な問題点：

- 対象項目の80%程度がVRとMOSTで重複している。重複自体は問題ではない。2機関にまたがるのが、無駄なコストを発生させていることに問題がある
- 実施の効果に疑問をもつ強制適用項目がある。ここでも無駄と考えられるコストが発生する。これらのコストは、結果的に消費者にも不要な負担を負わせることになりかねない。強制適用項目によっては、指定された検査基準・管理方法が適切かどうか、疑問のあるものがある。検査基準、管理方法の見直しを求む。

その他日本側の意見： 新たな品質検査や管理規定への対応には、規定内容に応じて一定

の時間的猶予が必要である。突然の規定改定と短時間での対応義務化は、生産工程の変更、検査機器の導入や作業者の訓練の必要性などから、一般に困難である。実施までの期間を考慮した発効を求める。

(3) 問題点に対する越政府の認識

ベトナム政府はバイク産業を重要な育成対象産業として考え、品質管理の重要性も認識している。品質等検査技術、経験が不足していることも認識している。バイクでグローバル展開をする日本本社の工場（品質管理部門等）の認証結果をベトナム政府も信頼し、項目全てをベトナムの工場で実施しなくてもよいとする方向で、解決策を見つけるべく努力中である。中国製部品に関しては、輸出もとの中国政府が中国国内5箇所に持つ認定機関の認定書を採用しているが、その信頼性に疑問があることは承知している。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、品質基準の制定に際しては、前もって、経済的効率性と透明性を確保するという観点から誠実かつ十分な形で外資系バイクメーカーの意見を聞く。
<MOST、MOTC>
2. ベトナム政府は、関連機関の役割を調整・整理することを通じて品質基準手続きの簡素化を行う。<MOST、MOTC>

(42) 電機産業及び電子産業の育成

(1) 現状

電機/電子産業は、ベトナムの工業化にとって極めて重要な産業の一つである。諸外国の例を見るまでもなくその発展には組み立て企業に部品を供給する裾野産業の存在が不可欠であるが、現状でのベトナム国内の電子部品産業は極めて脆弱であり、これを如何に守り育てていくかが課題である。ベトナム政府は、これまで、組み立て企業に対するライセンス上の現地調達要求の義務づけ、比較的高い部品関税の設定などにより国内部品産業保護政策をとってきたが、このような施策は、貿易・投資の自由化が世界経済の主流となり、また、技術・商品導入のスピードが世界的に同期化し極めて速く、世界的に過剰設備・過剰生産能力の傾向にある現在の電機/電子産業では、長い時間をかけて自国産業を保護・育成していくというような産業政策はもはや得策でない。更に、AFTA(CEPT)への本格統合やWTO加盟を目指すベトナムにとって、現状の政策継続は困難であり、かつ、他方、CEPTに基づく完成品関税の引き下げによりベトナムにおいて電機/電子産業の完成品組み立てを

行う優位性は失われ撤退の危機に直面してくる。ベトナム政府は現状打開の一つとして、2003年7月付大蔵省令64で、いわゆるキット形態ではない、BY-PARTSでの部品輸入の円滑化を進め、原産地証明/フォームDによりCEPT税率適用が拡大され、部材のミニマム価格が廃止された。これにより、これまで日系メーカーが部品輸入する際に事実上従わざるを得なかったキット輸入制度が撤廃されたことになる。他方、このことにより他のASEAN諸国の安い部品・部材の輸入が加速することも否定できず、ベトナムが目指す国内部品産業育成・誘致促進と逆行するおそれも無いわけではなく、電機/電子産業の発展を目指すために何らかの対応が求められる。また、ベトナムが外資を梃子とした電機/電子産業の工業化を進めるためには、電機/電子産業のグローバルな動きを把握し、それに対応できる体制と仕組みをすばやく構築することが求められている。そのためには、電機/電子産業マスタープランの作成と積極的なプロモーション活動の必要性がある。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

大蔵省令64により改善は進んだものの、国際競争力は引き続き弱く他ASEAN諸国と競争することは並大抵でなく、苦戦を強いられている。長期戦略や長期ビジョンの存在がなければ電機/電子産業の発展を望むことは出来ない。組み立て産業の量の拡大と、それを支える電子部品産業育成のための思い切った政策が必要である。

(3) 問題点に対する越政府の認識

電機/電子産業の重要性を十分認識し、地場産業の育成を図りつつ「さまざまな政策を組み合わせると組み立てと部品産業の誘致・育成を同時並行して行う」という政策の下長期ビジョンを打ち出したい考えであるが、経済統合など対外経済環境の変化及び技術革新のスピードが速く、それに対応したビジョン策定に至っていない。

(4) 具体的な解決策

1. ベトナム政府は、WTO-TRIM協定との整合性を念頭に置きつつ、ベトナムの電機/電子産業の組み立て企業の現地調達化努力を引き続き促すキット関税率体系を検討する。【MOF、MPT、MOI、MOT】
2. ベトナム政府は、電子部品組み立て企業のコスト競争力強化と現地化推進のため、外資部品企業およびベトナム資本の部品企業による生産が難しい品目の関税ゼロ化も含めた新関税体系を2004年の出来るだけ早急に策定し公表する。【MOF、MPT、MPI、MOT】
3. ベトナム政府は、1年以内に地場企業や外資系企業に共通にガイドラインとなる電機電子産業マスタープランを策定する。【MPT、MOI】日本政府は電機電子マスタープラン策定に対する支援を検討する。

4. 工業標準の近代化と ISO 規格との整合性を図り、関連規格とこれを実証するため、STAMEQ などの機能を拡充する支援を行い、品質管理、工業標準を向上させる。【MOST】

(43) セメント JV 追加投資時最低出資比率規制 (40%) の廃止

(1) 現状

タイ、インドネシアの 50-60MT の年間セメント生産能力に続きフィリピン、マレーシア、ベトナムは 20-30MT の生産能力を持つ。タイ、インドネシアは既にアジアを中心に輸出も多い。タイのサイアムセメントを除き、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシアでは、欧州・メキシコの国際資本が大きな位置を占めている。ベトナムのセメント生産は国営企業 7 社、及び外資とセメント公社等との JV 4 社 (Nghi Son、CHinfon、Holcim ベトナム、Luckvasi) によって主に行われている。JV では 4 社とも外国側がマジョリティーを持ち、現在のベトナム側の持分は 30~35% である。国内生産は過去数年 10 数% を越える伸びが見られたが国内消費はそれを上回っている。近年の建設ブームが背景にありセメント産業は全般的に好景が続き、不足分をクリンカーとして輸入する状況が続いている。95 年以降、セメントは事実上の輸入禁止措置(注 1)であったが、2003 年 7 月に輸入が解禁された (アセアンからの輸入関税は 20%、アセアン以外は 40%)。また AFTA に対応し、アセアン諸国からの輸入関税は 2006 年には 5% 以下に引き下げられる見通しである。

(注 1) クリンカー等セメント原料を除く。99 年以降は No.46/2001//QD-TTG でクリンカーも輸入管理品目となった。

豊富な国内石灰石資源を持つベトナムは、セメント産業の能力増強と国際競争力強化を目的に、2010 年までのセメント産業マスタープランを首相決定として 2001 年 11 月に発効した (No.164/2002/QD-TTG)。この No.164 号決定の発効でジョイントベンチャーに大きな問題が生じた。No.164 号決定は、「今後の能力増強に際してはベトナム側出資比率が 40% もしくはそれ以上になるように持分比率の調整を行うこと」と明記したためである。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

合弁契約書においては、外国投資法 (18/2000/QH10) 第 8 条にもとづき「VNCC (ベトナム側パートナー) は会社の法律上の資本金における持分比率を増加させる権利を有する」とあるが、「価格、手段、方策については双方の合意に基づくものとする」と明記されている。すなわち持分比率変更の交渉はまず合弁当事者の合意によるべきであり、政府決定 (マスタープラン) による強制的な持分比率の変更指示は承服できない。外国投資法施行細則により定められている「外国投資の平等かつ公平な取り扱いの保証」精神に反する

と思われる。

(3) 問題点に対する越政府の認識

現在越政府はセメント産業政策を再検討中である。セメント産業についてはベトナム側の持分比率を高めるべしという意見もあるが、効率性の観点から外国側の資本、技術の積極的な利用拡大を図るべしとの意見もある。このため、政府内部で法的側面を含めて検討と調整を行なっている段階である。従って、本問題については、その結果をお待ちいただきたい。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、セメント産業M/P(2001年11月の首相府決定164号)における資本比率規制(40%)の文言を削除するとともに、資本比率は合弁当事者の合意に委ねるべきことを明確にする【即座に実施】。【MOC:WT1】

(44) ベトコンバンクの長期延滞債権問題

(1) 現状

1986年に越政府によって制定されたドイモイ(刷新)政策はベトナム国営企業及び地方自治体による事業拡大ブームを引き起こし、当時日本及び韓国等からの工業製品、特に自動車・産業機械等の輸入急増を促した。しかし、この輸入急増はそれら組織の経営を破綻させ、1980年代後半には輸入代金決済を滞らせる事態を発生させた。

当時、信用状決済(L/C決済)が不履行となった韓国商社が訴訟を提起して、これを受理する仲裁機関がないとの裁定が下された経緯や、豪州政府が長期債権の解消に2年以上もかかったと言う情報もあり、同国での民間による債務問題はその事態解決の困難さが伺える。日系企業では、同種債権を欧米債権銀行に二束三文で売却した例もあるとの事であるが、引き続き長期間にわたって不良債権を抱えている企業が複数ある。参考例として、日本有数のある総合商社は元利合計で未だに9億円を超える対ベトコンバンク(VCB)L/C債権を有しており、この他にもベトナム友好商社数社が同様のL/C未決済債権の長期間にわたる保有を余儀なくされている。また、日本貿易保険課(NEXI)は上記商社の有するベトコンバンクL/Cの一部について貿易保険を提供していたため、これら商社と同様にL/C未決済債権を有することになっている(元本約6億円弱)。NEXIは今年初めから債権回収団を派遣して、ベトコンバンク側ならびに財務省等の政府関係機関との交渉を行っているが、具体的な解決の目処がたたない状況とのことである。

(2) 企業の視点からの問題点・疑問点

今後アジアにおける日系企業の進出先として、ベトナムがその有望市場として理解される事は論を待たないが、そのベトナムにおいて同国最大の国営商業銀行によるL/C決済が長期に渡って不履行となっていることは、個々の企業の直接投資の決断を鈍らせる要因となっている可能性が有り、また、この事実の結果として貿易保険が付保された手形の決済不履行により、VCBが日本貿易保険のL/C適格の対象から除外されている点は特筆すべきである。

1993年以降国際決済機能を持つ国際銀行と自負する同行が、日本各種貿易保険の対象ではなく、且つその決済について、国際商習慣に照らせばベトナム側の非が明確であるにもかかわらず長期に渡ってL/C決済を履行しないと言う事実は、民間取引及び直接投資のアキレス腱になりかねない問題である。

(3) 問題点に対する越政府の認識

現状 VCB は、債権の存在を認めながらも、該当債権は 1993 年に VCB 自体が独自の国際決済機能を有するまでに、政府の指導で発行された信用状であり、VCB 自体が一元的な責任を有するわけではないとの見解を示している。その一方で発行銀行としての一部責任を認め、全額決済は不可能とした上で、各社に金利の全額減免と 50%以上の元本減免を求めているのが現状。他方、VCB を管轄するベトナム中央銀行及び財務省は、VCB 債権に関わる包括的な Institutional な支援と一定の運営資金提供等支援は行いながら、最終的な決済判断・解消策は本件がそもそも民間問題であるとの立場に立って、その具体的解決は VCB の責任であるとの見解を示している。

(4) 具体的な解決策

ベトナム政府は、ベトコンバンクに対して、ベトコンバンク向け長期延滞債権問題の解決を要求するとともに即座に解決策を探すよう指導する。またベトナム政府は、関係者間でこの問題を議論するための機会を 2004 年 3 月までに設けるなど、取りうる全ての措置を講ずる。【SBV】

第5章 日越共同イニシアティブのフォローアップ

フォローアップの役割分担

(イ) 行動計画に規定されたベトナム側行動項目のうち、ハード面での経済インフラの整備・個別企業に係る問題を除く項目は、原則として日越の官民が合同で実施している日越投資貿易WGの枠組みでフォローアップを行い、その実施を促進する。なお、そのうち、各業界単位の問題（既存投資家への支援措置。四輪、二輪、電気電子等）に関しては、日越投資貿易WGによるフォローアップに加え、各業界と政府との政策対話においても追加的にフォローアップする。

(ロ) 個別企業に係る問題については、適宜必要に応じて両国間でフォローアップを行う。

(ハ) 行動計画に規定されたベトナム側各行動項目に対してODAによる協力を検討する旨行動計画に記載されている項目（経済インフラ整備、能力向上、制度整備の項目が中心）のフォローアップは、日本側としては、我が国の厳しい財政状況、今後減少傾向にあるODA予算全体の動向を十分勘案しつつ、限られた予算の中で関係省庁、JICA、JETRO、JBICが2003年度以降の各々の事業の中で可能な限りODAにつなげていくことにより実効的なフォローアップを行うことを目指す。また、これらの項目に関しては、経済協力の年次政策協議の中で、フォローアップを行い、その実施を促進することとする。なお、ODAによる支援については、越側実施体制が整わない限りは効果的なプロジェクト実施が望めないことから、それらが担保されるという条件の下、支援を検討していく。

本イニシアティブのモニタリング及び評価スキーム

(イ) 本行動計画策定後、本イニシアティブの事務局は、本行動計画策定後半年毎に実施進捗状況を調査してタスクフォースメンバーに提出する。タスクフォースは「モニタリング委員会（仮称）」に改組され、2年間概ね半年毎に実施状況のモニタリングを行うとともに、実施内容や時期が不十分なものについては実施の促進を図る。

(ロ) 本行動計画策定後概ね1年後及び2年後を目途に合同委員会のメンバー級からなる「評価・促進委員会（仮称）」を開催し、実施状況のモニタリングを行うとともに一層の実現を促すための措置（政府への報告・指示）を講ずるものとする。その後は

日越双方の協議に基づき適宜必要に応じてフォローアップを行う。

日本の ODA 政策との関連

対ベトナムの ODA の規模を検討するに当たっては「制度・政策環境」を含む諸要素を評価・検討し、その定性的方向性を検討する仕組みを導入することとした。本行動計画の実施状況は、ベトナムの「制度・政策環境」を評価・検討する際の重要な要素の一つとする。